

# 第V章 考察

## 1 遺構変遷と地形復原

### A 第一次大極殿院地区の遺構変遷

第一次大極殿院地区の遺構は、I期・II期・III期に大別でき、さらにI期はI-1期からI-4期までの4時期に、III期はIII-1期・III-2期の2時期に細分できる。本節では、『平城報告XI』の所見を基本とするが、本報告書対象調査で判明した新たな知見を加え、『平城報告XI』の成果とあわせ、各時期の性格について考察する。

#### i 平城宮造営以前の遺構

この時期の遺構で新たに検出したものは、西区画外の溝2条のみである。いずれも北西から南東へ流れ、第一次大極殿院地区西側の標高の低い場所を流れていた。東区画外で確認しているような建物遺構などは確認できなかった。

#### ii I期の遺構

I期は、南北317.9m、東西176.9mに区画する時期で、奈良時代前半の第一次大極殿院の遺構である。4時期に細分でき、『平城報告XI』ではそれぞれ、創建、増築、解体、再建というサイクルを推定した。しかし、本報告の対象である区画西半分の調査の成果より、4時期の細分化には変更はないものの、それぞれの遺構の解釈や性格には変更を加える必要が生じた。以下、『平城報告XI』からの変更点に焦点をあて、I期の遺構を考察する。

**I-1期** (図95) 第一次大極殿院を造営した時期である。区画は、南面中央に南門SB7801を設け、外周に南面築地回廊SC5600(東半)・SC7820(西半)、東面築地回廊SC5500、西面築地回廊SC13400、北面築地回廊SC8098が廻る。これらの築地回廊は複廊形式で、基壇の外側に雨落溝を備え、区画の四隅には木樋暗渠を設け、区画内の水を区画外へ流す。

区画施設

回廊の内側は北側に高い壇を設け、その前面に磚積擁壁SX6600を築く。SX6600の東西は緩やかに傾斜した斜路SF9232A(東側)・SF14255A(西側)となり、SX6600の中央前面には木階SX6601が取りつく。

壇上の中央には、大極殿SB7200と後殿SB8120が前後に並ぶ。SB7200の前面では、仮設的な建物とみられる、SB6680・SB6643・SB6636の3棟を確認している。『平城報告XI』では、SB7200の南面階段は北面階段と同じように3基存在したと推定し、もっとも古いSB6680が、推定される南面階段の位置を避けて建てられていると考え、この時期の遺構に比定している。しかし、III章で述べたとおり、北面階段を南に折り返して推定される階段位置と、SB6680は

大極殿

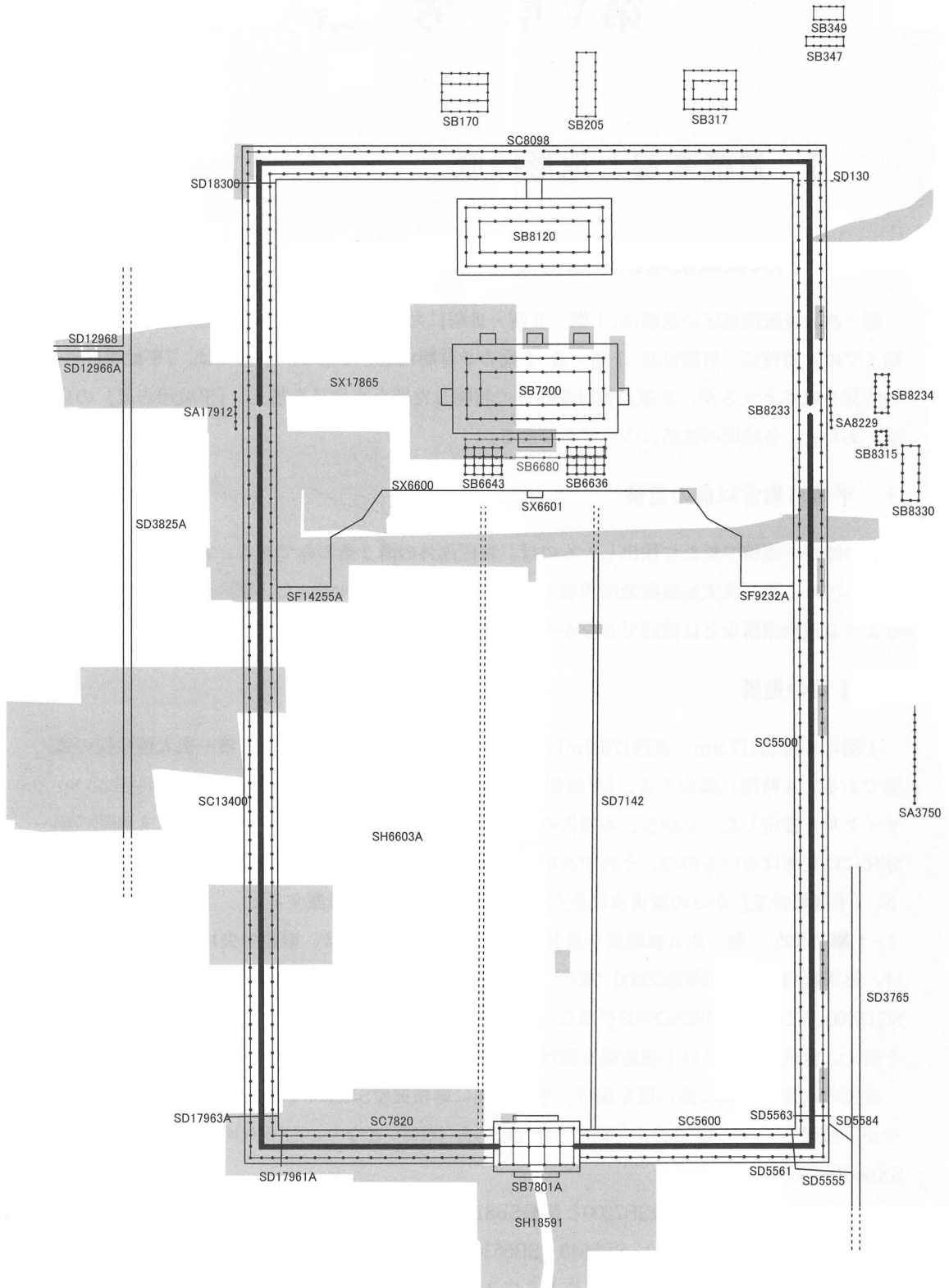


図 95 I-1 期の遺構 (和銅 8 年頃の遺構)

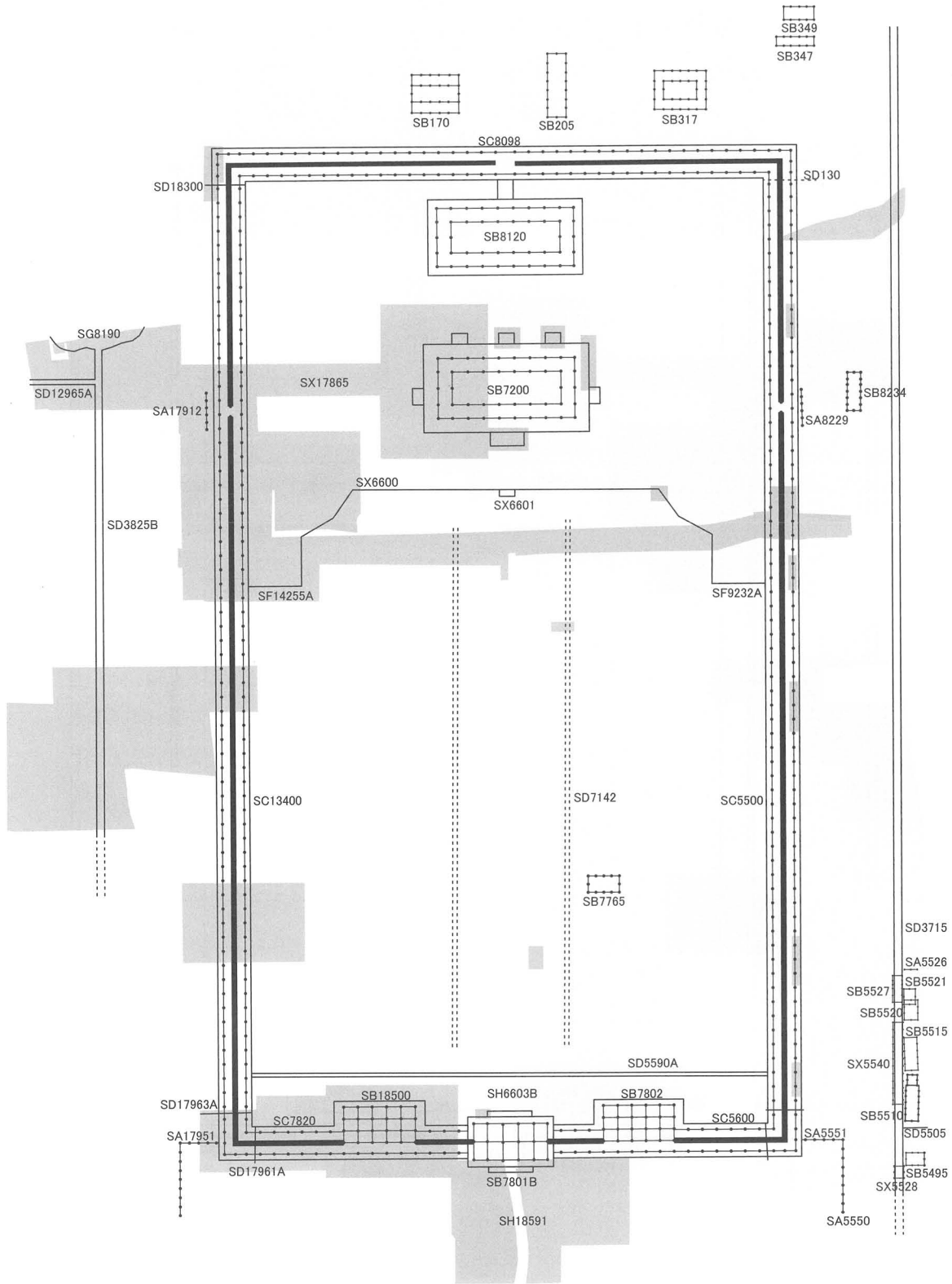


図 96 I-2 期の遺構 (天平 3 年頃の遺構)

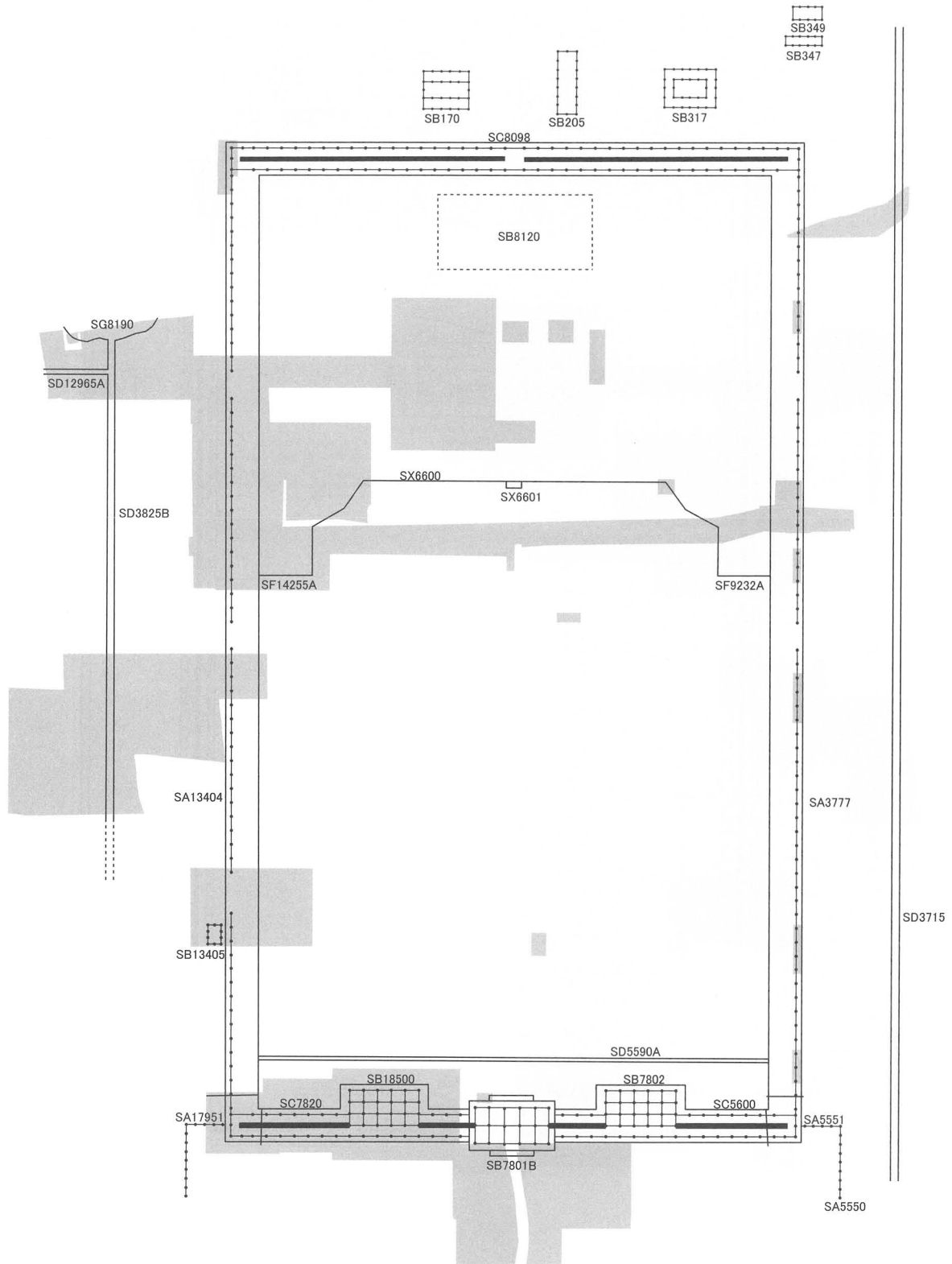


図 97 I-3 期の遺構 (天平 15 年頃の遺構)



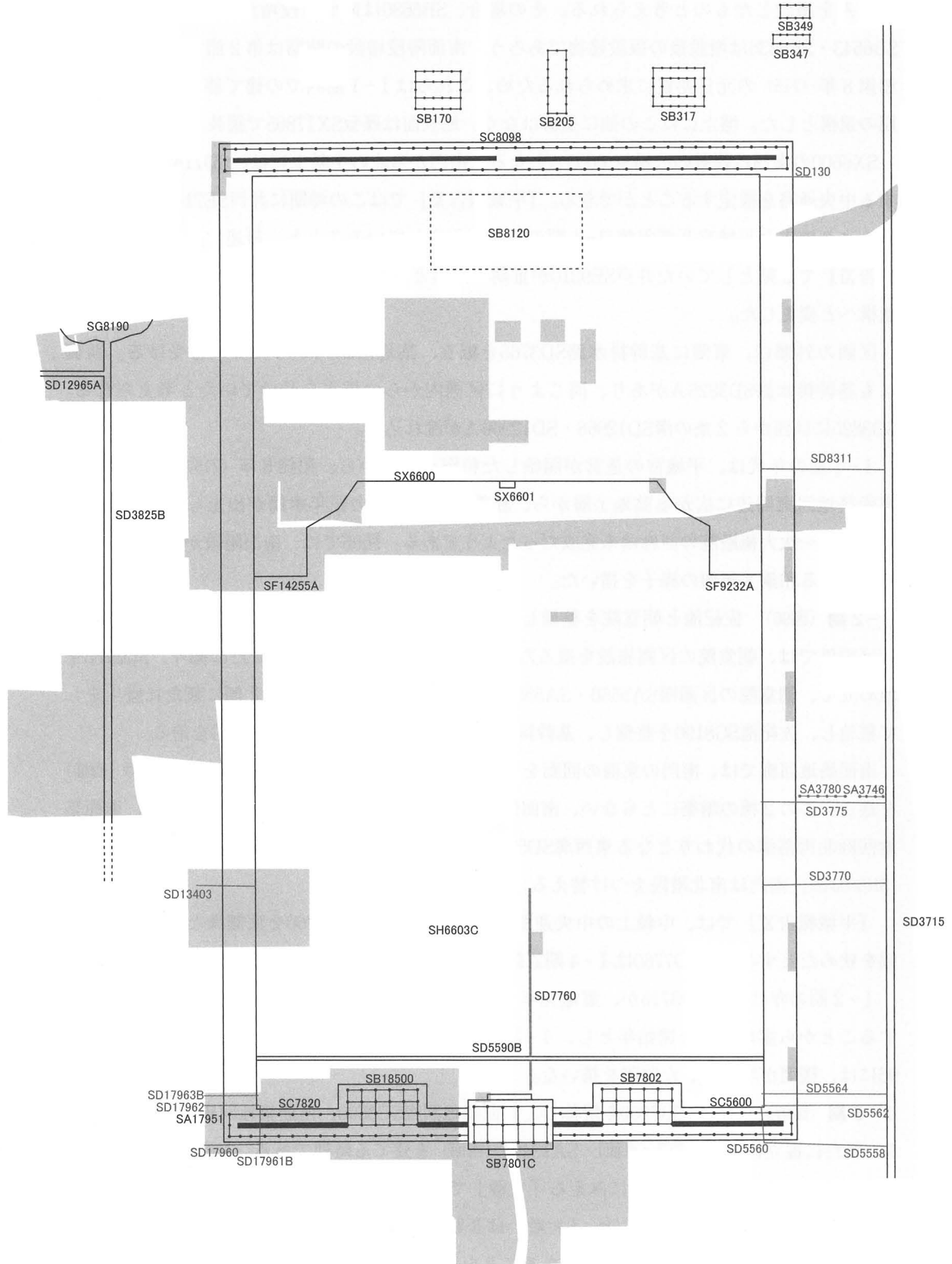


図 98 I-4 期の遺構 (天平末年~天平勝宝初年の遺構)

重複してしまうこと、また、検出された南面階段は中央1基のみで、階段が取りつく部分では基壇外装の痕跡が残っていることなどから、SB7200は当初南面階段がなく、後に中央1基のみを増設したものと考えられる。その場合、SB6680は南面階段増設以前の建物であり、SB6643・SB6636は増設後の仮設建物であろう。南面階段増設の時期は第2節で述べるとおり和銅8年(715)の元日朝賀に求められるため、これらはI-1期以内での建て替えとし、この時期の遺構とした。壇上にはこの他に遺構はなく、地表面は礫敷SX17865で舗装されている。

**内庭広場** SX6600の南側は礫敷の広場SH6603Aとなる。南門から北の中軸上には、SD7142を東側溝とする中央通路を推定することができる。『平城報告XI』ではこの時期に井戸SE7145を含めたが、埋土より檜皮と平城宮瓦編年第三-1期の軒瓦が出土していることと、後述するように『平城報告XI』でⅡ期としていた井戸SE9210がⅢ期に降ると考えられることから、SE7145をⅡ期の遺構へと変更した。

**基幹排水路** 区画の外側は、東側に基幹排水路SD3765を掘り、築地回廊内からの排水を受ける。西側にも基幹排水路SD3825Aがあり、同じように区画内からの排水を受けていたと考えられる。SD3825には西から2条の溝SD12968・SD12966Aが流れ込む。

I-1期の年代は、平城宮の造営が開始した和銅初年頃から、和銅8年(715)までとする。南面築地回廊周辺に広がる整地土層から、和銅3年(710)の紀年木簡が出土しており、遷都時には第一次大極殿院の回廊は未完成だったようである。図95では、南面階段が増設されたと考えられる和銅8年頃の様子を描いた。

**I-2期** (図96) 佐紀池と朝堂院を整備し、南面築地回廊に楼閣建物を増築する時期である。東区画外では、朝堂院の区画施設を造るために、基幹排水路SD3715を新たに掘り、SD3765を埋め立て、朝堂院の区画塀SA5550・SA5551を造る。区画の西側では、北側に新たに盛土をして整地し、佐紀池SG8190を整備し、基幹排水路SD3825Aを改修し、SD3825Bを造る。

**楼閣の増築** 南面築地回廊では、南門の東西の回廊を一部取り壊し、楼閣SB7802(東楼)、SB18500(西楼)を造る。この2棟の増築にともない、南面回廊北側に盛土を施し地表面の傾斜を変え、南面築地回廊北雨落溝の代わりとなる東西溝SD5590Aを掘る。盛土を施した範囲には礫を敷き直す(SH6603B)。南門は南北階段をつけ替える(SB7801B)。

『平城報告XI』では、中軸上の中央通路に関して、南北溝SD7760を東側溝とする通路へ道幅を狭めたとするが、SD7760はI-4期以降の遺構であるため削除した。

I-2期の年代は、SD3715が、霊亀元年(715)の紀年木簡を埋土に含む土坑SK5560を破壊することから霊亀元年を開始年とし、I-3期が始まる天平12年(740)までと考えられる。図96には、楼閣が増築された段階を描いた。

**大極殿・東西築地回廊の解体** **I-3期** (図97) 大極殿SB7200を解体し、東面築地回廊SC5500、西面築地回廊SC13400を撤去し、新たに掘立柱塀SA3777(東面)・SA13404(西面)を建てる時期である。『平城報告XI』では、後殿SB8120はSB7802出土木簡にみえる「大殿」で、解体されず残存していたとするが、後殿のみが残される必然性がないこと、「大殿」はⅡ期の宮殿を指す可能性もあることから、後殿は大極殿とともに撤去された可能性もあることを述べておく。

**掘立柱塀** 東面掘立柱塀SA3777と西面掘立柱塀SA13404は、I-1期の築地回廊の外側の側柱筋と柱筋を揃える。東面で2箇所、西面で3箇所柱がない部分があり、通用口と考えられる。SA13404

の南の通用口の西南には南北棟建物SB13405が建ち、番所のような機能が考えられる。その他の遺構はI-2期のものがそのまま存続したとみられる。

I-3期は、恭仁宮へ遷都した天平12年(740)から、平城京へ還都する天平17年(745)までとし、図97には、恭仁宮遷都直後の様子を描いた。

**I-4期**(図98) 区画内の排水系を再整備する時期である。『平城報告XI』の所見からもっとも大きく変更した部分である。

この時期は、南門SB7801の北面階段をつけ替え(SB7801C)、内庭広場の礫敷をやり直し(SH6603C)、雨落溝を改修し、木樋暗渠を改修・増設する。礫敷のやり直しにともない、広場の東西溝SD5590を掘り直す(SD5590B)。このように、この時期の改修は、主に区画内の排水系の整備にかかわるものが中心である。木樋暗渠は、南隅部をみると、I-1期段階で南北方向と東西方向の2本の暗渠が設置されていたが、この時期にはその暗渠を改修して木樋を据え直したほか、東西方向にもう1本の暗渠を増設している。さらに東面・西面の基壇にも複数の暗渠をこの時期に設置しており、I-1期と比較しても排水系を強化していることがうかがわれる。

排水系の  
整備

『平城報告XI』では、I-4期を「第一次大極殿地域が復興する時期」とし、I-3期の掘立柱塀を撤去し、I-1期と同規模の築地回廊を再建したとする。その根拠は、①木樋暗渠がI-3期の掘立柱塀の柱穴を掘り込むこと、②東面築地回廊SC5500の雨落溝が2時期あり、それぞれに重複する2時期の足場穴があること、の2点である。しかし、再度遺構を検討したところ、①は、掘立柱塀の撤去と木樋暗渠設置の施工順序を示すのみで、これだけでは再建の根拠にはならない。②は確かに2時期の足場穴は認められるが、下層雨落溝(I-1期)の下面と上面で検出しており、それぞれが築地回廊の建設(I-1期)と解体(I-3期)にともなうものと解釈することができ、これも再建の根拠にはならない。さらに、『平城報告XI』段階では東面のみの調査成果での考察であったが、西面の調査成果を踏まえても、I-4期の築地回廊とみられる柱穴は確認されておらず、その再建を示す遺構は存在しないこととなる。よって、本報告ではI-4期に東面西面の築地回廊の再建はなかったと考える。

掘立柱塀SA3777・SA13404の撤去と、木樋暗渠の設置、南面・北面築地回廊の撤去の順序は、木樋暗渠が掘立柱塀の柱穴を掘り込んでいることから、掘立柱塀の撤去が木樋暗渠の設置に先行することが明らかであるが、南面・北面築地回廊解体との関係は不明である。南面築地回廊の解体時期は、西楼柱抜取穴出土木簡より、天平勝宝5年(753)11月以降と考えられる。ここでは、南面築地回廊の解体をもってI期の終焉とするが、これらの遺構の解体・設置のタイミングにはいくつかの可能性が考えられる。いずれにしても、排水系の再整備と区画施設の解体との関係をどう解釈するかは検討を要する点である。すでに大極殿は存在しない地区で排水系を再整備するということは、この地区を維持するためだけではなく、何らかの施設の建設が計画されていた可能性を示唆するものであろう。

I-4期の年代は、還都後の天平17年(745)から、南面築地回廊が解体される天平勝宝5年(753)までとするが、I-3期掘立柱塀の解体と木樋暗渠の設置、II期の中心建物群の建設開始が還都以前に遡る可能性も残る。また、後述するとおり、I-4期に設置された木樋暗渠の一部はII期の初期まで存続していたようである。

## iii II期の遺構

- 区画施設** II期は、I期の区画のうち、南面を北に、北面を南に縮め、東西176.9m、南北186.1mの正方形に近い区画に変更し、周囲を複廊形式の築地回廊SC8360（東面）・SC3810（南面東半）・SC14280（西面）・SC6670（北面）で囲む。東面・西面築地回廊の築地心や側柱列の柱筋は、I期の築地回廊を踏襲している。南面築地回廊の中央には、南門SB7750Aを設ける。東面および西面には、3箇所ずつの穴門が確認されるが、南面および北面の穴門は未確認である。
- 石積擁壁** 区画内では、ほぼ中央で段差を設け、前面に石積擁壁SX9230を設ける。この擁壁は、I期の磚積擁壁SX6600の位置より、18m程度南に張り出している。SX9230の東西には、I期の斜路を踏襲した斜路SF9232B（東側）・SF14255B（西側）を備える。
- 殿舎地区** 石積擁壁北側の壇上は、掘立柱の建物が建ち並ぶ殿舎の区域となる。中央建物群は、南からSB6610、SB6611、SB7150、SB7151、SB7152と並ぶ。この中央建物群は中軸上に位置し、その東西はほぼ対称に2列の建物群が並び、それぞれ東（西）第1群、第2群とする。中央建物群と東西第1群は東西棟を中心とし、東西第2群は南北棟建物を中心とする。中央建物群と東西第1群の間には、それぞれをつなぐように東西棟建物（東：SB6640・SB6650、西：SB7155）が建つ。未検出のものを除いて、ほとんどが東西対称の平面形であるが、東西第2群最南の建物SB8302・SB18142は、廂の有無の違いがある。
- 広場** 石積擁壁SX9230の南はI期と同じく広場である。SX9230の東前面には井戸SE7145がある。『平城報告XI』では、井戸SE9210をII期の遺構とするが、埋土から10世紀以降の土器が出土していることと、III期の東西塀SA7130がSE9210の北側で門を開くことから、III期へ修正した。
- 南面築地回廊の南側は、東南隅部の木樋暗渠よりSD3715に流れる東西溝SD5564の埋土から、天平勝宝9歳（757）の紀年木簡が出土しており、この溝がII期に入っても存続していたことがわかる。つまり、I期築地回廊東西隅部の排水系はII期に入ってからある程度までは機能していたと考えられる。また、I期南面築地回廊の基壇は、大幅に削平されているものの、高まりが残存しており、基壇上の建物はI-4期に解体されるが、基壇自体はある程度の高さで存続していたと考えられる。一方東面および西面築地回廊の基壇は残存しておらず、この時期のI期東面西面築地回廊基壇の実態は不明である。ただし、旧第一次大極殿院広場には東西塀SA7815があり、回廊雨落溝の手前で塀がなくなること、I期広場内の排水系が存続していることを考慮すると、II期の段階でもI期の築地回廊の基壇は残存していた可能性が高いだろう。朝堂院の区画施設は、この時期に掘立柱塀から築地塀へと改められたとみられる。
- 基幹排水路の改修** 区画の西側は、佐紀池SG8190から基幹排水路SD3825への取水口を東にずらし、SD3825はやや南西に斜行し、それまでの位置へ流れるように改修される（SD3825C）。SD3825Cへは、西からSD12966B・SD12965Bが合流するが、SD12965Bは後にSD3825Cの手前で南に折れ、SD18220となり、SD3825Cとの間は埋め立てられる。このSD18220に沿うかたちで、南北塀SA18258・南北棟建物SB18221が建てられる。
- II期の年代は、天平勝宝5年（753）以降で、III期がはじまる大同4年（809）直前まで建物の一部は残存していたとみられる。
- 区画の北側は、築地塀で区画された官衙地域となり、「推定大膳職地区」となる。

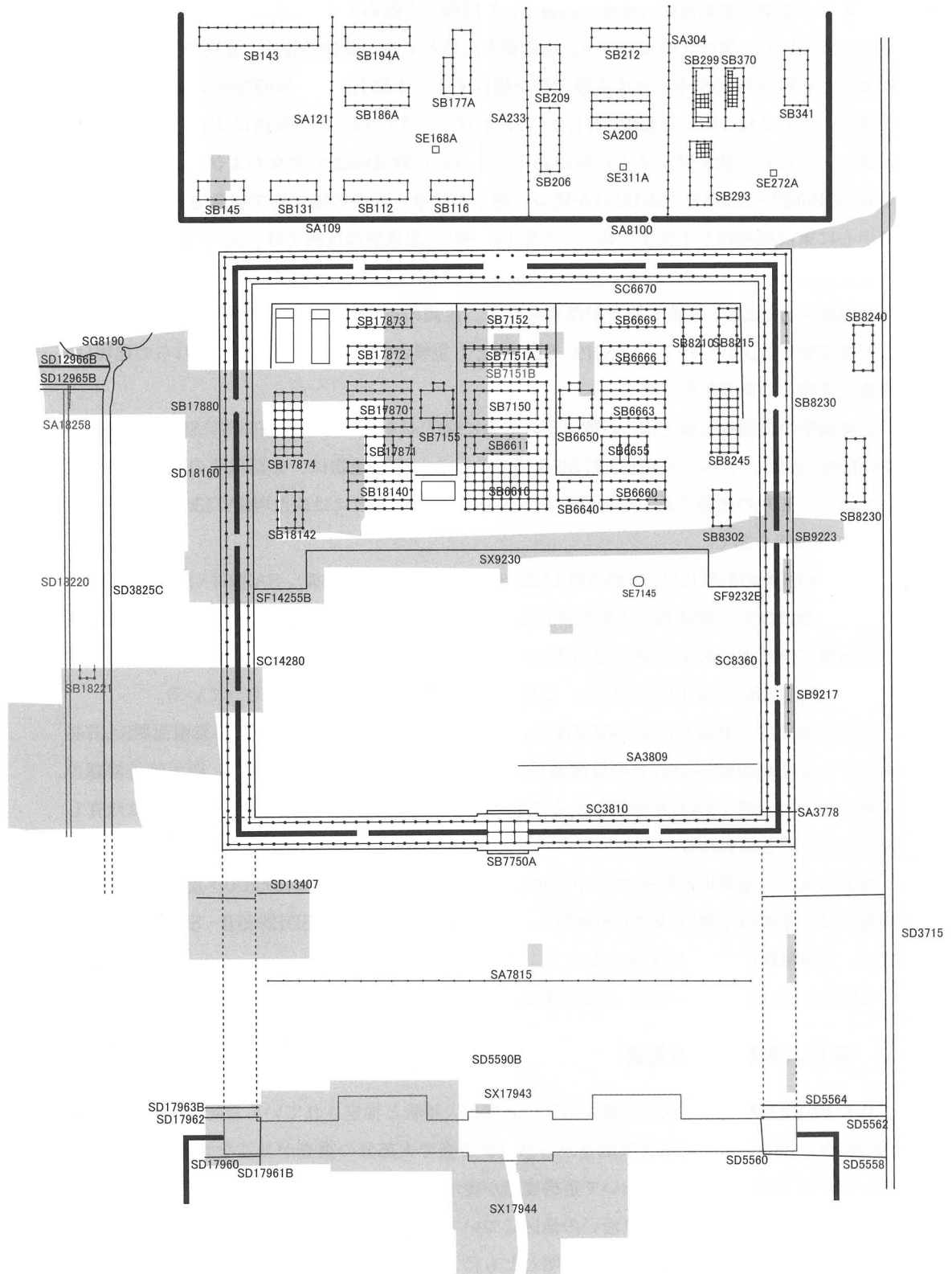


図 99 II期の遺構（神護景雲元年頃の遺構）

iv Ⅲ期の遺構

**区画施設** Ⅲ期は、Ⅱ期の築地回廊の築地を踏襲し、築地塀へと改める。区画の内部も、Ⅱ期の段差をそのまま使用し、壇の北側に殿舎を、壇の南を広場とする。殿舎部分は、Ⅱ期の建物をすべて撤去し、正殿SB6620を中心とする殿舎群を建設する。中軸上には、SB6620の北に後殿SB7170が建ち、この2棟の間には脇殿SB7172・7173が建つ。またSB7170の東西にはSB7209・SB6621が建ち、これら5棟を囲むように塀が廻る。さらに正殿SB6620の南東および南西には東西棟建物のSB6622・SB8300・SB18141が建つ。壇上の北東・北西の隅は塀で区画され、それぞれの中心に東西棟建物が1棟ずつ建つ（北西は未発掘）。北東隅の区画では、同規模の建物への建て替え（SB8218A・B）の後、さらに廂付きの建物SB8222への建て替えがある。その南の区画でも、SB8219からSB8224への建て替えが認められる。西側の対称位置では、SB17890を確認しているが建て替えは認められず、SB8219、SB8224とも規模が異なり、付属的なこれらの建物は、厳密な意味での東西対称ではない。

石積擁壁の南側の広場では、石積擁壁の前面にSB7141を建てる。斜路の前にSB9220（東側）・SB14200（西側）、さらに南にはSB7785を建てる。これらの建物は、Ⅱ期以降の礎敷面で検出しており、Ⅱ期の建物である可能性もある。SB7141などの南には東西塀SA7130が建ち、井戸SE9210への門を開く。

**外部施設** 築地塀の区画の外側には、外郭の塀SA8238（東面）、SA3740（南面）、SA3853・SA3854（西面）が廻り、北は推定大膳職地区の築地塀に取りつく。SA8238は、推定大膳職地区との接続部分と築地塀に開く門SB8310の東の2箇所に一間門SB12342・SB8335を開き、SA3740は、東西両端で1間門SB3768・SB13412を開く。これらの塀の内外には雨落溝が掘られている。

外郭の南には、中軸上にSB7803が建つ。時期を特定する遺物はないが、外郭南面塀SA3740および、Ⅱ期東西塀SA7815との位置関係よりⅢ期とした。また、Ⅰ期東面・西面築地回廊の基壇は、その上部をSA3740が横断することから、この時期にはすでに高まりとしては残存していなかったと思われる。

**基幹排水路の改修** 外郭の東は、基幹排水路SD3715が存続し、途中これを改修した溝SD5530が重複する。外郭の西では、基幹排水路SD3825Cが存続し、その西では、Ⅱ期の溝SD12965B・SD18220を埋め立て、東西棟建物SB12960を建てる。

Ⅲ期の年代は大同4年（809）以降である。

v 推定大膳職地区の遺構

**これまでの復原案** 第一次大極殿院地区の北側の膳職と推定されている官衙地区については、1959年から1963年までの第2次調査から第11次調査で大部分の調査がおこなわれ、『平城報告Ⅱ』および『平城報告Ⅳ』において遺構変遷が提示された。その後1973年には、当時民家のため調査ができなかった一条通り沿いの地区についても第81次調査として発掘調査がおこなわれた。そして、第一次大極殿の遺構の解明とともに、この地区の遺構変遷についても改めて検討され、『平城報告Ⅺ』で大幅な改定がなされている。これによると、この地区の遺構は平城宮造営前、Ⅰ-1期、Ⅰ-2期、Ⅱ-1期、Ⅱ-2期、Ⅲ期の6時期に分けられ、Ⅱ期以降は東西二

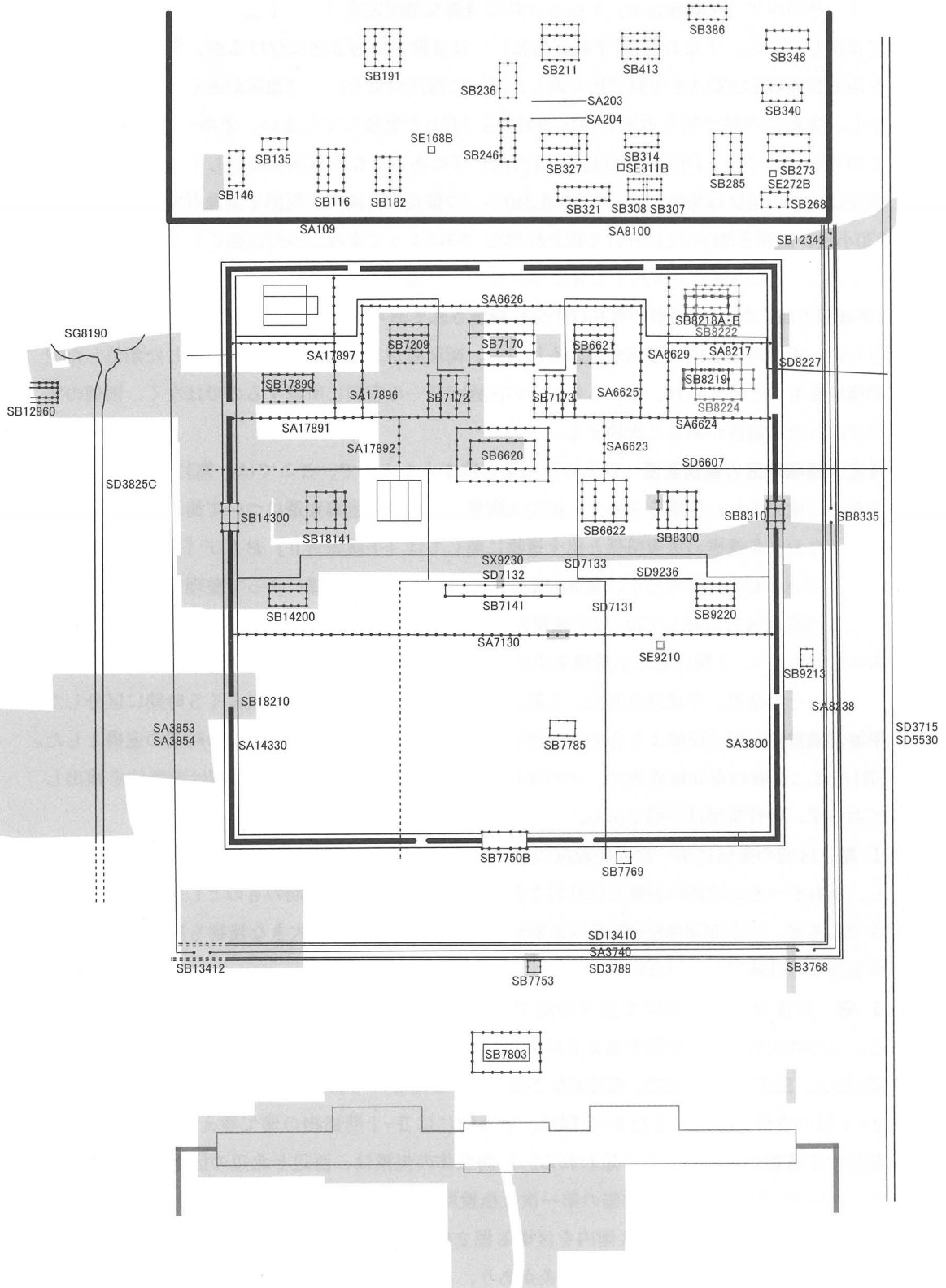


図 100 III-1 期の遺構 (弘仁年間の遺構)

つの区画に区分され、築地塀で囲まれていたとする。

その後2005年に刊行された『平城報告ⅩⅢ』では、平城宮内の官衙施設を区画ごとに考察しており、その中で『平城報告ⅩⅡ』で提示された遺構変遷改定案における遺構解釈の間違いについて指摘している<sup>2)</sup>。すなわち、『平城報告ⅩⅡ』ではⅡ期を東西2区に分けるが、その際東区の西を限る築地塀SA233Aを中軸で折り返した位置に西区の東を限る築地塀があるとしている。しかし、実際に中軸で折り返すと西区の建物SB177Bと重複してしまい、矛盾が生じるとする。この考察に基づき、『平城報告ⅩⅢ』では当該地区のあらたな復原案を提示している。この復原案では、この地区は東西720小尺、南北240小尺の横長の区画で、周囲を築地塀で囲み、東側を330小尺、西側を390小尺に分ける掘立柱塀SA233によって東西二つの区画に分けられているとする。また、この東西を区画する塀についても、『平城報告ⅩⅡ』では築地塀が存在したとするが、『平城報告ⅩⅢ』では「築地塀の存在は十分に検証されておらず、断定するのは早計である」とする。さらに、東西両区画内の建物配置にも注目し、両区画が二面廂の建物を中心とした類似した空間構成をもつと考えられ、これらの二つの区画が同一の官司に所属するのではなく、別個の官司であった可能性があると指摘する。

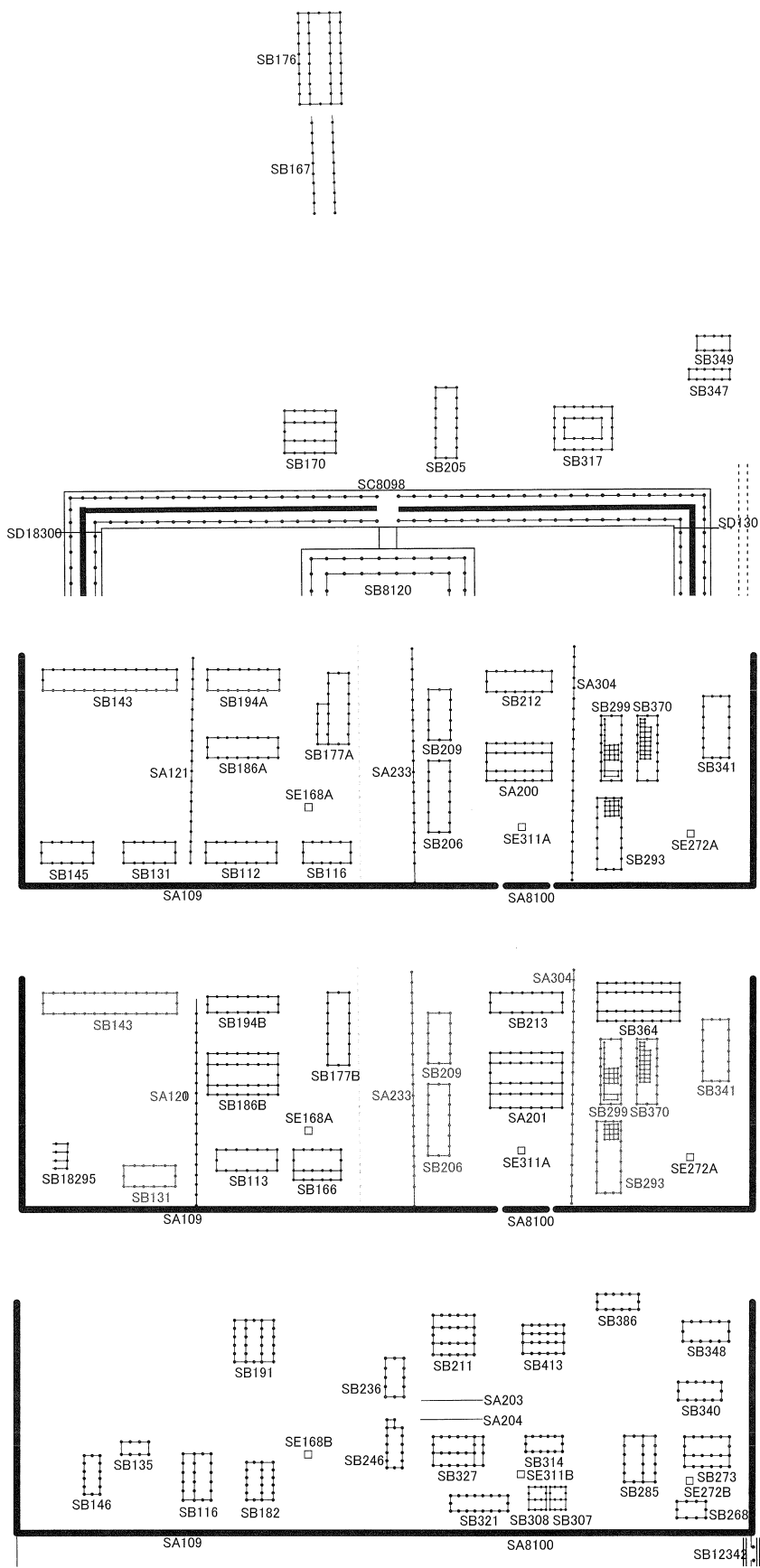
**推定大膳職地区の遺構変遷** 以上の復原案を踏まえたうえで、ここでは、第319次調査によって新たに検出された遺構を含めて、推定大膳職地区全体の遺構変遷について簡単に検討してみたい。なお、各遺構の重複関係と出土遺物に関しては『平城報告Ⅱ』および『平城報告Ⅳ』で報告しているものを参考とし、遺構の重複関係と柱筋の位置関係によって整理を試みた。

全体の時期区分に関しては、『平城報告ⅩⅡ』から大きな変更はないが、Ⅰ期を2時期に分けるのに対し、Ⅰ-2期にあたる遺構を平城宮造営前とⅡ期に振り分け、Ⅰ期は細分しないものとした。その結果、平城宮造営前、Ⅰ期、Ⅱ-1期、Ⅱ-2期、Ⅲ期の大きく5時期に区分した。**平城宮造営前** 国土座標より北でやや西に振れる傾向を示す建物2棟をこの時期の遺構とした。SB176は二面廂の南北棟建物で、その南に南北棟のSB167が建つが、SB167は両妻柱を検出し、桁行規模は不明である。

**Ⅰ期** 区画の南側に第一次大極殿院の北面回廊が位置するため、その遺構よりも北側に位置し、なおかつ他の時期の遺構とは柱筋を異にする遺構を、この時期のものとした。建物5棟のみであるが、二面廂建物SB170や四面廂建物SB317などの規模の大きな建物も認められる。区画施設などは確認していない。

**Ⅱ期** 区画全体を築地塀で囲う時期で、さらに区画内を3条の掘立柱塀で4つに区画する。この時期の遺構は柱筋を揃える特徴があり、『平城報告ⅩⅡ』でⅠ-2期としていたSB194A、SB186A、SB177A、SB212、SB200などは、他のⅡ期とみられる建物と柱筋を揃えることからⅡ-1期の遺構とした。またⅡ-2期は、基本的にはⅡ-1期建物の建て替えで、Ⅱ-1期から存続する建物が多数あったと思われる。区画全体の規模は、西辺と北辺の区画施設を確認していないが、区画の中軸を南側の第一次大極殿院地区と同じとするならば、東西幅は212.4m(720尺程度)となる。また、区画内を区切る掘立柱南北塀は、西からSA121(Ⅱ-2期にSA120に付け替えられる)、SA233、SA304の3条があり、4つの区画に分けられる。各区画の東西幅は、西から50.8m、63.1m、47.4m、51.1mとなり、両端の区画はほぼ同じ幅であることがわかる。中央の2区画は西側が広がるが、これを区切るSA233を中軸で折り返した位置にもう1条の





造営前

I期

II-1期

II-2期

III期

図 101 推定大膳職地区の遺構変遷案 1 : 2000

南北塀があった可能性も残る<sup>3)</sup>。東端の区画は、内部に埋甕列とみられる遺構を含む建物が並んでおり、水や食品などの貯蔵にかかわる施設と考えられる。これまで大型の井戸の存在や、出土木簡・墨書土器の内容から、この地区は大膳職である可能性が高いと判断されている。

**Ⅲ期** Ⅱ期の建物配置を一新し新たに計画する。全体を囲む区画施設はⅡ期の築地塀を踏襲する。内部の建物遺構は、Ⅱ期と比較して桁行の短い建物が多いのが特徴である。Ⅱ期のような貯蔵施設はないが、井戸はⅡ期から存続したと考える。また、区画内を区切る遮蔽施設は、『平城報告Ⅺ』では掘立柱塀SA233B（Ⅱ期は築地塀SA233Aを推定している）をこの時期の遺構とするが、掘立柱塀に先行する築地塀については『平城報告Ⅻ』で指摘されるとおり、その存在を推定することは慎重であるべきと考える。この時期は南側を平城上皇の西宮宮殿に比定するが、それを囲う外郭施設が北側のこの区画に接続する。

**推定大膳職地区の問題点** 以上、遺構の重複と位置関係をもとに、新たな復原案を検討したが、前述のとおり、出土遺物については、これまで報告されているものを材料としているため、新たな検証はおこなっていない。推定大膳職地区の再検討にあたっては、出土遺物の再検証が不可欠であることはいまでもない。発掘調査自体も平城宮の調査を本格的に始めてから間もない頃のものであり、近年の成果を反映した検討が必要である。ここでは、試案として遺構変遷を提示するにとどめるが、平城宮跡における第一次大極殿院地区の復原整備が進むなか、今後、推定大膳職地区の再検討も求められることとなるであろう。また、この地区が「大膳職」である可能性が高いと考えられているが、それはⅡ期の遺構を指しており、奈良時代前半のこの地区の機能については不明な点が多い。仮にこの地区が奈良時代後半に大膳職として機能していたとして、奈良時代前半の大膳職はどこにあったのかという問題も残る。文献史料や出土遺物を含めた総合的な再検討が望まれる。

## B 第一次大極殿院地区の排水計画

奈良時代前半の第一次大極殿院にあたるⅠ期では、Ⅰ-2期に南面築地回廊の北側に整地を施し、新たに東西方向の排水溝SD5590Aを開削し、Ⅰ-4期には回廊基壇に木樋暗渠を増設するなど、各時期において排水計画の変遷がみられる。また、遺構変遷の項でも述べたとおり、Ⅰ-4期は区画内の排水系を整備し直した時期と考えられ、その一部はⅡ期に入っても存続していたことが明らかである。ここでは、Ⅰ-1期からⅡ期の初期までの排水系の変化を、検出遺構の標高をもとに整理し、各時期でどのような排水計画がなされていたかを検討する。

**Ⅰ-1期** 第一次大極殿院地区は原地形を活かし、北から南に向かって地形が下がっている。そのため、基本的な排水の方向も北から南へ流れるように計画されている。また、東西対称の配置であることから、東西方向の排水も中軸上が一番高く、そこから東西へ振り分けるように計画されている。区画を囲む築地回廊では、回廊基壇外装の外側に雨落溝を設け、排水方向も北から南、中軸から東もしくは西へ傾斜がつけられている。大極殿前面の磚積擁壁SX6600は、擁壁上面は削平のため当初の地表面が残存していないが、磚積の下から1段目は全体的に残存状態が良い。そこで、下から1段目の磚の上面の標高を比較すると、北面築地回廊雨落溝と同じように、中軸上が一番高く、東西に向かって低くなっている。また、第1屈曲点から南は、北から南に向かって低くなっている。このことから、磚積擁壁上面の標高も中央が高く、

東西に向かって低くなっていた可能性が高い。SB7200には雨落溝がなかった可能性が高いこと、SB7200周辺では地表面が削平されているのに対し、東面築地回廊や西面築地回廊の近くでは、造営当初の礫敷面が確認されていること、また磚積擁壁上面は中央が高く東西に向かって低くなっていた可能性があることを合わせると、壇上の地形も中央が高く東西に向かって低く傾斜がついており、水は礫敷面を流れていたと考えてよいだろう。

磚積擁壁より南はSH6603Aとなり、SH6603A内のSD7142は南流する。水は北から南へ流れ、最終的には南面築地回廊北雨落溝へ集まり、東西に振り分けられて、回廊の南東・南西隅部へ集められる。

区画内の水を区画外へ排水するためには、回廊の四隅に築地回廊の基壇を貫く暗渠を設置する。東面築地回廊と西面築地回廊では、北入隅部と南入隅部から北へ3.3mの位置に東西方向の暗渠を設けている。また南面築地回廊では、入隅部と南門の東西に暗渠を設けている<sup>4)</sup>。これらの暗渠を通った水は、東は、造営当初の基幹排水路であるSD3765へSD5555・SD5584を通して流され、西は、遺構は確認されていないが、基幹排水路であるSD3825Aへ接続し排水されていたと考えられる。

このように、I-1期の排水系は原地形を活かした非常にシンプルなものであった。

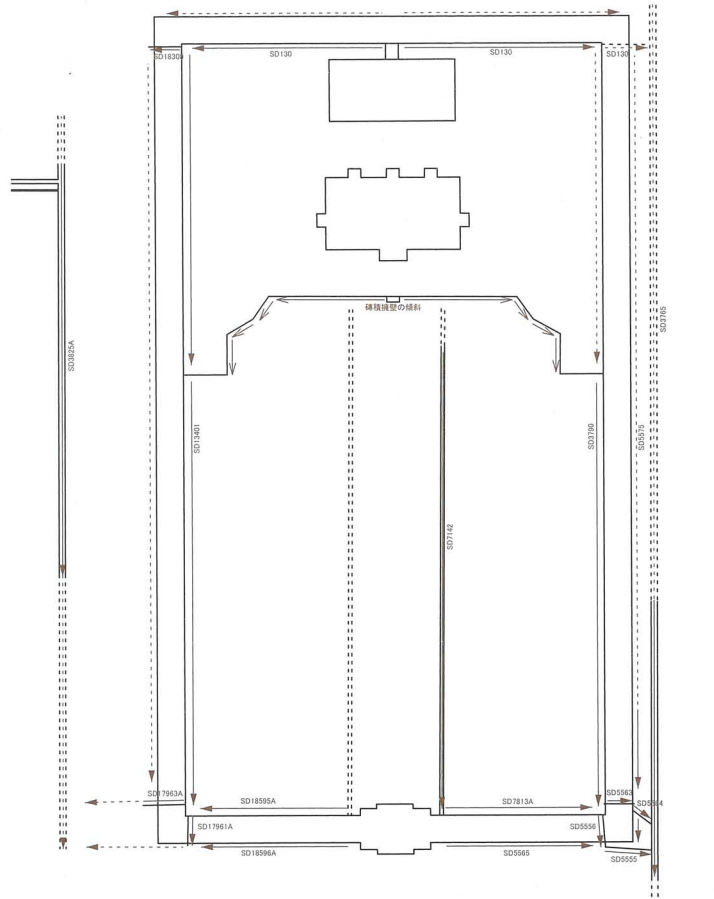
**I-2期** I-2期になると、南面築地回廊に楼閣SB7802（東楼）・SB18500（西楼）を増築し、区画外では東の基幹排水路SD3765を埋め立て、新たにSD3715を開削する。この楼閣の増築と基幹排水路の移動は、第一次大極殿院地区の排水計画を大きく変更する必要を生じさせた。

まず、南面築地回廊周辺の排水系であるが、楼閣の増築によって、南面築地回廊北雨落溝は楼閣の基壇で分断されることとなる。そのため、北からSH6603AやSD7142を流れてきた水を受ける溝がなくなり、また南面築地回廊の屋根からの雨水を集める溝も失われる。この南面築地回廊北雨落溝に代わる排水溝として、北雨落溝から約16m北に新たに東西溝SD5590Aを設け、南北両側からの水を受けるとした。その際、SD5590Aより南の部分は、本来北から南に向かって傾斜がついていたが、南面築地回廊からSD5590Aに向かって、すなわち南から北に向かって傾斜がつくように、南面築地回廊際に盛土を施し傾斜の向きを変えている。I-2期に南面築地回廊周辺のみで確認されていた礫敷SH6603Bは、まさにこの盛土を施した部分にのみ敷かれた礫である。なお、この時期の南門と東西の楼閣の基壇北辺には雨落溝が設けられておらず、南門や東西の楼閣の屋根から落ちる雨水は、SH6603B上面を流れ直接SD5560Aへ流れ込んでいたと考えられる。東西の楼閣から回廊入隅部までの南面築地回廊には北雨落溝が設けられ、回廊入隅部に向かって傾斜がつけられている。

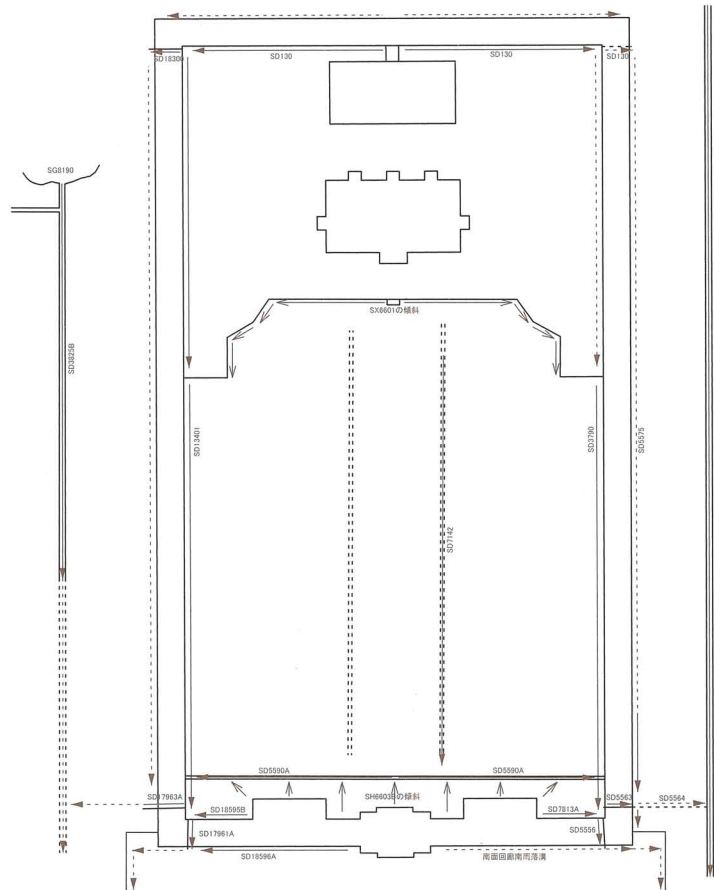
傾斜の変更

入隅部から回廊の外側へは、I-1期を踏襲する暗渠によって排水されるが、そこから基幹排水路までの経路は、SD3765の埋め立てと朝堂院区画塀の建設によって、大きく変更されたとみられる。具体的には、SD3765と同時にSD5584とSD5555も埋め立てられ、新たに設けられたSD3715へは、SD5563の延長部分にSD5564を設けて排水したとみられる<sup>5)</sup>。また、南面築地回廊南雨落溝を通る水は、そのまま朝堂院掘立柱塀へぶつかることとなる。遺構は確認されていないが、おそらく朝堂院掘立柱塀の雨落溝へ接続し、南流したものと考えられる。

このように、I-2期の排水計画はI-1期の排水計画と比較しても非常に複雑なものであり、平面計画以上に大きな変更であったといえる。なお、I-3期には排水計画に変更はない。

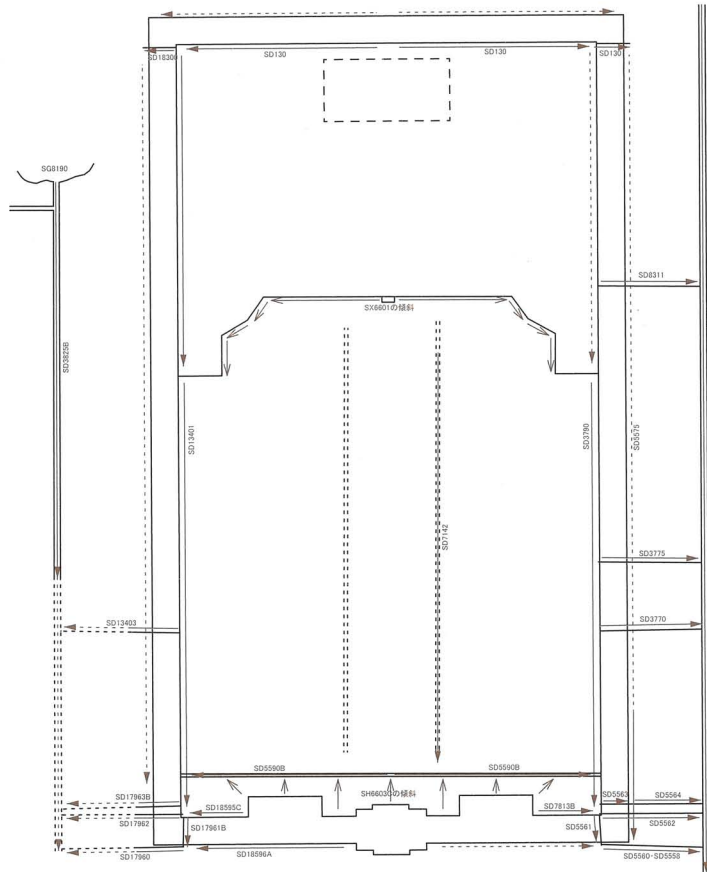


I-1 期

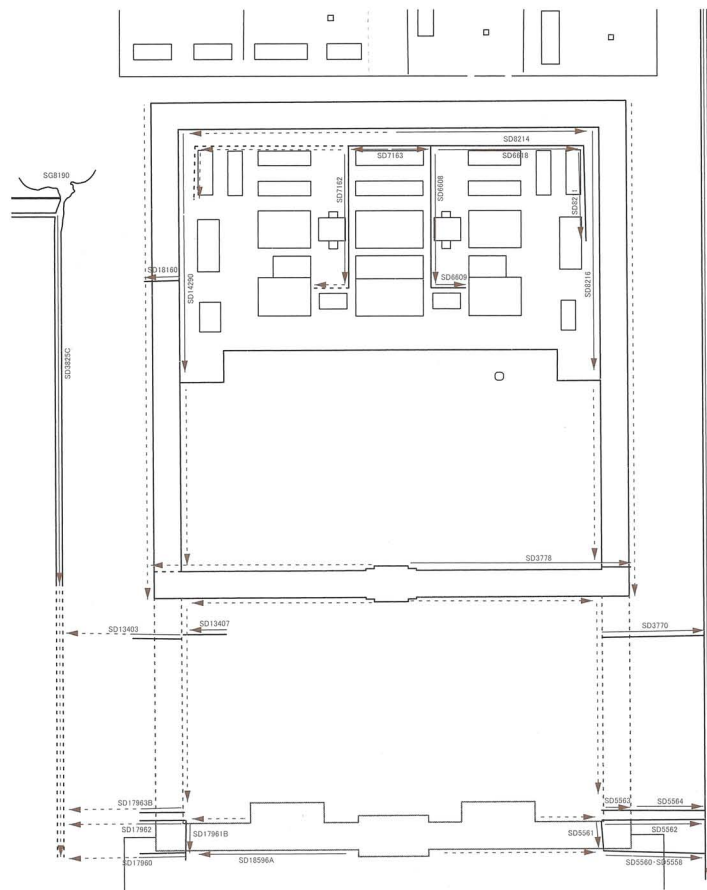


I-2 期

図 102 第一次大極殿院地区の排水計画



I-4 期



II 期

**I-4期** この時期には、I-3期に建てた東面・西面の掘立柱塀を解体し、基壇を貫く暗渠を改修および増設する。東面では新たに4箇所、西面では2箇所で木樋暗渠の増設を確認している。それぞれ区画外の基幹排水路まで接続している。南面築地回廊の東端では、南北方向の暗渠SD5561が改修され東西方向の暗渠SD5560に接続しSD3715へ流れ、西端ではSD17961BがSD17960へ接続し、おそらくSD3825Bへ合流したと考えられる。SD5560がI-2期以来の朝堂院掘立柱塀SA5550の柱穴を掘り込んでいることから、木樋暗渠が増設される以前に、すでに朝堂院の掘立柱塀が撤去されていたことがわかる。

区画の内部では、回廊基壇雨落溝を改修し、内庭広場に新たに上層礫敷SH6603Cを敷き直す。木樋暗渠の増設と雨落溝の改修は一連のものであり、上層礫敷の敷設は雨落溝の改修に起因するものであろう。なお、区画内部の排水系には変化はない。

I-4期の排水系の変更の目的は、暗渠の数を増やしていることから、I-2期の計画には区画外への排水量に問題があり、それを解消するためと考えられる。特に南面の入隅部では、I-1期から設置されていた東西方向の暗渠のすぐ南に暗渠を増設している。I-1期には南面築地回廊にもう一つの暗渠SD7807があったが、I-2期に埋め立てられている。そのため、入隅部に回廊内部のすべての水が集まることとなり、既存の暗渠だけでは排水しきれなかったのではないだろうか。

**II期** I期の区画の南北幅を狭める時期であるが、SD5564の埋土から天平勝宝9歳(757)の木簡が出土していることから、II期の南面築地回廊より南側では、I-4期に設けられた暗渠が、I期南面築地回廊の解体以後、II期の初期まで存続していたと考えられる。

まず区画内部の排水は、壇上の建物間を通る排水溝によって回廊の雨落溝に集められる。中軸上の建物群の北を通る東西溝SD7163は、中央が一番高く、東西に向かって傾斜がつけられており、東西方向の排水の流れはI-1期から踏襲されている。区画内部から回廊の外へは、西面築地回廊に設けられたSD18160や、南面築地回廊北雨落溝SD3778の延長上に設けられた暗渠によって回廊の外側の雨落溝へと排水される。南面築地回廊の南は遺構は確認されていないが、南面築地回廊南雨落溝によって東西へ振り分けられ、I期築地回廊基壇内側の雨落溝を通り南へ流れ、I-4期に設けられた木樋暗渠によって東西の基幹排水路へと流されていたと考えられる。この時、I期築地回廊基壇は上面が削られその上にII期の礫が敷かれるが、少なくとも南面築地回廊は回廊側柱の根石が残る程度の高さが残存した。また、東面・西面築地回廊の基壇は、遅くともIII期の段階には内部の礫敷面と同じ高さまで削平されていたと考えられるが、木樋暗渠が機能していたII期の初期段階で、回廊基壇がどの高さまで残っていたかはわからない。旧南面築地回廊の北側を流れていた東西溝SD5590は、埋土にI期南面築地回廊・楼閣の所用瓦が多数含まれており、南面築地回廊解体時に埋め立てられている。

**排水系の改修の意義** I期の第一次大極殿院地区で大きく排水系が変更されるのは、I-1期からI-2期への南面築地回廊周辺を中心とした変更と、I-4期におこなわれた排水機能の強化の2度である。第一次大極殿院地区のように、広大な区画で排水系を変更するためには、かなり大規模な土木工事が必要であったと想像される。そして、それは当地区の使われ方が大きく変化したことを意味しているのであろう。特にI-4期は、その後のII期の造営計画を考えるうえでも非常に重要な時期である。

## C 第一次大極殿院地区北西部の地形

第一次大極殿院地区の遺構は、推定大膳職地区の遺構を除いては、ほぼ左右対称に計画されていることが、未発掘部分であった西半分を中心とした『平城報告Ⅺ』以後の調査で明らかとなった。特に南面築地回廊西端を確認したことにより、これまでの東半分の発掘成果とあわせて、第一次大極殿院地区の具体的な規模が解明された。

しかし、第295次調査や第305次調査などの大極殿院北西部分の調査では、東側で検出した遺構を中軸で折り返した位置よりも、西側にずれた位置で対称となる遺構を検出している。またこれらの遺構は、東半の遺構よりも検出した標高が低いという特徴が認められる。このことから、大極殿院北西部分の地盤は西に向かって沈下していると考えられる。ここではこの遺構のずれの詳細と、そのずれがどの時期の遺構から認められるかを、東西で対称となる遺構の位置と標高を比較し明らかにしたい。

**I-1 期築地回廊** I期の築地回廊は、全体的に基壇土の削平が著しく、造営当初の回廊基壇上面の標高は不明である。しかし、回廊内側の雨落溝に関しては、部分的ではあるが、溝の側石を兼ねた見切り石を並べた様相が東西南北すべての面で確認されており、その見切り石の位置と標高を比較することが可能である。北面築地回廊と西面築地回廊、東面築地回廊の雨落溝見切り石の標高と、東面と西面の見切り石の中軸<sup>6)</sup>からの距離を図103に示す。

まず北面築地回廊南雨落溝SD130である。東西端部の遺構が削平されているが、それ以外の部分では、見切り石も含めて比較的良好に遺構が残存していた。北面築地回廊はⅡ期以降は推定大膳職地区の遺構と重複するため、SD130は確実にI期の遺構である。検出した標高をみると、中央部が一番高く(H=73.01)、そこから東西に勾配がつき振り分けていることがわかる。また、東半と西半の標高を比較すると、中軸に近いところでは標高差はほとんどないが、両端に近づくほど西側の標高が東側よりも低くなっていき、最終的には60cm程度の高低差が認められる。

次に、東面築地回廊と西面築地回廊の雨落溝見切り石であるが、両者とも見切り石を検出していない部分が多く、標高が確認できる部分は部分的である。しかし、区画の南半分では、中軸からの距離が81.8m前後ではほぼ同じ距離を示すが、区画の北半では西面築地回廊の雨落溝で82.9m程度と、南半に比較して1.1mほど長い。東面築地回廊の北半では、見切り石は確認していないが、溝底の石が良好に残存しており、内側(西側)の溝肩で中軸からの距離が81.82mとなり、南半とほぼ同じ数字を示す。以上より、I期の西面築地回廊の北半では、東面と比較して中軸からの距離が長くなっており、区画北西部の遺構のずれは、I-1期の遺構から確認できることがわかる。

**Ⅱ期・Ⅲ期建物遺構** 次にⅡ期とⅢ期の壇上の建物遺構について比較する。東西で対応する遺構の柱穴の底面の標高を図103に示す。これをみると、Ⅱ期・Ⅲ期ともに西側の遺構の方が東側の遺構に比べて30~80cm低くなっている。

このように、すべての時期を通じて、西側の地盤が低くなっており、かつI期西面築地回廊雨落溝にみられるように、東側に比べて西側の遺構が外へずれていることがわかる。また、Ⅲ期の掘立柱塀SA6624東端の柱穴と、SA17891の西端の柱穴の中軸からの距離を比較すると、

1.9mも西側の方が長い。これは当時の施工の誤差と考えるには大きすぎる差であり、仮にⅠ-Ⅰ期で施工の誤差があったとしても、Ⅱ期・Ⅲ期の区画施設を造営する際に、その誤差を修正せずにそのまま位置などを踏襲したと考えるのも難しい。やはり区画北西部の遺構は、他の要因によって西側にずれたと考えて問題ないだろう。

**Ⅰ-3期掘立柱塼** これらの遺構のずれや標高の差は、各遺構の部分的な比較であるため、地形全体の動きを比較することが困難である。そこで、より広範囲に連続する遺構で、東西対称の遺構が詳細に比較できる遺構として、Ⅰ-3期の東面掘立柱塼SA3777および西面掘立柱塼SA13404の柱穴を検討する。両者は、造営当初の築地回廊と比較して遺構の残存状況が良好であり、しかも掘立柱であるため、柱穴の具体的な位置（座標）と柱の底面の標高が明らかである。仮に両者が東西対称に計画・造営されたものであるとすれば、両者の座標や標高は、同じような数値を示すと予想される。SA3777およびSA13404は、全体で66基の掘立柱を立てていたと考えられ、そのうち検出した柱穴の数は、SA3777が61基、SA13404が27基である。検出した柱穴の座標・標高を表19に示す。また、検出位置を模式的に示したものを図104に示す。

まず、平面的な座標をみると、東面のSA3777の柱穴はほぼ一直線上に並び、その平均は国土方眼座標系において北で西に $0^{\circ}16'12''$ の振れを示す。平均から大きく外れるものがあるが、実測に誤差が生じた可能性が高い。一方、西面のSA13404は、24～66までの南3分の2ではほぼ一直線上にあり、振れも $0^{\circ}20'12''$ と東面のSA3777と近い。しかし、それより北側では西にずれており、特に14～22は他より大きく北で西に振れている。この間の柱穴の振れを平均すると、北で西に $1^{\circ}35'24''$ の振れを示す。ところが、さらに北側の14から1までは、北で西に $0^{\circ}04'12''$ と、ほとんど振れが認められない。

次に、各柱穴の底面の標高を図105に示す。SA3777とSA13404は、南端から23までは、高低差の多少のばらつきはあるものの、ほぼ同じような高さで揃っているが、23から16まででSA13404が大きく落ち込んでいることがわかる。また、16より北側ではSA13404が1m程度低いものの、その標高差はほぼ一定であり、北端ではその差が0.9mと減っている。

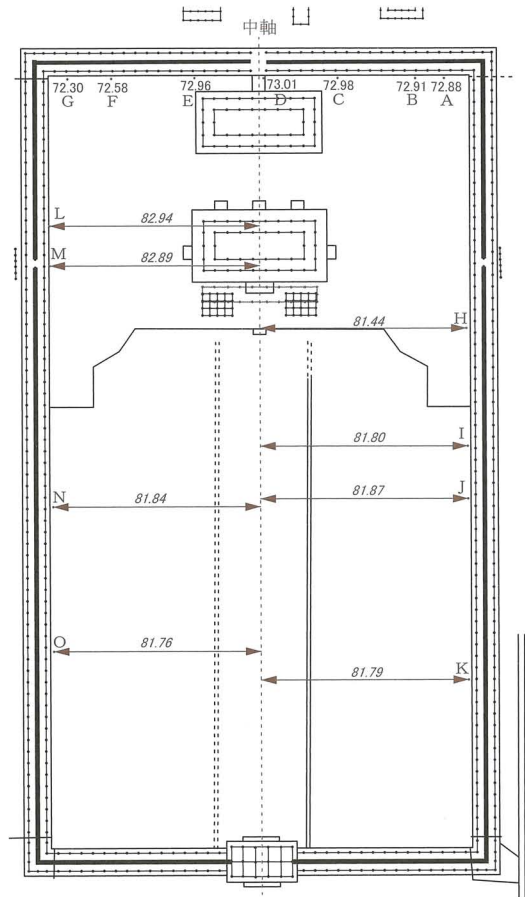
以上の遺構のずれが認められる範囲と、地盤が低くなっている範囲はほぼ重なっており、両者は連動して発生した可能性が高い。つまり、第一次大極殿院北西部は、西に振れながら地盤が下がっているのである。特に14から24までの遺構のずれが大きく、また北端ではそのずれが少なくなり、標高の差も減っており、14から24までの範囲を遺構のずれのピークとし、北面回廊は西に引っ張られるかたちで沈下していると考えられる。

**区画西北部の盛土と軟弱地盤** この遺構のずれが認められる範囲は、第295次や第316次調査などで確認された、平城宮造営時に大量の盛土がおこなわれた範囲とほぼ重なっている。この盛土は、もっとも厚い部分で約2mにおよぶことが発掘調査によって確認されている。また、発掘調査後におこなった地盤調査<sup>7)</sup>では、この盛土のさらに下に、自然堆積層が分布していることが明らかになった。この自然堆積層は最大で10m程度の層厚を有しており、腐植土の混入量も多く非常に軟弱であった。また、その下の鮮新・更新統（大阪層群）の上面はY-18,950付近まで東から西に向かって徐々に傾斜していることも判明した。以上のことから、遺構のずれと沈下が起きた原因は、まず平城宮造営に際し、上記の非常に軟弱な自然堆積土の上面に、第一次大極殿院造営のための整地土や回廊の基壇土・建物などが造成・建築され、その荷重がこの軟

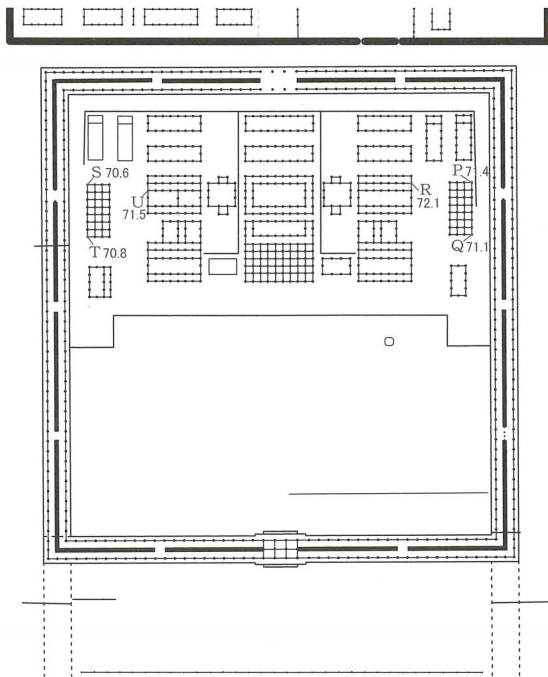


1 遺構変遷と地形復原

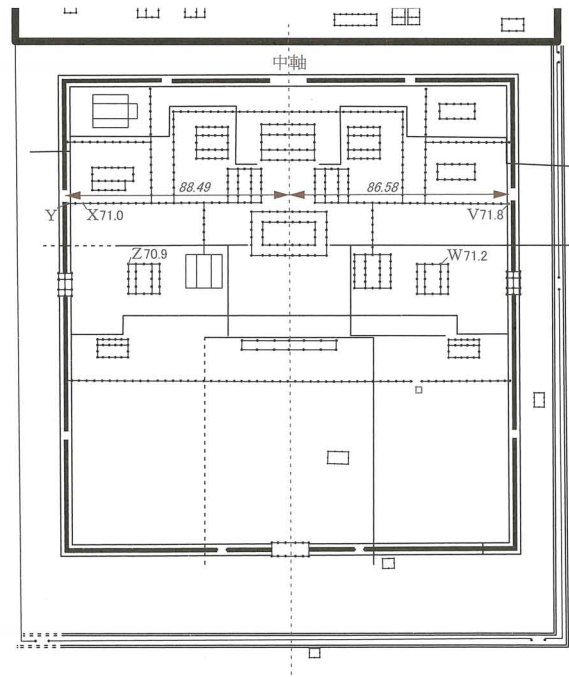
	遺構番号	X	Y	標高	次数	備考
A	SD130	-144,803.882	-18,778.506	72.88	7次	見切り石
B		-144,803.907	-18,789.906	72.91	7次	見切り石
C		-144,803.992	-18,820.492	72.97	81次	見切り石
D		-144,804.135	-18,849.700	73.01	6次	見切り石
E		-144,804.150	-18,876.951	72.96	81次	見切り石
F		-144,804.498	-18,909.865	72.58	2次	見切り石
G		-144,804.669	-18,927.155	72.30	2次	見切り石
H	SD3790	-144,903.085	18,769.681	71.84	87次	溝肩
I		-144,949.770	-18,769.154	70.25	117次	見切り石
J		-144,970.670	-18,769.007	69.78	117次	見切り石
K		-145,042.541	-18,768.827	68.19	27次	溝肩
L	SD13401	-144,863.000	-18,934.200	71.60	295次	見切り石
M		-144,878.800	-18,934.100	71.70	295次	見切り石
N		-144,974.400	-18,932.700	69.30	315次	見切り石
O		-145,031.782	-18,932.412	67.97	192次	見切り石
P	SB8245	-144,869.290	-18,775.070	71.35	87次	柱穴底
Q		-144,890.170	-18,774.830	71.08	87次	柱穴底
R	SB6663	-144,869.450	-18,798.940	72.05	87次	柱穴底
S	SB17874	-144,870.200	-18,927.200	70.60	295次	柱穴底
T		-144,891.100	-18,926.700	70.80	305次	柱穴底
U	SB17870	-	-18,903.000	71.50	295次	柱穴底
V	SA6642	-144,877.780	-18,764.610	71.79	87次	柱穴底
W	SB8300	-144,901.760	-18,791.485	71.20	87次	柱穴底
X	SA17891	-144,878.000	-18,933.400	71.00	295次	柱穴底
Y		-144,878.200	-18,939.700	-	295次	断割無
Z	SB18141	-144,902.800	-18,914.700	70.90	305次	柱穴底



I期



II期



III期

図 103 区画施設および建物の標高と中軸からの距離

表 19 I-3 期掘立柱塀座標・標高一覧

西面掘立柱塀SA13404							東面掘立柱塀SA3777						
No.	X	Y	底面標高	形態	回数	備考	No.	X	Y	底面標高	形態	回数	備考
1	-144,804.10	-18,944.47	71.23	柱痕	319次	—	1	-144,802.99	-18,759.62	72.15	柱根	7次	—
2	-144,808.70	-18,944.43	70.93	柱痕?	319次	—	2	-144,807.67	-18,759.74	72.03	掘方	7次	—
3	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—	—	5	-144,821.63	-18,759.09	71.29以下	柱痕	170次	断割無
6	—	—	—	—	—	—	6	—	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—	—	8	—	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—	—	9	-144,839.82	-18,759.46	71.57	柱痕	87次	—
10	—	—	—	—	—	—	10	-144,844.40	-18,759.45	71.80以下	柱痕	87次	断割無
11	—	—	—	—	—	—	11	-144,848.96	-18,759.48	72.11以下	柱痕	87次	断割無
12	—	—	—	—	—	—	12	-144,853.60	-18,759.43	71.85以下	柱痕	87次	断割無
13	—	—	—	—	—	—	13	-144,858.13	-18,759.46	71.98以下	掘方	87次	断割無
14	-144,863.24	-18,944.40	70.58以下	掘方	295次	断割無	14	-144,862.73	-18,759.36	71.71以下	柱痕	87次	断割無
15	-144,867.65	-18,944.37	70.34	拔取	295次	—	15	-144,867.26	-18,759.39	71.56以下	柱痕	87次	断割無
16	-144,876.80	-18,944.30	70.33	柱痕	295次	—	16	-144,876.41	-18,759.38	71.24	柱痕	87次	—
17	-144,881.18	-18,944.25	70.53	柱痕	295次	—	17	-144,880.94	-18,759.33	71.14	柱根	87次	—
18	-144,885.85	-18,944.13	70.53	柱痕?	305次	—	18	-144,885.60	-18,759.28	71.23以下	柱痕	87次	断割無
19	-144,890.53	-18,943.90	70.61	柱痕	305次	—	19	-144,890.17	-18,759.22	71.16以下	柱痕	87次	断割無
20	-144,894.98	-18,943.76	—	掘方	305次	—	20	-144,894.66	-18,759.20	71.10以下	柱痕	87次	断割無
21	-144,899.30	-18,943.82	71.03以下	拔取	217次西	—	21	-144,899.33	-18,759.31	71.12以下	柱痕	217次東	断割無
22	-144,904.10	-18,943.56	—	拔取	217次西	—	22	-144,903.78	-18,759.19	71.02以下	柱痕	217次東	断割無
23	-144,908.60	-18,943.15	70.53	拔取	217次西	—	23	-144,908.36	-18,759.06	70.62	柱痕	217次東	—
24	-144,913.25	-18,943.30	—	拔取	217次西	—	24	-144,913.43	-18,759.66	71.65以下	掘方	217次東	断割無
25	-144,917.82	-18,943.30	69.92	柱痕	217次西	—	25	-144,917.51	-18,759.09	71.20以下	柱痕	217次東	断割無
26	-144,922.35	-18,943.32	—	拔取	217次西	—	26	-144,922.04	-18,759.13	70.64以下	柱痕	217次東	断割無
27	-144,926.94	-18,943.26	—	拔取	217次西	—	27	-144,926.63	-18,759.17	70.03	柱痕	117次	—
28	-144,931.49	-18,943.15	—	拔取	217次西	—	28	-144,931.16	-18,759.17	69.85	柱痕	117次	—
29	-144,936.05	-18,943.15	69.38	柱痕	217次西	—	29	-144,935.72	-18,759.16	69.60	柱痕	117次	—
30	—	—	—	—	—	—	30	-144,940.28	-18,759.12	69.47	柱痕	117次	—
31	—	—	—	—	—	—	31	-144,944.82	-18,759.06	69.34	柱痕?	117次	—
32	—	—	—	—	—	—	32	-144,949.36	-18,758.98	69.39	柱根	117次	—
33	—	—	—	—	—	—	33	-144,958.46	-18,758.91	68.94	柱根	117次	—
34	-144,963.30	-18,943.04	68.38	柱痕?	315次	—	34	-144,963.17	-18,758.86	68.73	柱根	117次	—
35	-144,968.05	-18,943.00	68.38	柱痕	315次	—	35	-144,967.63	-18,758.96	68.57	柱根	117次	—
36	-144,972.62	-18,942.90	68.58	掘方	315次	—	36	-144,972.19	-18,758.94	68.48	柱根	117次	—
37	—	—	—	—	—	—	37	-144,976.76	-18,758.88	68.31	柱痕	117次	—
38	—	—	—	—	—	—	38	-144,981.36	-18,758.87	68.71	拔取	27次	—
39	—	—	—	—	—	—	39	-144,985.95	-18,758.82	68.41	柱痕?	27次	—
40	—	—	—	—	—	—	40	-144,990.54	-18,758.92	68.01	拔取	27次	—
41	—	—	—	—	—	—	41	-144,994.94	-18,758.73	67.98以下	柱痕?	27次	断割無
42	—	—	—	—	—	—	42	-144,999.73	-18,758.76	67.93以下	柱痕	27次	断割無
43	—	—	—	—	—	—	43	-145,004.30	-18,758.78	97.89以下	柱痕	27次	断割無
44	—	—	—	—	—	—	44	-145,008.75	-18,758.75	67.75	柱根	27次	—
45	—	—	—	—	—	—	45	-145,013.26	-18,758.46	68.48以下	拔取	27次	断割無
46	—	—	—	—	—	—	46	-145,017.93	-18,758.71	68.67以下	掘方	27次	断割無
47	—	—	—	—	—	—	47	-145,022.50	-18,758.70	67.99以下	柱痕	27次	断割無
48	—	—	—	—	—	—	48	-145,027.07	-18,758.63	68.19以下	掘方	27次	断割無
49	-145,031.95	-18,942.64	66.94	柱痕	192次	—	49	-145,031.58	-18,758.78	67.46以下	拔取	27次	断割無
50	—	—	—	—	—	—	50	-145,036.16	-18,758.72	—	掘方	27次	—
51	—	—	—	—	—	—	51	-145,040.57	-18,758.72	67.78以下	掘方	27次	断割無
52	-145,045.69	-18,942.48	67.54以下	拔取	192次	—	52	-145,045.12	-18,758.57	68.16以下	掘方	27次	断割無
53	-145,050.18	-18,942.35	—	拔取	192次	—	53	-145,049.67	-18,758.48	67.04	柱根	27次	—
54	-145,054.85	-18,942.44	66.78	拔取	192次	—	54	-145,054.38	-18,758.54	67.86以下	掘方	27次	断割無
55	—	—	—	—	—	—	55	-145,058.87	-18,758.50	66.84	柱根	41次	—
56	—	—	—	—	—	—	56	-145,063.38	-18,758.44	67.26以下	柱痕?	41次	断割無
57	—	—	—	—	—	—	57	-145,068.03	-18,758.30	67.36以下	柱痕	41次	断割無
58	—	—	—	—	—	—	58	-145,072.57	-18,758.38	67.23以下	柱痕	41次	断割無
59	—	—	—	—	—	—	59	-145,077.20	-18,758.46	66.64	柱根	41次	—
60	—	—	—	—	—	—	60	-145,081.63	-18,758.34	67.04以下	柱痕?	41次	断割無
61	—	—	—	—	—	—	61	-145,086.26	-18,758.38	66.62	柱根	41次	—
62	—	—	—	—	—	—	62	-145,090.77	-18,758.37	66.55	柱痕	41次	—
63	—	—	—	—	—	—	63	-145,095.39	-18,758.41	66.79以下	柱痕	41次	断割無
64	—	—	—	—	—	—	64	-145,099.94	-18,758.41	66.31	柱根	41次	—
65	—	—	66.73以下	掘方	296次	断面のみ	65	-145,104.44	-18,758.40	67.33以下	掘方	41次	断割無
66	-145,109.10	-18,942.05	66.73	掘方	296次	—	66	-145,109.18	-18,758.39	67.09以下	柱痕	41次	断割無

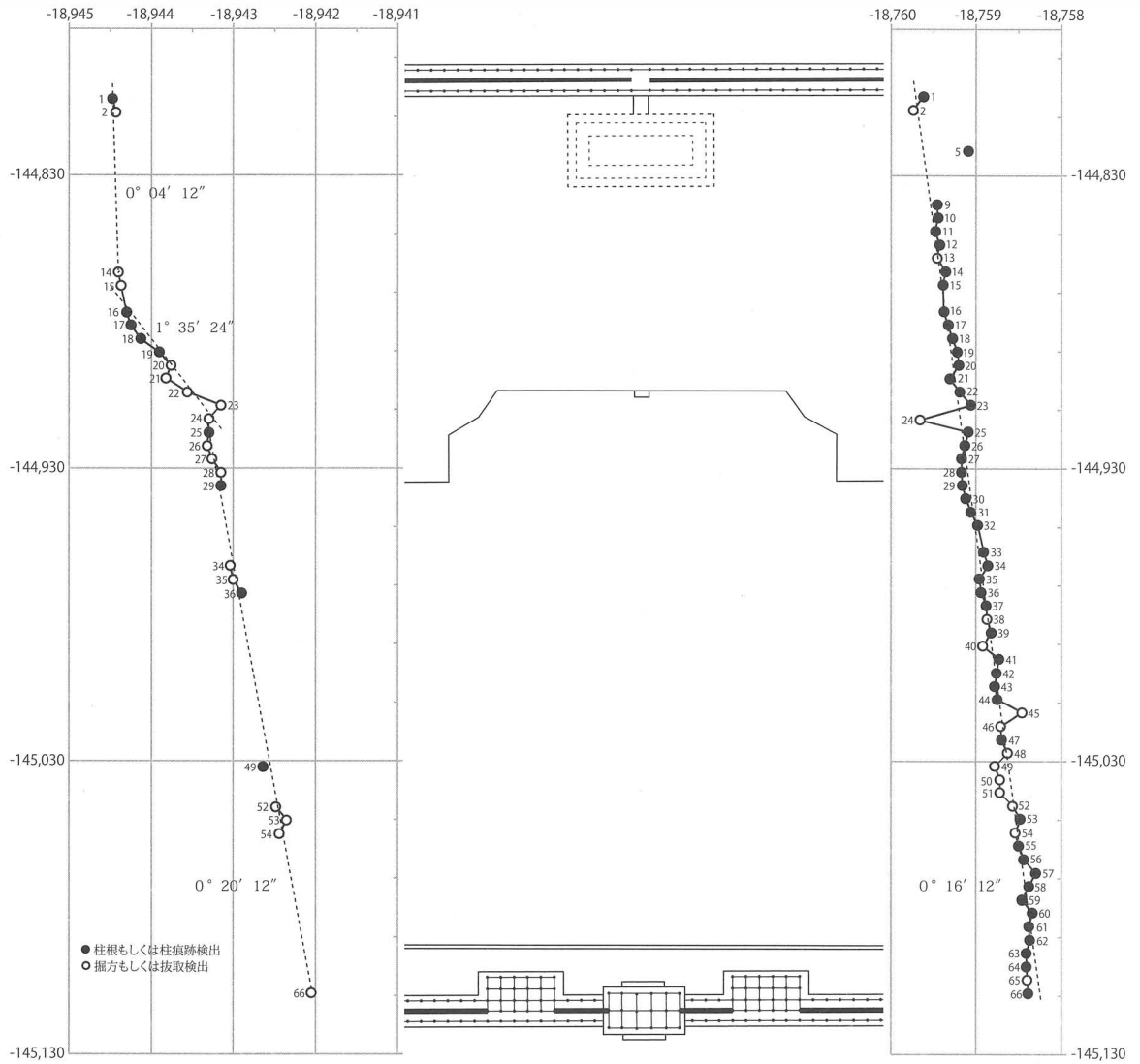


図 104 I-3 期掘立柱塼位置模式図

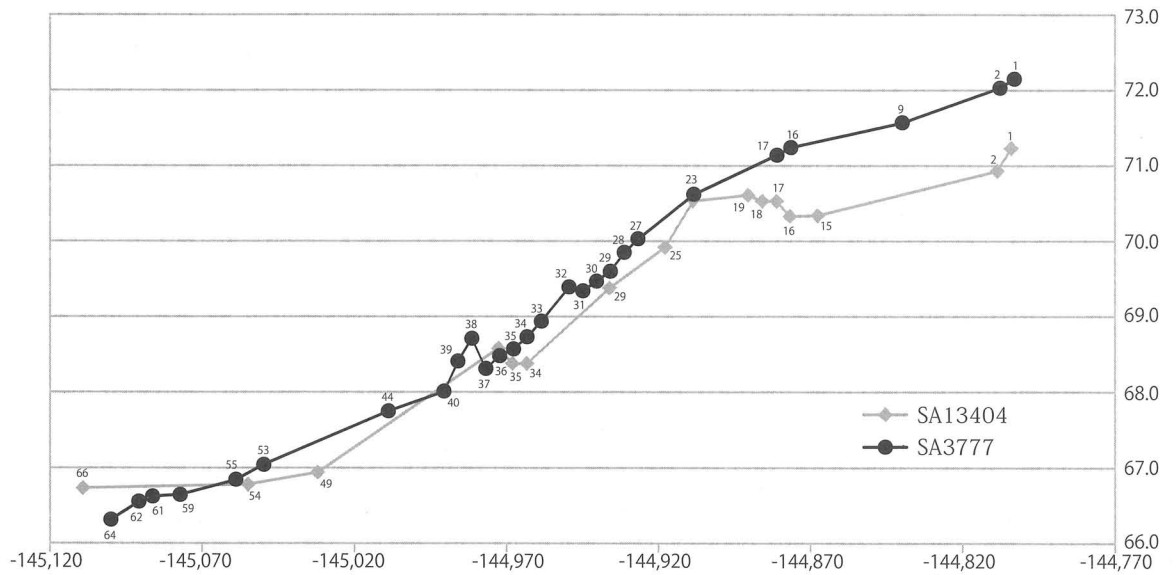


図 105 I-3 期掘立柱塼検出標高模式図

弱地盤に沈下を発生させ、鉛直方向の変位が生じた。さらにその直下にある大阪層群が西に向かって傾斜していたために、鉛直方向の力を受けた軟弱地盤が、大阪層群の斜面に沿って西にずれたと考えられる。つまり、造営時の盛土が原因で長期的なクリープが生じ、その結果として遺構が沈下しながら西にずれたと推定できることから、第一次大極殿院は、当初は東西対称に計画・造営されていたと考えて問題ないだろう<sup>8)</sup>。

- 
- 1) 山本 崇2011「史料からみた第一次大極殿院地区」(本書第V章第2節)。
  - 2) 井上和人2005「平城宮内の平面構造」『平城宮発掘調査報告Ⅹ』奈良文化財研究所学報第70冊。
  - 3) 『平城報告Ⅹ』では、区画の中軸はSB234・SB236西側柱筋の50~60cmを通るため、SA233Aを折り返した位置に築地塀を推定すると、SB177の東側柱筋の約1m東に位置することになり、存在しえないとする。しかし、コンピュータ上でCADソフトを用いて遺構図を検証すると、区画の中軸はSB236の西側柱とほぼ重なるため、中軸で折り返した位置はSB177東側柱筋の約3m東となる。もっとも、その場合も廂の出を5尺以下としなければならず、折り返した位置に築地塀が存在したとするのは難しい。
  - 4) 南門の東に位置する石詰暗渠SD7807は、SH6603Aを流れる南北溝SD7142をほぼ延長した位置にある。両者は直接接続していないが、SD7807は主にSD7142を流れる水を担っていた可能性も考えられよう。
  - 5) SD5564は『平城報告Ⅹ』ではI-4期の遺構とされるが、同位置で東面回廊を貫く暗渠SD5563が西面回廊の暗渠SD17963に対応し、SD17963はI-1期に設けられていることから、SD5564はSD3715の開削にともない新たに設けられたと考える。なにより、回廊南東隅付近でSD3715へ接続する遺構はこれしかなく、区画内の排水量を考えても、この位置にSD3715へ排水する必要があるだろう。
  - 6) I期南面築地回廊中心(X-145,115.109、Y-18,850.353)と、SB7200中心(X-144,870.673、Y-18,851.236)の2点を結ぶ直線で、第一次大極殿院の南北中軸。北で西に0°12'26"振れる。
  - 7) 平城宮第一次大極殿正殿復原にかかわる調査の一環として、ボーリング調査や表面波探査、重力探査、電気探査などを、第一次大極殿院北西部で遺構のずれが認められる範囲についておこない、以下の報告書がある。『平城宮跡第一次大極殿院地区地盤調査調査報告書』平成13年11月、文部科学省大臣官房文教施設部大阪工事事務所・株式会社東京ソイルリサーチ。『平城宮跡第一次大極殿院地区地盤調査報告書』平成15年2月、独立行政法人文化財研究所・応用地質株式会社。
  - 8) 第295次調査の北隣を調査した第438次調査では、西面築地回廊の東側で、規模の大きな地震によるものとみられる南北方向の無数の亀裂を確認した。この亀裂の東西で、遺構検出面に最大で6.8cmの高低差があり、西側が低くなっていた。断面観察から、この地震は仁和3年(887)の南海地震であった可能性が高く、軟弱地盤を原因とする長期的なクリープに加え、後世の地震が地盤の沈下にも影響を与えていたと判断される(大林 潤2010「平城宮第一次大極殿院回廊の地震痕跡」『奈文研紀要2010』)。

## 2 史料からみた第一次大極殿院地区

平城宮のいわゆる第一次大極殿院地区の性格をめぐっては、かねてから議論が繰り返されており、論点は出尽くした感が否めない。奈良（国立）文化財研究所の学報に限っても、『平城報告Ⅱ』、『平城報告Ⅳ』、『平城報告Ⅺ』、『平城報告Ⅻ』、『平城報告Ⅾ』がこの問題に関説している<sup>1)</sup>。ただし、前節で整理したごとく、第一次大極殿院地区のほぼ全域にわたる調査が終了し、『平城報告Ⅺ』で示した遺構の解釈や変遷案は少なからず修正が施され、結果、殿舎名の比定やこの地区の歴史的な性格についても、再検討の余地が生じている。ここでは、本報告書の知見にもとづき新たな議論を展開したいと考えるが、従来の多くの学説を逐一整理・紹介するのは、論点が多岐にわたるため、紙幅の都合から差し控えることとし、時代を追って論じる中で必要に応じて関説することとしたい<sup>2)</sup>。

大極殿院の諸問題を論じるためには、奈良時代史料や出土木簡のみでは十分な検討は不可能であり、より豊かな議論のために平安時代の史料を検討する必要があることはいうまでもない。平安時代の大極殿儀式関係史料の検討は『平城報告Ⅾ』に詳しく<sup>3)</sup>、その後、関連する史料は2冊の史料集に収集したので、その知見を随時参照することとしたい<sup>4)</sup>。なお、内裏および天皇御在所の歴史的変遷を論じた橋本義則氏の学説史整理<sup>5)</sup>は詳細を極め、さらに第一次大極殿院地区の性格を考える上できわめて示唆に富む見解が示されており、その理解を大いに参照したことを明記しておく。

### A 奈良時代前半—第一次大極殿院の時代

#### i 和銅3年（710）の第一次大極殿院地区

**和銅遷都当初の整地土** 和銅3年（710）3月の年紀をもつ伊勢国の荷札（--ニハ・木簡<sup>6)</sup>）は、6ABR区（平城第337次調査）で確認した第一次大極殿院の整地土のうち、南面築地回廊の直下から出土した。木簡の出土層位は、黒褐色砂。この木簡の年紀から、第一次大極殿院のうち、少なくとも南面築地回廊の南門より西側は、荷札が作成された3月以降、より厳密には、この荷札が廃棄されたときまで、建物の造営はおろか、建設に先立つ整地工事にも着手されていないことが明らかになったのである。大極殿院南面築地回廊西半の整地がおこなわれていないことからすれば、南面築地回廊の東半を含む全体や南面築地回廊が取りつく大極殿院南門の工事も未着手と考えるのが穏当であろう。この1点の木簡が語る事実は重く、従前の平城宮成立史に再考を迫ることとなった<sup>7)</sup>。

一方、これまでの調査においても、和銅初年段階における平城宮の造営状況がうかがわれる史料が確認されていた。その一つが、6ABE区（平城第91次調査）で検出した内裏西南隅外郭整地土下層黒色粘質土層の出土木簡である。この木簡群は、和銅2年（709）ないし3年4月23日の年紀をもつ木簡（--ニハ）、和銅3年4月23日の年紀をもつ木簡（--ニハ）を含むほか、年紀の記されない荷札にも、「三嶋上郡」（--ニハ、『和名抄』の撰津国嶋上郡）、「尾治国海郡嶋里」（--ニハ、『和名抄』の尾張国海部郡志摩郷）、「三川国飽海郡大鹿部里」（--ニハ、『和名抄』の参河国渥美郡大壁

和銅3年  
3月の  
紀年木簡

内裏西南隅  
外郭整地土  
下層黒色粘  
質土層の  
出土木簡

郷)など、その地名表記に和銅6年(713)の嘉字使用<sup>8)</sup>以前の古相が認められるものを多く含んでいる。これらの木簡群にみえる年紀、あるいは記載内容の意味するところは、出土当初から注目をあつめてしかるべきものではあったが、大極殿院南面築地回廊の整地土から出土した木簡の年紀をうけて、その意味するところが改めて整理されたのである<sup>9)</sup>。整地土から出土したこれらの木簡群は、平城宮の中枢部ともいえる、第一次大極殿院や内裏における、和銅3年3月から4月までの段階の整備状況がうかがわれる貴重な手がかりといえる。

第一次大極殿院や内裏西南隅外郭の整地土下層から出土した木簡は、西楼SB18500の抜取穴から出土した、もと整地土の木簡と推定されるものも含めても、その出土点数はさほど多くはないのであるが、これらの整地土出土木簡は、次のような特徴を認められる。

第1の特徴は、同じ国ないし同じ郡の荷札が複数組まとまって出土することである。第一次大極殿院整地土からは、伊勢国安農郡の荷札が2点出土した(一ニ六・木簡2、一ニ七)。加えて、西楼SB18500の柱抜取穴から出土した木簡の中には、里表記を用いるなど古相を呈し、柱を抜き取る際などに、整地土に廃棄された木簡が混入した可能性を否定できないものも認められる(一五〇・木簡100、一五二・木簡95、一五四・木簡94)。このうちの1点(一五〇・木簡100)は、伊勢国安農郡の阿止部里の荷札である可能性がある。そうとすれば、伊勢国安農郡の荷札が3点出土したことになり、里名は異なるものの同郡で、一括性の高い資料といえる。同様の事例は、内裏西南隅外郭整地土下層から出土した丹波国氷上郡の4点の荷札(一三〇A~一三〇C)にも確認でき、うち3点(一三〇A~一三〇C)は丹波国氷上郡石負里と里名まで一致する。丹波国氷上郡某里の荷札(一三〇D)と、丹波国加佐郡川口里の荷札1点(一三〇E)を加え、丹波国の米の荷札は5点となる。

伊勢国安農  
郡の荷札

丹波国氷上  
郡の荷札

上記の荷札群は、造営がはじまりつつある平城京へ届けられた米が同地で消費され、その荷に付けられた荷札がおそらくはその消費地近辺で廃棄されたことを示すものであろう。荷札の品目は圧倒的に米が多いことも、この推測を裏づける。さらに、某国三野里からもたらされた「(佐伯部) 祢万呂」の名がみえる荷札2点(一三二七、一三二八)の存在は、より明瞭にこのあたりの事情を物語っている。この2点の荷札は同筆と推定され、同じ荷物に付けられていた荷札であろう<sup>10)</sup>。両者が同一の場所で出土した事実は、平城宮へ送り届けられた米の収納と消費が、短期間にかつ同じ場所でおこなわれたことを示す。これらの消費者は、平城宮造営にかかわる官人や仕丁、それに差発された雇役民などの労働者と推測される。想像を逞しくすれば、輸納国と労働者の徴発地は何らかの関係をもつかもしれない。

遷都当初の整地土から出土した木簡のもう一つの特徴は、文書木簡の比率がきわめて低い点である。これは、木簡を用いた文書行政事務がまだおこなわれない段階、まさに造営段階の様相を反映するとも理解される。このことは、実際に整地土まで掘り下げて確認した面積は狭小で、なお未発掘部分に削屑が埋もれている可能性は否定できないものの、第一次大極殿院整地土からは削屑の出土が確認されていないことも整合的である。ただし、内裏西南隅外郭整地土下層からは削屑の出土が認められることからすれば、諸国からの物資の供給、物資の帳簿による管理、物資の支給という一定程度の事務処理は推定すべきであり、帳簿の削屑などが造営途上の地に廃棄されたのであろう。

このように、整地土出土の木簡は、平城宮中枢部の造営年代、造営過程を検討に資するのみならず、労働力編成や造営にかかる物資の調達と分配など、造営の実体にも迫りうる、きわめ

て貴重な史料群であるといえる。

ここで、第一次大極殿およびその周辺の整地土出土の木簡から推測される平城宮造営にかかわる論点を列挙してみたい。第1、第一次大極殿院の整地土の連続性からすれば、東面あるいは西面築地回廊のうち、少なくとも南面築地回廊に接続する部分の整地は、未着手であったとみられる。第2、第一次大極殿院内庭部にはおよそ北から3分の1の位置に磚積擁壁が築かれ、大極殿・大極殿後殿はこの壇上に築かれているが、北側の磚積擁壁壇上と南の内庭部とは東西の斜路により連続するものの、前者は地山を削り出して平坦面を造成し、後者には整地土が認められるなど、概して不連続である。したがって、大極殿院を囲む築地回廊自体は、一連の工程で造営された可能性が高いものの、南側のみ、あるいは東西の理門までが一連で、以北の造営との一連性は厳密には論じられない。第3、してみれば、南面築地回廊の未完成が、すなわち大極殿の未完成を直ちに明らかにする訳ではない。以上である。

つまり、和銅3年の木簡は、この段階に大極殿そのものの完成していなかった可能性を強く示唆するものの、遺構、とりわけ確認される整地土の連続性と範囲による限り、それを示す確定的な遺物とはなり得ないことには、留意しておく必要がある。

**和銅3年正月儀式の問題** 平城宮大極殿の成立年代は、従来、『続日本紀』にみえる和銅3年(710)の朝賀前後の記事の解釈をもとに検討されてきた。まず関係する史料を挙げる。<sup>11)</sup>

(和銅二年)十二月丁亥、車駕幸平城宮<sub>一</sub>。

(和銅)三年春正月壬子朔、天皇御大極殿受朝。隼人・蝦夷等、亦在列。左將軍正五位上大伴宿祢旅人・副將軍從五位下穗積朝臣老、右將軍正五位下佐伯宿祢石湯・副將軍從五位下小野朝臣馬養等、於皇城門外朱雀路東西分頭、陳列騎兵、引隼人・蝦夷等而進。<sup>13)</sup>

(正月)丁卯、天皇御重閣門、賜宴文武百官并隼人・蝦夷、奏諸方樂。從五位已上賜衣一襲。隼人・蝦夷等、亦授位賜祿、各有差。<sup>14)</sup>

(三月)辛酉、始遷都于平城。以左大臣正二位石上朝臣磨為留守。<sup>15)</sup>

一連の記事は、和銅2年(709)12月の平城宮行幸から翌和銅3年正月儀式にかかわり、3月の遷都にいたるまでの動きを示している。論点は、この年の正月儀式が藤原宮と平城宮のいずれの宮でおこなわれたものとみるかであり、大きく二つの異論が並立していた。しかしながら、和銅3年の木簡出土をうけ、宮の比定は平城宮造営過程の問題に直結する課題として改めて注目をあつめたのである。

和銅2年  
12月の平  
城宮行幸

かつて有力であったのは平城宮説である。平城宮とみる理解は福山敏男<sup>16)</sup>らにみえ、その最大の根拠は、和銅2年12月の平城宮行幸記事の後、還宮すなわち藤原宮へ還る記事が『続日本紀』に認められないことである。そこで、元明天皇は和銅2年12月から翌年正月まで平城宮に留まっており、正月年頭の儀式は平城宮でおこなわれたと理解してきた。また、朝賀の際、宮の南面中門(朱雀門)に相当すると考えられる「皇城門外朱雀路」に隼人・蝦夷が参列した記載に注目し、すぐ南方に日高山が迫る藤原宮でおこなわれた儀式としては不自然とも論じられている。

一方の藤原宮説は、大井重二郎<sup>17)</sup>らにより古くから唱えられていたが、近年、重閣門の比定にかかわり改めて検討の俎上に挙げられた<sup>18)</sup>。行幸の記事に必ずしも還宮の記事がともなう訳ではないこと、和銅3年正月は遷都前であり、元日朝賀などの儀式は本来の宮たる藤原宮でおこな

われるのが自然として、藤原宮でおこなわれた儀式と理解された。なお、遷都が3月であることは、留守司の任命から議論の余地はなからう。

## 大極殿の移築

ところで、平城宮第一次大極殿の完成時期を考える上で重要な論点が、小澤毅により提唱されている<sup>19)</sup>。平城宮の大極殿は、藤原宮の大極殿を移築したものとする説である。小澤は、藤原宮の大極殿、平城宮第一次大極殿SB7200、恭仁宮大極殿の平面規模を改めて検討するとともに、SB7200と同規模とされる建物で遺構の残存状況がよい、大官大寺の金堂および講堂の平面規模を検討した結果、藤原宮大極殿、平城宮第一次大極殿、恭仁宮大極殿はまったく同一の規模を有することを明らかにした。そこで、後述するように平城宮から恭仁宮への移建が史料から明らかであることを踏まえ、藤原宮から平城宮への移建を推測した。また、恭仁宮大極殿の基壇西北隅に用いられている礎石が、奈良盆地東南部から飛鳥地方に産するものであることに注目し、藤原宮大極殿が、礎石とともに平城宮を経て恭仁宮へ運ばれたことを裏づけると考えた。大極殿の移築をめぐる小澤の理解は鉄案と思われ、平城宮大極殿の建設時期は、藤原宮から平城宮への移建にかかる期間を踏まえて、議論する必要が生じたのである。

大極殿の移建を前提とするとき、藤原宮大極殿の利用状況を確認する必要がある。和銅3年正月の記事をひとまず除外して考えるとき、藤原宮大極殿の終見史料は思いの外古く、慶雲4年(707)7月の元明天皇即位の記述である<sup>20)</sup>。その後大極殿の存在を確認する史料は認められないが、2年後の和銅2年(709)5月には、朝堂において新羅使金信福に宴を賜っている<sup>21)</sup>。解体工事中の大極殿院を避け、南接する朝堂院で行事をおこなったとみる余地は残るものの、賜蕃国使宴の場としては、あまりに雑然としているとの印象をぬぐい去り得ない。おそらくは和銅2年の上半期頃までは、藤原宮の中枢部の解体は未着手とみるべきかと思われる。この理解により、和銅3年正月の儀式を平城宮で催したと仮定するならば、その移築には半年余りの時間しか認められないこととなる。恭仁宮への大極殿の移築が、遷都から2年3箇月かかることに鑑みれば、半年間での移築は相当困難をとまなうと思われる<sup>22)</sup>。

そこで、ここでは和銅3年正月の大極殿を藤原宮とみる説にしたがい、論点を略記しておきたい。還宮の記事が脱漏する点は、必ずしも行幸記事のすべてに還宮の記事が記される訳ではないという一般論とともに、『万葉集』が平城遷都にいたる行幸を和銅3年2月と伝える点に注目したい<sup>23)</sup>。

## 和銅3年2月の行幸

和銅三年庚戌春二月、從<sub>一</sub>藤原宮<sub>一</sub>遷<sub>一</sub>于寧楽宮<sub>一</sub>時、御輿停<sub>一</sub>長屋原<sub>一</sub>廻<sub>一</sub>望古郷<sub>一</sub>作歌。

長屋原の比定地ともかかわり行幸のルートを下ツ道とみるか中ツ道とみるか、「太上天皇御製」とする一書の注記からこの題詞の史料的価値を低くみる理解もありうるが、この題詞による限り、平城遷都のための行幸が和銅3年2月におこなわれた可能性は高い。また、『扶桑略記』によると<sup>24)</sup>、

(前略) 從<sub>一</sub>難波宮<sub>一</sub>移<sub>一</sub>御奈良京<sub>一</sub>、定<sub>一</sub>左右京条坊<sub>一</sub>。

とみえ、平城京への移御が難波宮からおこなわれたとする異伝を記している。この記事は、『万葉集』題詞の伝と一見異なるものかともみえるが、藤原宮から一旦難波宮を経て平城宮に移築したとみれば矛盾は回避されるし、仮にこの異伝を採らないとしても、元明天皇が2月ないし3月に平城宮へ移ったことは認めざるを得ないであろう。

以上、この問題につき文献史料から確実なことを論ずるのは困難ではあるが、和銅3年の荷



札木簡が出土した事実から、第一次大極殿院の築地回廊や南門が未完成であることはまず動かしがたく、平城宮中枢部が造営途上にあったことは否定しがたいものと思われる。大極殿院の建設の遅れをやや限定的にとらえる論調をうけ、近年再び平城宮とみる説も提出されているものの、木簡が出土する以前の大勢のごとく、和銅3年正月の一連の史料は、藤原宮の史料と考えることが、<sup>26)</sup> 穏当なのではないか。

## ii 第一次大極殿の完成

**和銅8年の朝賀** 上述のように、和銅3年(710)正月の大極殿記事が藤原宮のものであると理解するとき、平城宮大極殿の初見は、和銅8年(715)正月の朝賀の記事である。<sup>27)</sup>

靈龜元年春正月甲申朔、天皇御<sub>レ</sub>大極殿<sub>レ</sub>受<sub>レ</sub>朝。皇太子始加<sub>レ</sub>礼服<sub>レ</sub>拜朝。陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美等、來朝各貢<sub>レ</sub>方物<sub>レ</sub>。其儀、朱雀門左右、陣<sub>レ</sub>列鼓吹・騎兵<sub>レ</sub>。元会之日、用<sub>レ</sub>鉦鼓<sub>レ</sub>、自<sub>レ</sub>是始矣。(後略)

和銅3年3月の遷都から、5年の歳月が過ぎていた。この年の9月には、元正天皇が即位する。<sup>28)</sup> 大極殿の移築は、平城宮ではじめて即位する天皇となる元正の即位式に間に合わせることを最優先課題として実施されたとの理解もあるが、即位式を待たずして、同年の元日朝賀で用いられていることにも留意すべきであろう。

和銅8年の朝賀は、『続日本紀』にみえる奈良時代の朝賀の記事の中で、第1に皇太子がはじめて礼服を加えて拜朝したこと、第2に朱雀門の左右に鼓吹・騎兵が陣列するやや特異な儀仗の形態をとっていたこと、第3に元日朝賀に鉦鼓を用いることがこのときからはじまったと伝えること、以上の3点を記す点で特筆されるものといえる。なお第1の点につき付言すれば、和銅3年の平城遷都の段階には、首皇子の立太子・即位は、すでに予定されていたはずであろうが、厳密には皇太子は未定であった。首皇子の立太子は、和銅7年(714)6月のこと<sup>29)</sup>で、翌和銅8年正月の朝賀は、皇太子としてはじめて参加した公式儀式であった。

**大極殿南面の中央階段の付設** 6ABP区(平城第295次調査)の発掘調査所見によると、大極殿南面中央の階段は、大極殿の南5.5尺の位置に建つ掘立柱の東西棟建物SB6680の柱穴と重複すること、基壇外装の抜取溝に段階差が認められることから、その設定には大極殿基壇の設定との間に時期差が認められる。その成果をうけて、大極殿の南階段は当初は存在せず、I-1期後半には南にSB6680が建てられ、それが撤去された段階で、I-2期にいたり南階段が付設されたとの理解を示した。<sup>30)</sup> SB6680の性格もさることながら、この階段の付設の時期について、検討してみたい。

大極殿の階段そのものにかかわる史料はむろん確認できないが、その利用のあり方は、推測する手がかりが残る。それは、平安時代の八省院でおこなわれる儀式の動線の分析である。

平安時代の大極殿儀は、元日朝賀・即位、告朔、御齋会、出雲国造神賀詞、季御読経、受蕃客使表及信物、賜蕃客宴、蕃客辞見などである。他に、主に小安殿でおこなわれる儀式に例幣、齋王群行があり、八省院でおこなわれる儀式に大嘗祭などがある。また、正月七日宴、正月十六日宴、射礼は、奈良時代には大極殿院・朝堂院でおこなわれることもあるものの、平安時代初期以降おおむね内裏儀・豊楽院儀へと移行していく。<sup>31)</sup> ここでは、平安時代の大極殿儀の儀式次第を参照しつつ、階段の機能を検討してみたい。以下、平安時代末まで八省院儀として

平城宮大極殿の初見

おこなわれる朝賀（これと同じ構造とされる即位儀<sup>32)</sup>）と、御齋会の儀式次第を検討する。

**朝賀** 『内裏儀式』元旦受群臣朝賀式条によると<sup>33)</sup>、朝賀の儀式において官人は朝堂院に列立しており、大極殿の殿上に立ち入る者は、天皇、皇后以外では、褰帳命婦2名・威儀命婦4名・奉翳女孺18名の天皇に供奉する女官のほか、男官は少納言、侍従などわずかである。辰一刻に天皇の輿が大極殿後房に入り、その後、天皇は冕服を着して、布単の上を歩いて、高御座に就いた。まず大極殿後房に入ることからすれば、その動線は北門からと推測される。昭慶門から大極殿後殿を経て、北面階段から昇殿したのであろう。『小右記』などによると、即位に際して天皇は、八省院の北門にあたる平安宮昭慶門を通り、小安殿・大極殿へと出御したことが確認できる<sup>34)</sup>。

八省院に参列する参加者のうち、大極殿の殿上に昇る者はただ一人確認できる。皇太子である。そこで、その動線を、同じく『内裏儀式』元旦受群臣朝賀式条から検討する。皇太子は、東面回廊の昭訓門から八省院内に入り、龍尾壇上、昭訓門の近くの幄に着す。時刻になると、幄から出でて大極殿の南、中階から12丈に置かれた皇太子版位に就く。その後、「皇太子中階より升起御座の前にあたり北面し跪き賀して曰く、『新年の新月の新日に、万福を持ち参り来りて、拝み供奉らくと申す』。俛伏して興き、階より降る」とみえることから、中階から昇殿し、天皇の御座の前で南榮にて北面し、跪いて賀を奏し、奏賀の後、階より降りるとみえる。この階は明証を欠くものの、昇りと同じく中階と理解してよい。ここでは、大極殿南面の中階すなわち中央の階段は、皇太子のみが昇降に利用することを確認したい。

また、朝賀では、宣命が宣布された。大極殿上に侍する侍従は、「侍従詔を奉りて、俛伏して興き、東階より降り、詔使の位に就き西向し、宣制して曰く、『新年の新月の新日に、天地と共に、万福を平けく永けく受け賜れと宣る。』」とみえる。ここでは、天皇のミコトノリを伝える宣命者は、東階を降りることを確認したい。

以上、平安時代初期の史料ではあるが、朝賀における大極殿への昇降の作法を確認した。天皇および皇后、女官等は、大極殿院北門、大極殿後殿を経て北戸から入る、皇太子は、奏賀に際して中央の階を昇降し、宣命者（侍従）は東階を降りたことが知られる。朝賀において大極殿南面中央階段を用いるのは、皇太子のみであることが確認できる。

**御齋会** 御齋会は、大極殿において金光明最勝王経講読と吉祥悔過をおこない、護国と玉体安穩を祈願する仏事であり、朝賀の途絶える10世紀末以降も恒例行事としておこなわれた、「年中行事中第一大事也<sup>35)</sup>」と称される重要な正月仏事であった<sup>36)</sup>。それ故にか、『年中行事絵巻』をはじめ儀式書・古記録など史料的に豊かである。筆者はかつて、その舗設の検討を試みたことがあるが、前稿によりつつ改めて儀式の動線を確認したい<sup>37)</sup>。

天皇は、御齋会の関連史料ではつまびらかにし得ないものの、朝賀や齋宮群行などの事例から昭慶門を用いたと推測される。その後、小安殿の控所を経て着座する。皇太子以下は、東面回廊の昭訓門を用い、昭訓門北座、東横廊、東登廊を経て皇太子座に着座した。内弁、親王以下参議以上は、昭訓門東廊公卿座に着き、昭訓門から八省院へ入り、皇太子と同じ経路で大極殿上の座に着した。諸王四位・五位官人は、永陽・広義門から八省院に入り、大極殿上の座に着した。六位以下官人は、龍尾壇下の朝廷に列立し、龍尾壇東西階から永陽・広義門南階、蒼龍・白虎楼簾を経て東西廊の座に着した。以上、俗人の参加者は、皇太子以下官人は八省院の

東ないし朝庭から儀式の場に入場したのに対して、天皇のみが大極殿北方から入場したと概括できる。

一方、儀式で重要な役割を担う僧の入場は、北からであると推測される。僧房とされた八省院回廊からの経路はつまびらかにし得ないものの、御齋会に際して僧綱が北廊（八省院北面回廊）で駕を降りた史料がある<sup>38)</sup>。また、『年中行事絵巻』御齋会は、大極殿に入場する僧の列を描いている。これによると、僧は、控えの床子が置かれた大極殿東西廊から、東福・西華門を経て龍尾壇付近まで南行し、西行あるいは東行して中央へ向かい、大極殿東西階の南で北行し昇殿している。遙かに時代の降る平安時代院政期の史料には、僧が中階を昇ると記すものも散見されるものの、<sup>39)</sup>『延喜式』には確実に東西階を昇ると記すこと、また『年中行事絵巻』御齋会が東西に分かれた様を描いており、東西階を昇ろうとしていることなどからすれば、東西に分かれる入堂作法が、本来のものであったと考えられる。

以上、御齋会の動線による限り、俗人である皇太子および貴族官人は東階、天皇は北門、衆僧は北門を経て龍尾壇付近まで南下し、南面の東西階を用いたことが確認できる。

**南面階段の付設とその時期** 平安時代前半における代表的な大極殿儀というべき朝賀と御齋会をとりあげ、その儀式の動線から階段の利用のさまを確認してきた。時代の降る平安時代の儀式書を根拠としたものとはいえ、鮮やかな特徴がみとれると思う。すなわち、南面中央の階段は、朝賀に際して、皇太子のみが利用するのである。天皇自身が降りることもなければ、皇太子以外が昇ることもない、いわば皇太子のための階段と位置づけられるのである。むろん、奈良時代の儀式と平安時代の儀式はその性格や儀式次第に変遷が予想される。橋本義則氏が明らかにしたように、奈良時代の大極殿儀は、大極殿出御型と閣門出御型とに類型化することができ、<sup>40)</sup>後者は平安時代以降、豊楽院儀へと変化するといひ、天皇の儀式への参加の形態、とりわけ、大極殿院南門や大極殿閣門など宮内の諸施設への出御とその意味は、奈良時代の儀式と平安時代の儀式とで大きく異なっている。しかしながら、平安時代の儀式次第からうかがわれる、あまりにも顕著な事象は、なにがしかの由来にもとづくものと理解しても、あながち的はずれとはいえないであろう。そこで、第一次大極殿院 I 期の時代における皇太子との関係が改めて注目される。

皇太子の  
ための階段

上述のとおり、和銅 8 年 (715) 正月朝賀の記事は、平城宮大極殿の初見史料と考えられ、近年は、和銅末年頃までに平城宮の第一次大極殿院が出現したとする説が大方の理解を得つつある。和銅 8 年の朝賀は、皇太子がはじめて礼服を着して参加したこと、元会の日に鉦鼓を用いることがこの年よりはじまったと伝えるなど、例年の朝賀にも増して特別な儀式と認識されていた。その根本的な理由は、皇太子首皇子の参加によるのであろう。皇太子の朝儀への参加は、大極殿院の完成と密接にかかわるものであったと推測される。和銅 8 年正月の朝賀は、平城宮大極殿のこけら落としともいうべき一大セレモニーであったことは想像に難くないが、あえてこの年の朝賀の場として用いられたことは、結果的にとはいえ同年 9 月におこなわれる元正天皇即位以上に、重要視されたものであったと推測することができる。その背景には、文武天皇の早世により不安定となった王権の、正統なる後継者首皇子の存在を知らしめる必要があったと推測され、大極殿は、首皇子の政界への登場を飾る場として設定されたのであろう。<sup>41)</sup>このような政治状況に鑑みれば、大極殿前面階段は、首皇子立太子の政界登場、そして朝賀に際して

の皇太子奏賀における利用をにらんで、新たに付設されたものと推測される<sup>42)</sup>。大極殿南面の階段付設時期は、和銅7年(714)6月の立太子の前後から、和銅8年の正月までの間と考えることができよう<sup>43)</sup>。

以上の推測が正鵠を射たものとするならば、かつて『年報1999-Ⅲ』が提出した見解は修正されねばならない。本報告書の遺構変遷において、第一次大極殿南面階段の付設をI-1期に含まれる工程差とする理解を提出した所以である。

### iii 第一次大極殿院と中央区朝堂院の成立

**重閣門の比定とその問題** 前項において、和銅3年(710)正月丁卯条にみえる「重閣門」は、藤原宮の門と理解して論及を避けたものの、平城宮にも「重閣」と称される門が認められる。重閣中門 神龜元年(724)にみえる「重閣中門」である<sup>44)</sup>。

五月癸亥、天皇御<sub>重閣中門</sub>、觀<sub>獵騎</sub>。一品已下至<sub>無位豪富家</sub>、及左右京・五畿内・近江等国郡司并子弟・兵士、庶民勇健堪<sub>裝飾</sub>者、悉令<sub>奉</sub>獵騎事。士已上普賜<sub>禄有</sub>差。獵騎は他にみえずその詳細は不詳であるが、5月5日の行事であることからいわゆる騎射の

重閣門 類と理解しておく。この他にも、「重閣門」にかかわる史料は、奈良時代後半にも散見される<sup>45)</sup>。

(宝龜八年五月)丁巳、天皇御<sub>重閣門</sub>、觀<sub>射騎</sub>。召<sub>渤海使史都蒙等</sub>、亦会<sub>射場</sub>。令<sub>五位已上進</sub>裝馬及走馬。作<sub>田</sub>儺於舞台。蕃客亦奏<sub>本国之樂</sub>。事畢、賜<sub>大使都蒙</sub>已下綵帛、各有<sub>差</sub>。<sup>46)</sup>

(延暦元年四月)乙丑、(中略)重閣門白狐見。<sup>47)</sup>

かねてから、その比定については議論がおこなわれてきた。古くは、狩谷掖齋が朱雀門説を唱え<sup>48)</sup>、関野貞は、大極殿南門が発掘調査で確認されていない段階において、朝堂院南門に比定したが、重閣門は大極殿閣門の別名と理解していた<sup>49)</sup>。福山敏男はこの立場を襲いつつ大極殿南門と理解した。その後、『平城報告Ⅱ』が福山説を批判して、重閣門=朝堂院南門または朝集殿院南門説を採り、直木孝次郎氏、岸俊男氏もこれに従うのに対して、橋本義則氏は大極殿南門説にたち、その後の奈良国立文化財研究所の学報でも『平城宮朱雀門の復原的研究』は大極殿南門説を採用している<sup>50)</sup>。加えて近年にいたり、平城宮跡の第一次大極殿院地区の整備を進める中で、重閣(中)門の比定は、当該の門の上部構造を決定する上で重要な意味をもつことから、改めて議論がおこなわれている<sup>51)</sup>。吉川聡は、奈良時代の儀礼の場を傍例から推測する方法に限界があることを指摘した上で、平安時代の重閣門が朱雀門の固有名詞として用いられていることにより、奈良時代の「重閣(中)門」=朱雀門と理解した<sup>52)</sup>。この場合の「中門」は平城宮南面の宮城門のうち中央の門の意と理解している<sup>53)</sup>。

一方、従来の理解を基本的に規制してきたのは、いわゆる令規の門の区分である。宮内の門は、その位置から大宝令制下には、外門・中門・内門、養老令制下には、宮城門・宮門・閣門と称されていた<sup>54)</sup>。これによるかぎり、「中門」とある以上、三重の区画に概念化して区分けされる門のうち、内裏などもっとも内に開く門ではないとするのである。そこで、外門(宮城門)たる朱雀門や大極殿南門説は退けられ、朝堂院南門とする説も成立しうる<sup>55)</sup>。確かに、大極殿院南門は、中門にはあたらないかと思われる。養老律によると、宮の垣には閣垣、殿垣、宮垣、宮城垣があり<sup>56)</sup>、これらに対応して、閣門、殿門、宮門、宮城門があった。横田拓実・鬼頭

清明両氏によると、「殿垣は明証に欠けるが大極殿院を囲む垣」とし、大宝令制下には、殿門は八十一例により「大極殿門」と称されたとし<sup>59)</sup>と指摘する<sup>60)</sup>。八十一例の示す時期が奈良時代を指すか否かはなお議論の余地を残すものの、大極殿南門は殿門にあたとみて、大過はないと思われる。

ところで、6ABU区（平城第119次調査）で検出した朝堂院南門SB9200は、基壇上に建つ東西棟の礎石建物と推定されており、基壇のほとんどは削平をうけているものの、東西26.0m南北16.0m深さ35cmの掘込地業を確認した。門の規模は桁行5間、梁行2間、柱間寸法15尺等間程度の規模と推定されている<sup>61)</sup>。大極殿南門や朱雀門と比してその規模は小さく、大極殿院南門との比較から、それより格上の門を復原することは困難との意見も強い<sup>62)</sup>。これによるならば、朝堂院南門は、神亀元年の「重閣中門」の候補から外れる可能性があるろう。

以上、文献史料の検討からは、「中門」に注目すれば朝堂院南門、消去法ならば朱雀門の可能性が高いとみられるものの、「重閣門」の比定は、現段階では断案を得るのは困難といわざるを得ない<sup>(補注)</sup>。

**第一次大極殿院の成立** 前項で述べたとおり、和銅8年(715)元日朝賀の記事は、平城宮の大極殿と朱雀門の初見記事でもあるのに対し、大極殿院、朝堂院などの施設については沈黙する点がやや気かりである。続く和銅8年の正月儀式を検討する。

己亥、宴<sub>二</sub>百寮主典以上並新羅使金元静等于中門<sub>一</sub>、奏<sub>二</sub>諸方楽<sub>一</sub>。宴訖、賜<sub>レ</sub>禄有<sub>レ</sub>差<sup>63)</sup>。

庚子、賜<sub>二</sub>大射于南闈<sub>一</sub>。新羅使亦在<sub>二</sub>射列<sub>一</sub>。賜<sub>レ</sub>綿各有<sub>レ</sub>差<sup>64)</sup>。

大極殿の完成を機に、大極殿院儀式が本格的に展開しはじめた可能性がある。16日には、後の踏歌の節会にあたる儀式が、翌17日には、射礼にあたる儀式がおこなわれる。西本昌弘氏の検討によると、正月16日節会の場は、藤原宮の時代および平城遷都からしばらくの間は、平時は朝堂や西閣、蕃客来朝時は重閣門や中門であり、天平年間(729~749)以降、侍臣・五位以上を内裏に宴し、百官主典以上や蕃客を朝堂に饗するという<sup>65)</sup>。また、大日方克己氏によると、奈良時代の射・射礼の場は、おおむね朝廷であるという<sup>66)</sup>。

奈良時代の儀式の場は必ずしも一定せず、儀式の場のみからの比定は困難ではあるものの、16日の史料にみえる「中門」は大極殿院南門を意味する可能性が高いと思われる。和銅8年正月の段階には、朝賀がおこわれた大極殿とともに、大極殿院南門も完成していたのであろう。築地回廊の有無について史料は沈黙するものの、平安時代の朝賀の儀式次第においても、回廊が積極的に用いられることはないことからすれば、史料にあらわれないことをもって未完成とするには根拠に乏しい。おそらくは、この段階で大極殿院は、あらかたの完成をみていたと理解して大過ないのではあるまいかと思う。

他方、17日に大射の場としてみえる「南闈」は他に用例がなく、その詳細はつまびらかにし得ない。ただし「闈」の字義は宮中の小門をいい、脇門など比較的小規模な門を指す語である<sup>67)</sup>。「南闈」を大極殿南門とする理解は、この字義に即して考えると困難ではないかと思われる。一方、「闈」は「帷」に通じ、礼記雜記下の注に「闈門、或作帷門」とみえる。「帷門」とはとぼりを引きまわした門であり<sup>68)</sup>、仮に囲われた区画を指すのではないか。以上から想像するに、「南闈」は、第一次大極殿院の南につくられた、帷・幔などを廻らせただけの仮設の区画、もしくは堀のみによる区画ではなかったか。造営の途上にある仮囲いであるとするならば、以後の史料に

南 闈

「南闈」がみえないこととも整合的に理解することができる。つまり、「南闈」は、この段階には未完の、中央区朝堂院地区に仮設された囲いを指す可能性が強く、このことから逆に、中央区朝堂院の造営が未着手であったと理解することができるのではなかろうか。

**中央区朝堂院の成立** 従来の発掘調査知見によると、中央区朝堂院の造営は、靈龜年間（715～717）以降に降るとみられている<sup>69)</sup>。そのため、大極殿（院）の完成を和銅3年（710）にもとめる説では、朝堂院の造営との間に時期差があると理解されていた。しかしながら、大極殿および大極殿院の造営が遷都当初から遅れ、和銅8年（715）頃までに一応の完成をみたと理解する現在においては、大極殿院の造営が一段落したのちに、続いて南に接する朝堂院の建設に着手したものと考えれば、段階的な造営のさまがみてとれ、その時期差はむしろ整合的ともいえよう。詳細な造営過程の検討は、中央区朝堂院地区の正報告書の刊行を俟って論じるべき問題で今後の課題とせざるを得ないものの、ひとまず、文献史料と木簡からうかがわれる朝堂院の造営過程について略述する。

朝堂院の  
造営過程

中央区朝堂院の成立時期は、東辺の基幹排水路SD3765の年代の検討がその手掛りとなる。朝堂院東限の区画堀SA5550Aに先行するSD3765からは、「和銅」（--AE0）の年紀が記された削層のほか、和銅6年（713）の嘉字使用以前の表記を残す「一之郡」（--AE7）と記された荷札が出土しており、この溝の埋没年代は、和銅年間（708～715）以降とみられる。また、東辺を画して南流するSD3715により破壊されるSK5535からは、「靈龜元年九月」（--AE4）の紀年木簡とともに、これと同筆と思われその文字の一部「靈」を記した断片（--AE1A）が出土している。これらの事実から、SD3715の開削は靈龜年間頃以降とする『平城報告XI』以来の理解が穏やかであろう<sup>70)</sup>。

このように、中央区朝堂院の造営は、靈龜元年を遡らないとみられるが、これを認めるならば、和銅6年（713）11月に親王・太政大臣が朝堂に出入りする際の作法を定めたとする記録<sup>71)</sup>は、東区朝堂院下層の掘立柱建物の朝堂と理解せざるを得ない。この翌年の和銅7年（714）11月には、告朔の作法を定めたことが知られる<sup>72)</sup>。これらの史料は、東区朝堂院の完成と日常政務の開始にかかわるものと理解すべきであろう。平城宮の造営は、第一次大極殿院、天皇の御在所となる内裏という平城宮の中核部分の造営と平行して、おそらくは日常の政務空間として用いられる東区の朝堂院（下層の掘立柱建物）、および大安殿SB9140の建設が鋭意進められたものと推測される。

これに対して、中央区朝堂院にかかわると思われる確実な史料は、養老元年（717）4月にみえる<sup>73)</sup>。

甲午、天皇御<sub>レ</sub>西朝<sub>一</sub>。大隅・薩摩二国隼人等、奏<sub>レ</sub>風俗歌舞<sub>一</sub>。授<sub>レ</sub>位賜<sub>レ</sub>禄各有<sub>レ</sub>差。

西朝 「西朝」は、西の朝堂（院）ないし朝庭の意かと思われる。同様の表現に「中朝」がみえ、やや降る天平2年（730）正月、この場所で7日の宴がおこなわれている<sup>74)</sup>。

壬辰、宴<sub>二</sub>五位已上於中朝<sub>一</sub>。賜<sub>レ</sub>禄有<sub>レ</sub>差。

中朝 「中朝」が東区の朝庭ないし朝堂（院）を指すものとみるべきか、あるいは中央区の朝庭ないし朝堂（院）を指すとみるべきかは、にわかには決しがたい。しかしながら、「西朝」「中朝」なる呼称の存在は、複数の朝庭ないし朝堂（院）の存在を前提としたものと理解できる。してみれば、「西朝」の表記がみえる養老元年の段階には、少なくとも複数の朝庭ないし朝堂（院）

が成立していることは認められる。先述のとおり、和銅末年段階の「朝堂」は東区のそれと考える以上、「西朝」の記事は、その方角からいっても中央区朝堂院を示しているとみるのが妥当であろう。

以上のように、文献史料と木簡からうかがわれる限り、中央区朝堂院の造営は、第一次大極殿院の造営より遅れる可能性が高い。そこで改めて注目されるのが、前述した和銅8年朝賀の記事である。この史料は、先に注目した大極殿への出御、皇太子の初めての朝儀への参加に加え、「陸奥・出羽蝦夷并南嶋奄美・夜久・度感・信覚・球美」らが来朝し方物を奉ったこと、朱雀門の左右に鼓吹すなわち軍楽と騎兵とを整列させたことが特筆され、しかも、正月朝賀に鉦・鼓を用いるのは、これ以降のことだと特記している。従来の見解では、これを通常の朝賀儀と比して盛儀とする意見が強いように思われる<sup>75)</sup>。しかしながら、本来儀仗を備えるべき朝堂院ないし朝堂院南門について史料が沈黙することには留意が必要であろう。この点にかかわる解釈としては、まずは常儀であるが故にあえて史料にとどめられなかったとみることもできる。すなわち、官人は例のとおり朝堂院（あるいは五位以上官人は大極殿院である可能性は否定できない）に列立し、化外民たる隼人・蝦夷が騎兵に率いられながら朱雀門外に陣列したとみるのである。それに対して、別の解釈も成り立ちうる。史料に書かれていないことを積極的に評価するならば、朝堂院が未着手である事態を受け、すでに完成していた朱雀門外に儀仗を配置したとみるのである。いずれとも決しがたいが、和銅8年朝賀の記事の示す内容は、なお検討の余地が残されているであろう。

#### iv I-2期の整備

**第一次大極殿院西辺の整備** 養老年間（717～724）の後半には、再び第一次大極殿院の周辺において整備がおこなわれはじめた可能性がある。この整備は、佐紀池SG8190の造営に端を発するものと思われ、第一次大極殿院南面築地回廊に東西の楼閣建物SB7802・SB18500が付設されて完了する。

まず、第一次大極殿院西辺に改めて整地が施され、この整地土の上に堤を築き佐紀池が造成される。6ACC区（平城第92次・第177次調査）で検出した整地土の下層に堆積した木屑層・炭層から出土した木簡の年代は、和銅4年（711）4月の年紀をもつ若狭国の塩の荷札（-ニホカ）が認められるほかは、おおむね郷里制下以降の荷札が多く、紀年木簡の多くは、養老4年（720）から6年（722）までに集中している（-ニホニ・木簡31、-ニホニ）。また、「養老四年十月十六日」の年紀をもつ木簡を二次的に加工した馬形木製品（-ニホニ）もある。

一方、この整地土の上に堤を築き造成された佐紀池SG8190の南岸堆積土から出土した木簡は、紀年木簡は認められないものの、里制表記の荷札（-ニホニ・木簡15）をはじめ奈良時代初頭の木簡が多く認められるほか、備前国藤原郡（-ニホニ・木簡16）の存続時期である、養老5年（721）4月から神亀3年（726）11月までに記されたものが含まれる。整地は、下層の木屑層・炭層の堆積状況から比較的短期間におこなわれたと判断され、造成後の佐紀池堆積土の木簡の年代とも大きな隔たりは認められない。大極殿院西辺の2度目の整地と佐紀池の造成は、おおむね、養老末年から神亀初年までの時期をさほど降らないと理解できる。

**第一次大極殿院西辺出土木簡の特徴** 佐紀池南岸の出土木簡には、興味深い記載が認められる。

その一つが、「膳部所」が発信した文書木簡（ニ七五三・木簡8）である。『延喜式』によると、膳部所は齋宮寮被管であり、齋王の食膳を担う野宮別当の下に置かれた所である<sup>76)</sup>。「膳部所」の性格は次の史料が参考になる。養老5年（721）9月11日、齋王井上女王が北池辺新造宮に移り潔斎をはじめている。この史料の引く「神祇記文」によると、「膳部四人」が認められ、木簡の「膳部所」はあるいはこれと関連する可能性がある。

かかる観点から出土木簡をみると、関連する木簡がわずかながら存在する。第1は、近接する調査区のSD3825Aから出土した、「内舎人」とのみ記した用途不明で051型式の比較的大型の木簡である（ニ七五五・木簡56）。内舎人は、中務省に属する定員90名の舎人であるが、『延喜式』によると、ほかに、伊勢齋宮が卜定後過ごす宮内の潔斎所である初齋院の職員にも1名属していた<sup>77)</sup>。第2は、「御竈」（ニ八〇六・木簡17）など、神祇祭祀にかかわるか推測される木簡が散見すること。第3は、近接する整地土下層から出土した「孫王□□分」（ニ八八〇・木簡41）の記載。木簡の用途はなお検討の余地が残るものの、齋王が北池辺新造宮へ移る儀式において孫王の供奉が確認できる。

北池辺  
新造宮

従来、北池辺新造宮は水上池付近とする理解が示されていたが、その確たる根拠は明らかにされていない。ところが、出土木簡を手がかりとして、北池辺新造宮、すなわち平城宮の初齋院相当施設は佐紀池周辺付近にあり、「北池」は佐紀池を指す可能性が新たに浮上してきたのである<sup>80)</sup>。これとともに、第一次大極殿院西辺の整地土下層木屑層・炭層の遺物には、何らかの儀式的舗設にかかわるとされる一群（ニ六八・木簡38、ニ六九・木簡39）、布や繊維製品にかかわる付札など（ニ六七・木簡37、ニ六七、ニ六七・木簡40、ニ八〇・木簡41、ニ八三・木簡42）を含むことも改めて注目されよう。

また、第一次大極殿院西辺整地土下層木屑層・炭層から出土した荷札木簡についても、国のまとまりが指摘できる。米の荷札を推定も含めて列記すれば、近江国（ニ六四、ニ六五）、丹波国（ニ六六～ニ六九）、但馬国（ニ七〇、ニ七二・木簡32、ニ七三・木簡33、ニ七四）、美作国（ニ七五～ニ七八）、讃岐国（ニ七九～ニ八二・木簡36）があげられる。さらに、米以外の品目を加えると若狭国（ニ八三・木簡30、ニ八四、ニ八四、ニ八四・木簡31、ニ八五）がある。これらもまた、佐紀池周辺の整備と密接にかかわる木簡群と推測される。

## V 東西楼の付設

**東西楼の記事** 第一次大極殿院の遺構変遷によると、I-2期には、南面築地回廊に東西の楼閣建物SB7802・SB18500が付設されたとする。遺構からうかがわれる事実は、ひとたび南面築地回廊が造営された後、ある段階に東西楼が増築されたことのみである。他方、その解体時期は、東楼・西楼の柱抜取穴から出土した木簡の年代から、天平勝宝5年（753）頃を上限とすることが判明している。

南楼・  
南高殿

これらの楼閣建物を指すと思われる殿舎名は、国史にみえる「南楼」「南高殿」で、両者は同じ建物を指すものと思われる<sup>81)</sup>。

（天平）八年春正月丁酉、天皇宴群臣於南楼。賜<sub>レ</sub>禄有<sub>レ</sub>差<sup>82)</sup>。

（天平廿年正月）戊寅、天皇御南高殿、宴五位以上。授正五位上坂上忌寸犬養從四位下、正六位上角朝臣道守從五位下、正六位上津史秋主外從五位下。宴訖、賜<sub>レ</sub>禄有<sub>レ</sub>差<sup>83)</sup>。



ただし、これらの史料の字句は、『続日本紀』等の写本の間で混乱が認められ、若干の留意が必要である。天平8年の史料では、蓬左文庫本『続日本紀』、『類聚国史』、『日本紀略』がいずれも「南楼」とするのに対し、兼右本『続日本紀』は「南殿」につくり、南殿をとるならば、内裏内の殿舎とする理解も成立しうと思われる。また、天平20年の史料にも同様の混乱がみえ、蓬左文庫本『続日本紀』、『類聚国史』は「南高殿」、兼右本『続日本紀』、『日本紀略』は「南殿」と記す。写本の字句の相違は、平安時代以降、内裏正殿である紫宸殿を南殿と称することが一般的であるのに対し、「南楼」なる殿舎は確認できないことに起因するのであろう。いずれを是とするか判断はつきがたいものの、新日本古典文学大系本が校訂するように、もっとも良質な古写本とされる蓬左文庫本『続日本紀』の記述に信をおき、これらの史料のうち前者は「南楼」、後者は「南高殿」を是としたい。以上により、大極殿院の東西楼を指すと思われる建物の文献史料上の初見は、天平8年の「南楼」となる。

**木簡にみる東西高殿** ところで、SD3715から、「高殿」の造営にかかわる木簡が複数出土している。「高殿料」(一八九)、<sup>85)</sup>「造東高殿」(一八九)、<sup>86)</sup>「西高殿」(一九〇)の記載があり、これらの高殿は東西に並び建つものであった。SD3715は、概して調査区ごとに木簡の内容や年代がまとまる傾向があり、6ABF・6ABG・6ABH区(平城第97次・第102次・第111次調査)からは、奈良時代前半頃の木簡がまとまって出土している。とりわけ、「高殿」と記した木簡を含む、SD3715につくられた堰状遺構SX8411の出土木簡は、神亀3年(726)から天平3年(731)までの紀年木簡(一八七三、一八七五、一八七六)を含み、この一群の木簡の年代を示している。「枚桁」(一八九)が、「枚(平)桁(ヒラゲタ)」の意であるとすれば、高欄をもつ建物の造営を推測させる。共伴する建築部材の木簡や瓦の進上木簡(一八七三、一八七五、一八七六)など造営関係の木簡は、この時期に相当大規模な造営がおこなわれたことを示す。<sup>87)</sup>

「高殿」の  
造営木簡

高殿は一般名詞であり、厳密にはその特定は困難といわざるを得ない。しかしながら、現在知られる限り、発掘調査によって明らかになった平城宮の楼閣建物は、第一次大極殿院南面築地回廊の東西楼、第二次大極殿院回廊南面の東楼、内裏南面回廊の東楼、東院庭園の隅楼に限られている。文献史料や検出遺構として未発見の楼閣建物を想像して議論を進めるよりは、まずは現在知られる遺構から順次検討を進めてみたい。

平城宮内の  
楼閣建物

東院庭園の隅楼の造営年代は、東院庭園地区のⅢ-3期、すなわち宝亀年間(770~781)の後半に推定されており、<sup>88)</sup>木簡の年代とあわない。のみならず、庭園の東南隅に一棟建つもので、東西の高殿の候補としてはふさわしくない。次に、第二次大極殿院回廊東方の東楼SB7700、内裏南面回廊に付設される内裏東楼閣SB7600は、ともに西半は未発掘ではあるものの、東西の楼閣が推定されることから、東西高殿の条件は満たしている。しかし、現行の遺構変遷において、前者は第二次大極殿Ⅱ期、後者は内裏Ⅲ期に属するとされ、その造営年代は平城還都の天平17年(745)頃から天平宝字4年(760)頃にはじまる大宮改修の時期までにあてられている。<sup>89)</sup>したがって、第二次大極殿院回廊の東西楼、内裏の東西楼の造営年代は、奈良時代前半に遡るものとはいえ、上記の木簡の年代とあわない。

してみれば、現在のところ、木簡の年代と矛盾なく説明できる平城宮内の楼閣建物は、第一次大極殿院の東西楼に限られる。推定される造営年代は神亀末年から天平3年(731)頃までであろう。瓦の年代観による造営年代との関係はなお検討の余地が残されているものの、出土

位置の近接から考えても、SD3715 (SX8411) 出土木簡の内容と年代は、第一次大極殿院の東西楼の造営を考える上で、無視することができないと思われる。

なお、文献史料によると、大極殿は、天平2年(730)正月儀式以降その利用に空白期間が認められ、天平4年(732)の正月朝賀で確認される。この空白期間は造営期間としてふさわしいと思われる。加えて、6AAV区(平城第122次調査)で検出した二条大路北側溝SD1250から出土した木簡に、

- ・造兵司移衛門府<sup>大楯并梓事</sup><sub>以前等物修理已訖宜</sub>
- ・承状知以今日令運仍具状以移  
天平三年十二月廿日從七位上行大令史葛井連「□足」  
283×39×11 6011 (『平城木簡概報』(14) 9頁)

天平4年の  
正月朝賀

なる文書木簡がみえ、翌天平4年の朝賀の儀で用いるために、大楯と梓の修理をおこない搬入を終えたことが知られる<sup>90)</sup>。天平4年の朝賀は、「四年春正月乙巳朔、御<sub>二</sub>大極殿<sub>一</sub>受<sub>レ</sub>朝。天皇始服<sub>二</sub>冕服<sub>一</sub>。」と記され、聖武天皇がはじめて冕服を着用したことを特記している。この記事は、和銅8年(715)の朝賀とともに、特別な儀式であったことを記録にとどめる数少ない事例であることが注意される。天皇の正装着用、出土木簡からうかがわれる調度の修理は、東西楼の完成で壮麗さを加えた大極殿院においておこなう朝賀のための舞台装置として相応しい。

**東西楼の機能** 次に問題となるのは、楼閣建物の機能についてである。前述の史料のうち、天平8年(736)の「南楼」は、正月17日におこなわれることから、射礼にかかわるものであろう。射礼の史料上の初見は清寧天皇の代に遡るが、大化3年(647)以降、正月17日前後に断続的にその記事が認められており、弘仁年間(810~824)にいたり17日に固定された。『内裏式』『儀式』によるとその場は豊楽院と記すが、『内裏儀式』は内裏外の便処として場を固定しない。前述のとおり、奈良時代には朝庭でおこなわれたものと推測される。また、天平20年(748)の「南高殿」は、正月7日節会の記事である。7日節会は、正月の元日節会に対応する正式な宴会として古来重視されたものであり、平安時代には豊楽院で、奈良時代には朝堂院を用いて催される傾向が強い。叙位と饗宴という関係がみてとれる。『続日本紀』にみえる南楼・南高殿でおこなわれた2例の儀式は、いずれも天皇臨席のもとおこなわれる宴(正月7日と正月17日)であったが、両者に共通する特徴として、これらの儀式が、奈良時代前半にはおおむね朝堂院でおこなわれる儀式であることが指摘できる。

藤原宮の  
楼閣

以下、奈良時代頃の宮殿における楼閣建物について史料を確認しておく。まず、藤原宮の楼閣建物について。藤原宮には、「西高殿」<sup>94)</sup>がみえ、王親および侍臣に宴を賜わっている。同じ建物は、「西閣」<sup>95)</sup>とも称され、群臣に宴を賜り、五帝楽・太平楽が奏されている。また、慶雲元年(704)5月には、「西楼」の上に慶雲がみえ、慶雲に改元する記事がみえるが、この西楼も同じ建物であろう。西を冠する楼閣建物が認められる以上、その対称位置に東の楼閣建物は容易に推測されるところであるが、東楼も史料にみえる。慶雲4年(707)6月15日、文武天皇が崩御すると、翌月17日に即位することになる阿閉内親王(元明天皇)は、24日、東楼に出御して八省卿と五衛府督率らを召し、先帝の遺詔により天皇位を継ぐことを告げた<sup>96)</sup>。王位の空白期間を無くし、政情不安を解消する目的と思われる。

難波宮の  
東西楼

次に、難波宮の東西楼について。関連する記事は、天平13年(741)3月と天平16年(744)3月の史料にみえる<sup>100)</sup>。前者は「楼閣」とみえるものの、いわゆる怪異記事でその機能や構造を

知りうる史料ではない。一方後者の史料は、僧300人を請け大般若経を転読したもので、「東西楼殿」に分かれたとしてもその半数が入殿し得る規模であったと推測される。

このほか、離宮にも楼が存在したことが知られる。恭仁宮の東北に推定される石原宮では、<sup>101)</sup>天皇が楼に出御して饗がおこなわれた。また、紀伊国玉津嶋離宮でも、称徳天皇が「南浜望海楼」に出御して雅楽や雑伎を奏させ、権に市を設けたとみえる。<sup>102)</sup>加えて、きわめて特異な事例であろうが、恵美押勝（藤原仲麻呂）の楼は軍事的性格をもつものであった。押勝の宅は楊梅宮の南にあり、東西に構えた楼は、高く内裏を望み、南面の門は、櫓門の構えであったという。<sup>103)</sup>奈良時代頃の宮や京における楼閣建物の記述は以上のとおりであり、楼閣は、賜宴・饗、叙位、宣詔、仏事の場として用いられるほか、高層建物が本来有する望楼的機能を果たすこともあった。

やや視点を異にするが、日本古代における宮の楼閣建物については、辰巳和弘氏が『古事記』『日本書紀』にみえるタカドノの性格と、そこでの儀礼をとおして大王をはじめとする古代首長の王権祭儀の姿を明らかにしている。<sup>104)</sup>『日本書紀』にみえる、「楼閣」「楼」「高台」「台」「高堂」「堂」「観」の表記の相違は、編纂過程の用字法の違いに起因するものであり、同じ建築様式、同じ性格をもつ建物とされる。その性格は、①春先におこなわれる国見、②秋における鹿鳴聴聞、③ウケヒ寝による神託の授受、④夢あわせ（夢占い）、⑤新嘗、⑥首長権（王権）継承に区分され、①②⑤⑥は祭儀に続いて群臣や共同体成員による饗宴が催され、首長に授けられた躍動する新しいマナ（生命力）が彼らに分与されると論じられる。

主として令前の事例から帰納されたタカドノの機能であるが、令制下の藤原宮・平城宮の楼閣の史料は、年中行事として整備された祭儀とそれともなう饗宴の場として、同様の理解が可能であろう。加えて、慶雲4年（707）には、文武天皇の崩御にともなう先帝遺詔が告げられ、阿閑内親王の即位の宣言がなされている点で、上記にみえる⑥首長権（王権）継承の機能が継承されているとも理解できる。以上によるならば、平城宮の第一次大極殿院に付設された高殿、すなわち東西楼は、日常的には、王権の威信を示す宮中樞部分の高層建物として、可視的に国家儀式的場を荘厳化する機能を有していたといえるが、より即物的には、恒例の年中行事の宴会とは異なる、特別な儀式的場として、きわめて限定的に用いられたと考えられるのではない。さらに憶測を逞しくすれば、第一次大極殿院から第二次大極殿院へと大極殿の機能が移るに際して、第一次大極殿院の南面築地回廊に付設されていた東西楼は、内裏南面築地回廊の東西の楼閣建物へと機能を移したと考えられる。楼閣建物の大極殿院から内裏外郭への移動は、奈良時代後半にはじまる、議政官の内裏侍候や内裏への政務の集中などと軌を一にした現象と位置づけられるように思われる。<sup>105)</sup>

## vi 大極殿仏事の展開

**天平9年最勝王経転読** 奈良時代前半の大極殿は、即位と元日朝賀、蕃客にかかわる儀式など、最重要の国家的儀式的場としてのみ用いられてきた。その性格の変化がうかがわれる記事が『続日本紀』にみえる。天平9年（737）10月、大極殿においてはじめて仏事が催された。<sup>106)</sup>

丙寅、講<sub>レ</sub>金光明最勝王経于太極殿<sub>ニ</sub>。朝庭之儀、一同<sub>レ</sub>元日<sub>ニ</sub>。請<sub>レ</sub>律師道慈<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>講師<sub>ト</sub>、堅蔵為<sub>レ</sub>読師<sub>ト</sub>。聴衆一百、沙弥一百。

御齋会や大般若経転読などの仏事が度々おこなわれる平安時代史料に慣れると、さして違和

石原宮

玉津嶋離宮

大極殿仏事

感を覚えるものではないが、大極殿仏事の嚆矢は、大極殿の機能の変化を如実に示す事象として、注目が必要であろう。

これに先立つ24日、関連すると思われる記事がみえる。<sup>107)</sup>

甲子、令百官人等買薪一千荷。従三位鈴鹿王已下文官番上已上、躬担進于中宮供養院。

中宮供養院

当時、太政官の首班であった鈴鹿王以下文官番上以上の官人が、薪を「中宮供養院」に進上したことが記される。従来、『雑令』文武官人条や同進薪条にみえる、毎年正月15日に、文武官人が薪を主殿寮に進上する儀式との関連が指摘されている。<sup>108)</sup>その国史による初見は、『日本書紀』の天武4年(675)正月の記事である。しかしながら、正月とはまったく異なる時期に突如としておこなわれていることからして、いわゆる年中行事にかかわるものではなく、2日後の26日に催される仏事に用いられる薪とみるのが自然だろう。薪の進上により、仏事への結縁を意図したと理解される。

大極殿における金光明最勝王経転読は、天平9年を嚆矢とし、天平神護年間(765~767)から神護景雲年間(767~770)までに正月御齋会として定着すると理解されている。<sup>110)</sup>奈良時代の儀式形態の推測は困難をとまなうものの、『延喜式』によると、この儀式には大量の薪が調達されていることは注目される。すなわち、供養料「薪四千二百斤(職二千五百廿斤、菓子所一千六百八十斤)」、齋会料「薪七百廿斤」「炊料薪千四百卅斤」、齋会料「薪卅九荷」「薪三千六百斤(粥漿料一千八百斤、手水料一千八百斤)」のごとくである。<sup>111)</sup>御齋会は、昼の読経と夜の悔過から構成されており、平安時代においては、八省院回廊は僧房として用いられた。薪の一部は僧への供養料として用いられたと考えられる。その点、正月8日から14日まで厳寒の頃に昼夜にわたり催される正月御齋会と、秋8月に1日だけおこなわれた転読では比較の対象にならないが、薪の進上は、先の史料を理解する上で示唆的であろう。

荷薪廿前寺

**薪の進上木簡** 法会における薪の進上とかかわり、興味深い木簡が出土している。「荷薪廿前寺」と記された完形の木簡(一五五・木簡108)で、西楼SB18500の柱穴ニ一抜取穴から出土したものである。遺構の年代観から、第一次大極殿院が機能を終えた後に廃棄されたものと推測され、大極殿仏事とかかわる直接の遺物とはいいがたいが、注目されるのは「薪」と「寺」である。宮内における「寺」はよくわからないが、平安時代の御齋会において、仏事がおこなわれる期間中、八省院が寺と認識され、大極殿は講堂、回廊は僧房などと表現されることが想起される。<sup>112)</sup>あるいはこの木簡にみえる「寺」は、天平勝宝年間(749~757)頃の第一次大極殿院の故地ないしはⅡ期宮殿施設において、仏事が催されていた可能性を示唆する資料となる可能性がある。なお、令規によると、薪は、「長七尺、以廿株為一担」とみえ、五位の官人が進上する量は4担とされるが、『令集解』令釈逸文に、「神龜五年格云、外五位進薪、以三荷為限」<sup>113)</sup>とみえることと比較すれば、1担=1荷と理解してよい。さすれば、薪廿荷は五位官人5人が進上する薪の量である。

## vii 恭仁宮への大極殿・回廊の移設

恭仁京遷都

**大極殿と歩廊の移築** 天平12年(740)12月、恭仁京に遷都した。<sup>114)</sup>『続日本紀』によると、

丁卯、皇帝在前幸恭仁宮、始作京都矣。太上天皇・皇后在後而至。

とみえ、聖武天皇に加え、元正太上天皇、光明皇后が恭仁へいたったことが知られる。以下、

周知に属する史料であるが、行論上必要なものに限り掲げておく。<sup>115)</sup>平城宮の大極殿と回廊の恭仁宮への移築は、天平15年(743)12月の次の史料に明瞭に記されている。<sup>116)</sup>

辛卯、(中略)初壞平城大極殿并歩廊、遷造於恭仁宮四年、於茲、其功纔畢矣。用度所費、不可勝計。至是、更造紫香樂宮。仍停恭仁宮造作焉。

大極殿および歩廊の移築は、天平12年の遷都から数えて4年にあたる天平15年までに完了したと伝える。『続日本紀』の他の記述からも、この状態は概ね確認できる。遷都の直後にあたる翌天平13年(741)の朝賀は、宮垣がまだ完成しない状態で、帷帳をもって繞んだといい、天平14年(742)の朝賀は、「四阿殿」を用いるものであった。<sup>117)</sup>恭仁宮の大極殿は、天平15年の朝賀に初見する。<sup>118)</sup>

天平17年(745)5月に平城遷都の方針が定まり、6月には平城宮の宮門に大楯が立てられ遷都が宣言された。その後、聖武天皇不予に際して恭仁宮に留守司がおかれることもあるが、最終的な恭仁宮の放棄は、12月に兵器を撤収したところで確実となる。天平18年(746)9月、恭仁宮大極殿は山背国分寺に施入された。<sup>119)</sup>現地には、その礎石のうち二つがほぼ現位置をとどめ、ほかに移動したのも6石が残存している。近年京都府教育委員会によりおこなわれた発掘調査によると、恭仁宮の大極殿院回廊は、南北580尺東西480尺の規模、すなわち四周あわせて2120尺で設計されたと推定されている。大極殿院回廊の柱間の広さは平城宮と恭仁宮で等しいことも確認されており、2120尺分の回廊が平城宮で解体された東西回廊の2160尺と近似することも指摘されている。<sup>120)</sup>平城宮第一次大極殿院の南北長は317.9m(1080尺)であることから、恭仁宮大極殿院の回廊の建設には、平城宮第一次大極殿院回廊のうち東面回廊・西面回廊を移築すれば事足りるといえ、『続日本紀』の記載と発掘調査の知見から、東面・西面回廊が移築されたとするこれまでの理解が、改めて確実なものとして認識されている。

恭仁宮の大極殿院回廊

## B 奈良時代後半—中央区の宮殿施設

### i 第一次大極殿院の解体過程

**東西楼の解体** 東楼SB7802・西楼SB18500の解体時期は、柱抜取穴から出土した紀年木簡により天平勝宝5年(753)を上限とすることが明らかにされている。該当する紀年木簡は、記載内容から天平勝宝5年6月以前に記された可能性がある落書木簡(一三九三)、「勝寶五年正月」の削屑(一四四〇)(以上東楼)、「天平十九年」の題籤軸(一一九九・木簡112)、「天平勝寶四月廿七日」と記された衛門府から鴨の進上状(一一〇七・木簡96)、「天平勝寶四(年)」の東市司の進上状(一一九〇・木簡97)、同年の隱岐国・淡路国からの荷札木簡(一一二六・木簡102、一一三三・木簡111)、「天平勝寶五年十一月」「天平勝寶五年」の削屑(一一九五・木簡122、一一九六・木簡154)など(以上西楼)である。木簡の年紀は、天平末年以降で、天平勝宝4年(752)と5年に顕著な集中を認めることができる。東西楼の解体時期は、東楼が天平勝宝5年6月以降、西楼が同年11月以降であることは確実といえるが、検出した柱抜取穴の遺構の状況が酷似することなどをもって、東西楼は一連の工程で解体されたと理解されている。従来の時期変遷は、天平勝宝5年をI期の終末を示す確実な定点と理解してきた。

天平勝宝五年十一月

遺構の性格は、東西楼解体時に生じた抜取穴を廃棄土坑として用いたものであり、雑多な

不用品とともに廃棄された木簡の内容は豊かであるが、廃棄元の特定は困難といわざるを得ない。解体工事を彷彿とさせる立て看板の木簡(一五八・木簡103)はその状況を明瞭に示している。その一方で、衛府にかかわる文書木簡の断片、警護にかかわる木簡がある程度のまとまりをもって出土していることも指摘できる。これらの木簡群は、むしろこの区画に新たに設けられる施設の造営にかかわるか、あるいは新たに造営された施設などの警護を担当する部署に由来する可能性が考えられる。

**I-4期の再検討** 議論を一步進める。天平勝宝5年(753)頃以降と推測される東西楼の解体が、第一次大極殿院地区全体の改変工程のいかなる段階であったのか、が問われねばならないであろう。従来は、天平勝宝5年頃以降第一次大極殿院全体が解体され、II期宮殿施設への建て替えがおこなわれたとみられていたが、ことはそう単純ではあるまい。I-4期の造作は、II期宮殿施設の造営段階の様相が強い。大極殿院南門、南面築地回廊、東西楼の解体は、先行して進められていたII期の宮殿施設の大方の造営完了をうけ、その最終段階におこなわれたとする理解も、成立の余地が残されているのである<sup>121)</sup>。

以下、あらためて関連する木簡を検討してみる。「殿守」(一一三九五)、「大殿守」(一一三九六)は、正殿の可能性が高い「(大)殿」を警護する兵士の存在がうかがわれる木簡である。「御輿人」(一一三九四)は、近衛府ないし兵衛府の職掌であろうが、この「(大)殿」に居住する人物の輿を担ぐのであろう。近い時期の史料ならば、聖武太上天皇崩後に叙位に預かった「御輿丁」を想起する<sup>122)</sup>。「北門」(一一五三・木簡101、一一五四・木簡106)は、第一次大極殿院北面回廊に開く門ないしは、II期宮殿施設の門と思われるが、西宮兵衛の木簡(九一一~一二四)との類似からすれば天皇御在所の警護とのかかわりが推測される。「衛門府」(一一四八、一一四九)、「授刀所」(一一四七)など、天皇などに供奉する官や宮の警護を担う役所の名が記された木簡、西宮兵衛木簡(九一一~一二四)に類似する常食の請求木簡(一一四〇)は、宮の警護の実際とかかわる可能性がある。「中衛」(一一六八・木簡127)の記載は、「殿門」に相当する大極殿院南門、あるいは、閤門に相当するII期宮殿施設の警護分担を考える上でも重要であろう。兵衛府の職掌を侵しつつある中衛府をみてとることができる。以上に掲げた宮の警護にかかわる木簡のみならず、より宮の中枢部を思わせる記載内容も含まれている。衛門府からの鴨の進上状(一一五〇七・木簡96)、片兎の付札(一一五三七)、勅旨梨原庄との関係が推定される東梨原からの梨の木簡(一一五三四・木簡98)は、離宮など王家の家産機構から贄などとして貢納された品に付されたものと考えられる。これらを総合するに、東西楼の木簡の廃棄主体には、II期の宮殿施設を警護する衛府が含まれているとみて大過あるまい。「大殿」(一一三九六)はII期の中心建物、それを警備する中衛ないし兵衛が「(大)殿守」「御輿人」(一一三九四~一一三九六)と呼ばれたと理解することができよう。

すなわち、東西楼の解体、南面築地回廊の解体は、第一次大極殿院の終焉を示すとともに、それはII期宮殿施設の建設の完了、新たに造営された中央区の宮のはじまりを意味していたと考えるのである。その時期はさらに検討の余地が残るものの、平城還都の頃には、すでに第一次大極殿院の中心部分は解体されはじめており、新たな造成を経てII期と称している宮殿施設の造営に着手されはじめていた可能性は捨てきれないであろう<sup>124)</sup>。

以上の理解においては、あらためて東西楼の出土木簡の断片的な記載にも注視する必要がある。「中宮」(一一六八・木簡126、一一六七)の記載は、宮殿の名称を考える上で注目され、天平末年

と天平宝字6年(762)から8年までの史料にみえる中宮院の比定ともかかわるかと思われ、いずれにせよ、第一次大極殿は、大極殿・歩廊の恭仁宮への移築とともにすでにその役割を終え、大極殿の機能そのものもいわゆる第二次大極殿へと移る点に注目すべきであろう。

## ii II期宮殿施設の成立—もうひとつの御在所の造営

**恭仁宮内裏西地区と内裏東地区** 第一次大極殿が移築された恭仁宮では、天皇御在所を考えるとできわめて重要な遺構が検出されている<sup>125)</sup>。

藤原宮や平城宮(東区)の内裏は、大極殿の真北に位置し、中枢建物が中軸を揃えるかたちであるが、恭仁宮の大極殿北方では、そのような遺構は検出されていない。1978年から1982年までに大極殿の北西でおこなわれた調査(第9次・第11次調査)で区画施設の西辺と思われる掘立柱の南北塀を検出し、その北西隅(第14次調査)、南西隅(第16次調査)を確認したことから、これらの区画に囲まれた建物が内裏と推定され、内裏地区と呼ばれた。これに対し、宮の南北中軸線から東へおよそ100mに位置する内裏地区東方の調査(第14次調査)で検出した2棟の掘立柱東西棟四面廂建物を中心とする遺構群は、官衙と理解され内裏東方官衙地区と呼ばれた。ところが、内裏地区北辺でおこなわれた調査(第53次調査)で検出した内裏北辺の掘立柱塀が調査区内で南に折れることが判明し、内裏が東西二つの区画に分かれることが明らかとなり、これ以後、従来の内裏地区を内裏西地区、内裏東方官衙地区を内裏東地区と改称し、恭仁宮に二つの「内裏」が存在したと推定されるにいたった<sup>126)</sup>。内裏西地区は、東西約98m、南北約127mで、四周は掘立柱で区画されている。これに対して内裏東地区は、東西約109m、南北約139mで、東辺・南辺・西辺は築地塀、北辺のみが掘立柱で区画されている。区画の規模、築地塀を用いること、大型の四面廂建物があることなどから、東地区が格上の区画とみることができる。

内裏西地区  
内裏東地区

恭仁宮の二つの内裏相当施設の性格について、橋本義則氏が明快に論じている<sup>127)</sup>。橋本氏は、二つの「内裏」の空間構造が明らかに異なることに注目しつつ、東の区画の空間構造が平城宮内裏の系譜上にあることを明らかにし、『続日本紀』の関連記事の検討から、恭仁宮の宮内には、聖武天皇の内裏と元正太上天皇の宮が営まれており、その比定地をそれぞれ内裏東地区、内裏西地区と推定した。さらに橋本氏は、太上天皇宮の内裏からの独立、内裏との併存の志向を論じ、孝謙太上天皇の西宮と淳仁天皇の中宮院は、恭仁宮の元正太上天皇宮と聖武天皇の内裏の併存において構想されたものとする理解を示している。

太上天皇宮

**天平勝宝4年の東宮・西宮** 橋本義則氏が提起した恭仁宮の二つの「内裏」をめぐる議論や、とりわけ恭仁宮における太上天皇宮と天皇宮(内裏)との併存が、奈良時代後半における平城宮中枢部の構造を規定するものであるとする理解にはまったく異論はない。残る問題は、二つの「内裏」の併存が、還都後の平城宮にいかにか継承されたのかであろう。

この点で注目されるのが、やはりII期宮殿施設である。奈良時代半ばから後半までの史料でもっとも注目すべきは、天平勝宝4年(752)4月の大仏開眼会に際して設置された東宮および西宮の留守官の記録である<sup>128)</sup>。

留守官

### 一 開眼供養会。

(中略) 八日、留守官(東宮大納言巨勢卿・中納言多治比広足。西宮中納言紀朝臣麿)。

留守官の官職と配置による限り、東宮は大納言と中納言各1名、西宮は中納言1名のみである。左大臣橘諸兄と大納言藤原仲麻呂が大仏開眼会に供奉したことは史料にみえるとおりであり、右大臣藤原豊成も供奉したとみるならば、納言以上の議政官の半数が留守官に任命された。これによると、東宮に留守官中高位の大納言を含む2人が配置されていることから、東宮が格上の宮とみなされていたことは确实である。

従来、中央区Ⅱ期宮殿施設の造営は天平勝宝5年(753)以降とする理解にたち、この段階にⅡ期宮殿施設は成立していないとして、この東宮は東院との関係で説明するのが一般的であった。<sup>130)</sup>しかしながら、東院が内裏よりも格上の宮とされた理由を、孝謙天皇の東院重視の姿勢とする理解には違和感を覚える。

東院の初見は、天平勝宝6年(754)正月の史料で、<sup>131)</sup>近年は、平城宮東張出部の南半部がこれにあたるとして、異論を聞かない。東院には、奈良時代前半には皇太子の宮である東宮が置かれたと理解され、天平勝宝年間(749~757)以降、東院と改称され、宝亀年間(770~781)には楊梅宮が置かれたと理解されている。平城宮跡の東院地区では、2006年度から継続的に発掘調査がおこなわれ、5時期ないし6時期以上の遺構変遷を確認しているものの、その中心建物と断じられる遺構はいまだ未検出である。<sup>132)</sup>

ところで、東宮が西宮と対応する宮の位置にともなう呼称としてあらわれる天平勝宝年間は、東院が初見する時期とほぼ一致する。皇太子宮を意味する東宮は、平城宮の時代には『統日本紀』によると奈良時代前半にのみ確認され、<sup>133)</sup>奈良時代半ば以降は「春宮」の表記がみえる。<sup>134)</sup>一般的に「東」宮と「春」宮は同義と解され、通用するものと理解されているが、宮の位置にともなう東宮が出現した後、混乱を避けるため東院あるいは春宮と使い分けがおこなわれたのではなかろうか。この点は、中宮・東宮という名称が、令制の三后・皇太子を示す呼称・身位から宮の位置に因んだ名称へと変化していることを示す。この変化は、中宮の性格が平城遷都の前後でまったく異なるとする橋本義則氏の指摘と軌を一にするものと思われる。<sup>135)</sup>以上から、天平勝宝4年に留守官がおかれた東宮・西宮は、内裏と中央区Ⅱ期宮殿施設と理解すべきであろう。<sup>136)</sup>

**もうひとつの御在所** かかる理解が認められるとすれば、中央区Ⅱ期宮殿施設は天平勝宝4年(752)には西宮と呼ばれ、留守官が置かれるまでに造営が進んでいたとみることができる。その成立時期は、天平勝宝年間(749~757)の早い段階かあるいはそれ以前に遡ると推測される。恭仁宮で成立した二つの「内裏」は、遷都後の平城宮に継承され、中央区Ⅱ期宮殿施設と内裏の関係へと継承されていくのであろう。

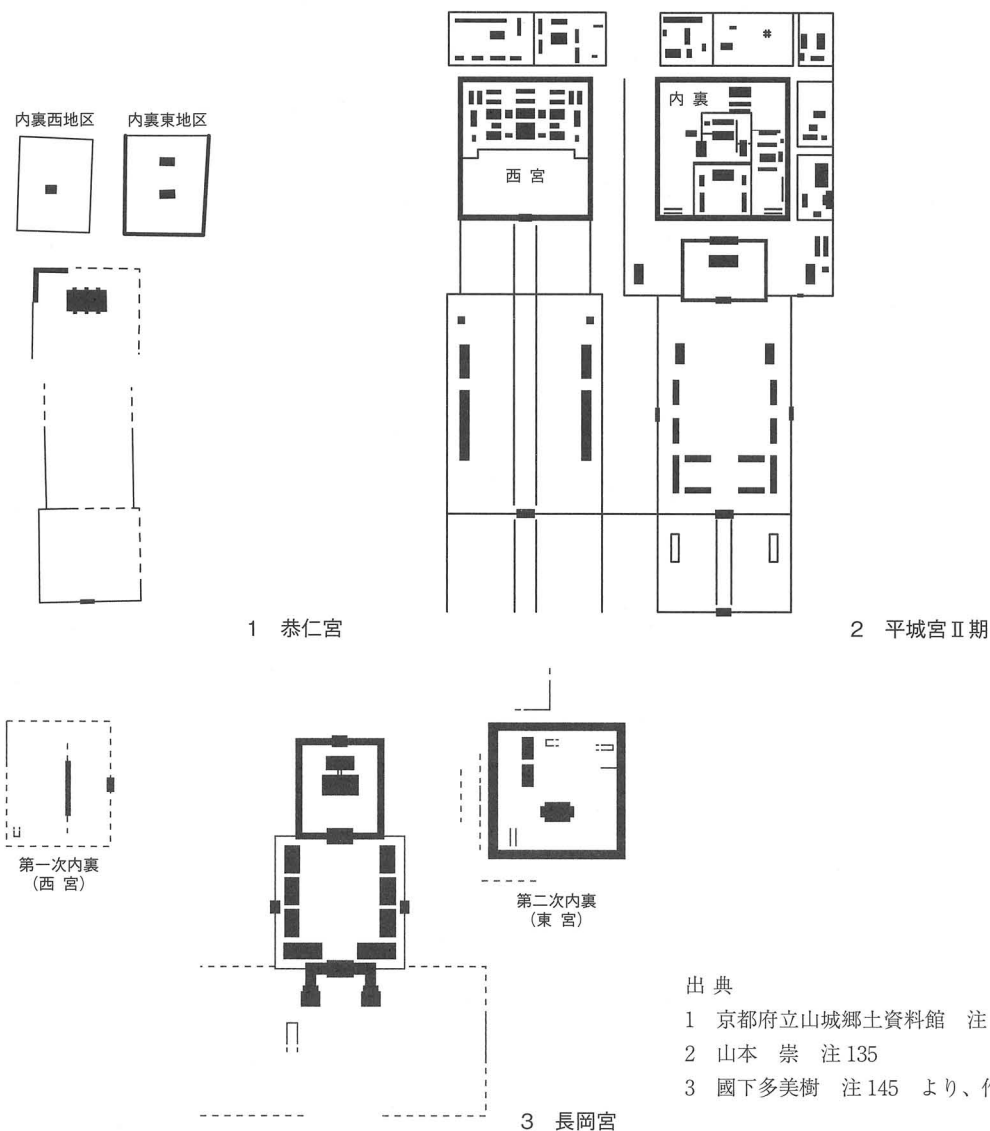
#### 正倉院文書の西宮

文献史料によると、西宮の称は、恭仁宮の時代の史料にすでに認められる。正倉院文書によると、「西宮」は天平16年(744)4月に大般若経300巻を奉請した史料にみえ、<sup>137)</sup>ほかに天平感宝元年(749)5月に文殊師利問経1部2巻を奉請した史料、<sup>138)</sup>翌天平勝宝2年(750)6月に梵網経疏1部2巻を奉請した史料が知られる。<sup>139)</sup>これらの史料にみえる西宮が平城宮内の施設を指すか否かは判断としないものの、天平勝宝4年にある程度の造営が進んでいたとするならば、関連するものとも考えられよう。

#### 薬師寺宮

また、天平勝宝年間における中央区Ⅱ期宮殿施設の造営を考えるならば、譲位後の聖武太上天皇の居所についても、一定の理解が可能となる。聖武天皇は、譲位に先立ち内裏を退去し、薬師寺宮を御在所とした。<sup>140)</sup>その後、平城宮へ還御したがその居所は明らかにされていない。少





- 出典  
 1 京都府立山城郷土資料館 注123  
 2 山本 崇 注135  
 3 國下多美樹 注145 より、作図

図106 宮中枢部の変遷

なくとも、天平勝宝8歳(756)5月2日に聖武太上天皇が崩御した「寝殿」<sup>141)</sup>は平城宮内の施設と推定すべきであるが、橋本義則氏によると、内裏第三期には該当する空間を認めることができないとし、未発掘の内裏西部ないしは内裏の外に居所を営んだ可能性を指摘されている<sup>143)</sup>。そこで、「寝殿」の所在を考える手がかりとして、聖武太上天皇崩後の5月6日の記事に注目したい<sup>144)</sup>。

己未、文武百官始素服、於内院南門外、朝夕挙哀。(後略)

聖武太上天皇の殯の場が「内院」と理解されるが、恐らくは「寝殿」からさほど離れてはいないであろう。これを内裏に求めた場合、百官が朝夕に挙哀する場である「南門」の外は、内裏と第二次大極殿院との間のわずかな空間とせねばならず、違和感を覚える。そこで、「内院」は中央区Ⅱ期宮殿施設とみれば、「南門」の南には広い庭が広がっており、まさに百官挙哀の場にふさわしいといえるであろう。

さて、やや議論が飛躍するものの、長岡宮における内裏のあり方も、同様の理解が可能と思

内 院

長岡宮の  
東宮と西宮

われる。長岡宮の遷都時の内裏（第一次内裏）は、「荒内」の字が残る大極殿北方に推定する理解が一般的であったが、近年、難波宮内裏回廊と柱間寸法の等しい複廊形式の回廊が検出され、難波宮式瓦が集中して出土する朝堂院西方官衙地区に内裏を推定する見解が、國下多美樹氏により提出されている<sup>145)</sup>。長岡宮における内裏の移転は、延暦8年(789)2月にみえる「移<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>西宮<sub>一</sub>、始御<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>」から推定されており、この理解により、第一次内裏(西宮)と第二次内裏(東宮)の関係が、その位置関係からもきわめて史料と整合的に理解できるようになった。長岡宮は太上天皇不在の時期の宮であり単純な比較は慎まねばならないが、時期差を含みつつも二つの宮が存在したことは、その遠因を恭仁宮ではじまる二つの「内裏」の成立に求めることができるであろう。さらに、宮内における天皇の内裏と太上天皇宮の併存は、後院および院の成立する嵯峨天皇の時代以前は常に存在し得る問題であった。橋本義則氏の近年の論考によるならば、平安宮にも太上天皇宮の設置が予定されていたとする<sup>147)</sup>。

### iii 西宮の確定と中宮院

**西宮・中宮院の所在をめぐる議論** 平城宮中枢部の比定をめぐり、もっとも大きく意見が対立しているのは、中宮・中宮院の比定地である。中宮・中宮院の比定地をめぐる学説は、大別すると二つに分かれる。一つは、中宮・中宮院=東区説、もう一つは中宮・中宮院=中央区説である。前者の理解も一様ではなく、中宮=内裏地区とみる理解と出御空間としての中宮を第二次大極殿院地区(その下層で検出したSB9140)を含むとする説がある。従来の見解によると、中宮(院)と西宮は別宮とされ、西宮は中央区と東区とのうち、中宮(院)に比定されない残ったいずれかの地に比定する傾向があった。

この問題の研究史的検討は、橋本義則氏の整理が詳細を尽くしている<sup>148)</sup>。中宮・中宮院=東区説(内裏説)は、中宮・中宮院の機能が内裏のそれと類似することに注目した関野貞にはじまる<sup>149)</sup>。一方、中宮・中宮院=中央区説は、中宮を内裏とは異なる出御空間と考え、あるいは、中宮は令制三后の御在所であり内裏とは異なるとする理解によっている。その早い意見として、本多辰次郎や大井重二郎による、中宮は皇太夫人藤原宮子の御在所であり内裏とは異なるとする理解が知られる<sup>150)</sup>。

この問題は平城宮の殿舎比定の中でも、もっとも難解な課題の一つとして、いまなお残されていると考えるが、平城宮跡の発掘調査の進展をうけ、次の諸点を踏まえた整理が必要であろう。第1は、1965年にはじまる平城宮東辺の調査により、東張出部の存在が明らかになり、その南半部が『続日本紀』にみえる「東院」<sup>151)</sup>であると考えられるようになったことである。第2は、『平城報告Ⅱ』で提示された「第一次内裏・朝堂院、第二次内裏・朝堂院」説のうち、少なくとも内裏が移ったとする理解は『平城報告Ⅱ』で否定されたことである。現在は、中央区・東区の朝堂院は、その造営後、奈良時代を通じて併存していたと理解されており、第一次・第二次の呼称は、その機能の移動が確かめられる大極殿についてのみ用いられている。さらに、『平城報告Ⅲ』が明瞭に示したように、内裏地区には、奈良時代を通じてほぼ一貫して内裏に相当する施設が営まれていたことである。

奈良国立文化財研究所の学報でも、その見解は二転三転している。第一次内裏・第二次内裏説が否定され、奈良時代を通じて内裏地区に内裏が置かれたことが確定した以降の学報に限っ

でも、『平城報告Ⅻ』は、内裏は中宮あるいは中宮院と称され、天平18・19年頃には西宮とも称されたとの見解を示し、『平城報告ⅩⅢ』は中宮＝中央区、西宮＝内裏地区説を、『平城報告ⅩⅣ』は西宮＝中央区、中宮＝内裏地区説を採るなど、その比定をめぐる見解は一定しない<sup>152)</sup>。

この問題において、もっとも重要な位置を占めてきた出土遺物が、6AAB区（平城第13次調査）で検出された土坑SK820から出土した「西宮」兵衛にかかわる木簡群（九～二〇、二二～三三）である。『平城宮木簡一』において、SK820の出土木簡は、西宮兵衛の詰所から廃棄されたものとされ、西宮が兵衛により警備されていたこと、西宮は東院・東宮に対する呼称の可能性が指摘された。『平城報告ⅩⅢ』がよる西宮＝内裏説は、土坑SK820から出土した「西宮兵衛」にかかわる木簡の理解によるものであり、西宮兵衛の木簡は、長らく西宮を内裏とする論拠とされてきたのである。これに対し、井上和人は、SK820の出土木簡には篝火として再利用されたものを含むとする理解をもとに、その記載内容は内膳司や左兵衛府関係だけにおさまるものではなく、「複数の官司あるいは作業場所からの塵芥が集積された可能性」を指摘している<sup>153)</sup>。天平18年（746）～19年（747）頃の、平城還都後の廃棄土坑と理解されることに鑑みれば、西宮兵衛にかかわる木簡の廃棄元は必ずしも特定されているとはいえず、内裏北外郭の土坑であることをもって、内裏を西宮とみることには慎重でなければならないであろう。

西 宮  
兵 衛 木 簡

土坑SK820から出土した「西宮」兵衛の木簡を考える上で、参考になる資料が近年の発掘調査で出土している。2008年から2009年にかけて、6AAF区（平城第429次・第440次調査）で検出した土坑SK19189の出土木簡である。この土坑の出土木簡点数は最終的に数万点から10万点を超えるものと推定されており、全体像の解明は今後の調査研究に委ねざるを得ない。2010年11月現在で公表されている積文による限り、木簡の年代はおおむね宝亀初年頃と理解され、衛府にかかわる木簡を多く含むことは認められよう。このうち、本稿の関心からとりわけ注目される点は、「西宮守」+人名+日付を記す木簡（『平城木簡概報』(39) 8頁下）とともに、「東宮守」+人名（裏面は習書）を記す木簡（『平城木簡概報』(39) 9頁下）が出土していることである。「西宮」+人名+日付を記す木簡（『平城木簡概報』(39) 8頁下）も同様の機能をもつものであろう。土坑SK19189の出土木簡は、宝亀初年頃における西宮と東宮の存在を示すものであるとともに、その警護にあたる近衛府ないし兵衛府など衛府のあり方がうかがわれる史料群として貴重である。この土坑は内裏地区東南方にあたるいわゆる東方官衙地区で検出した焼却土坑とみられる遺構であり、その遺物は現在のところ土坑に隣接する特定の官司から廃棄されたものと理解されているが、この区画の官衙比定については今後の検討が俟たれるところである。ただし、閉じた区画の閉じた遺構の遺物であっても、必ずしもその区画の性格を決める手掛かりになるとは限らないことに留意する必要がある。

**称徳天皇大嘗宮遺構の発見と西宮の確定** 平城宮跡の東区朝堂院朝庭部では、6AAR・6AAS区（平城第163次調査）および6AAS・6AAT区（平城第169次調査）で1984年から1985年にかけておこなった発掘調査で、3時期にわたる大嘗宮の遺構を検出した<sup>156)</sup>。その後の上野邦一氏の検討により、上記の遺構に先行し、下層朝堂院にともなうと思われるさらに2時期分の大嘗宮遺構を確認するにいたっている。結果、『続日本紀』に太政官院（乾政官院）（＝東区朝堂院）での大嘗祭挙行が明記される淳仁天皇・光仁天皇・桓武天皇のほか、下層朝堂院にともなう遺構は、祭場が記されない元正天皇・聖武天皇の大嘗宮にかかわるものとの理解が示された<sup>157)</sup>。

その後、中央区朝堂院朝庭部にあたる、6ABS・6ABT区（平城第367次・第376次調査）で2004年におこなった発掘調査で、東区朝堂院で検出した大嘗宮遺構と酷似する1時期分の遺構群を検出した。出土した瓦の年代観から、遺構は天平宝字年間（757～765）以降のものであり、候補となる淳仁天皇・称徳天皇・光仁天皇・桓武天皇のうち、消去法で称徳天皇の大嘗宮と判断された。<sup>158)</sup>残る孝謙天皇の大嘗祭は、宮外に推定される南薬園新宮でおこなわれていることから、<sup>159)</sup>上野氏の示した大嘗宮遺構の比定が正しいことが確認され、平城宮跡の大嘗宮遺構の比定は一応の解決をみている。大嘗宮比定地の確定は、平城宮内で確定をみなかった平城宮中枢部の宮の比定を考える上で、大きな手がかりとなった。

称徳天皇の大嘗宮遺構が中央区に確定した結果、西宮を中央区に求める説が改めて注目をあつめた。平城太上天皇の居所である平城西宮も中央区の第Ⅲ期遺構に比定され、<sup>160)</sup>異論を聞かないことからすれば、奈良時代後半以降の西宮は中央区北部に置かれたとみて大過ないと思われる。しかしながら、中宮・中宮院や天平末年から天平勝宝年間（749～757）までの西宮の比定地は、なおもって確定にはいたっていないといわざるを得ない。

問題を複雑にしている点は、中宮・東宮がともに令制后妃や皇太子にかかわる言葉でありながら、方角を冠した宮の名としてもあらわれることである。この点に関して、中宮は平城遷都を境として、その前後で明らかに性格を異にするという橋本義則氏の指摘は重要であり、<sup>161)</sup>同じ傾向は東宮・東院についても認められる。こうした状況において、『続日本紀』の記載による限り中宮院と西宮は同時期にあらわれることはなく、中宮院と西宮が異なる時期の同じ宮を指すとみる余地も充分残されているという理解は、学説史の隘路を打開するものと思われる。<sup>162)</sup>

**廻立殿（宮）の成立** 大嘗宮遺構における残された最大の課題は、廻立殿の有無であろう。平城宮跡で確認された6時期の大嘗宮のうち、廻立殿に相当する建物を検出しているのは、淳仁天皇の時期のみである。光仁天皇・桓武天皇の遺構では検出されず、奈良時代前半の元正天皇・聖武天皇の遺構でも、中軸線上にならぶ東西棟をそれにあてる見解もあるが鉄案とはいえない。称徳天皇の大嘗宮でも確実に廻立殿と考えられる建物は検出していない。発掘成果による限り、奈良時代の大嘗宮に廻立殿は一般化しておらず、その成立と定着は平安時代に降る可能性が高いと思われる。

**廻立宮** 廻立殿の成立が遅れる可能性は、次の史料からもうかがわれる。『延喜式』によると、廻立殿は「廻立宮」と記される事例が残り、大嘗宮とは別宮と理解されていた可能性が<sup>163)</sup>ある。また、大嘗宮は悠紀・主基国の国司が造営を担当するのに対し、廻立宮（殿）の造営は中央官司たる木工寮が担っていた。翻って考えてみると、廻立殿の機能は、内裏と悠紀院、次いで主基院でおこなわれる儀式の間の休息の場である。この機能は、内裏と八省院が分離した長岡宮・平安宮においてこそ意味が認められるものの、内裏からそのすぐ前面にある朝堂院に大嘗宮が設けられた平城宮の段階には必ずしも必要ではなからう。大極殿閣門がその機能を担ったと推測することもでき、<sup>164)</sup>正鶴を射ていると思われる。この点とかわり、平城宮の大嘗宮遺構において、廻立殿相当建物は淳仁天皇の大嘗宮にのみ認められる点が注目される。奈良時代の天皇は、内裏→東区朝堂院、あるいは中央区に推定される西宮→中央区朝堂院と、南北に連続する一連の空間を用い大嘗祭を挙行していた。ところが、淳仁天皇は、その唯一の例外となる可能性がある。

淳仁天皇の居所中宮院は、中央区とする理解と内裏地区に求める理解とが併存し決着をみな

<sup>165)</sup>い。前者の立場、すなわち西宮の前身宮殿を中宮院と解し、大嘗祭の次第において、中央区に存在した中宮院から東区朝堂院への移動を推定するならば、奈良時代における廻立殿相当建物の存否は、一定の説明ができるのである。すなわち、廻立殿の成立と定着は、内裏・八省院が分離した平安宮の時代の所産と理解され、それは、淳仁天皇大嘗宮の先例を踏襲したものと考えられることでもできよう。

**Ⅱ期宮殿施設の性格** 前述のように、従来、I-4期に区分される東西樓の解体時期の上限とされてきた天平勝宝5年(753)は、南面築地回廊や東西樓の解体時期を示すものに過ぎず、Ⅱ期宮殿施設の中心部の造営は、これより遡るものと思われる。遺構や遺物から確たる造営年代が示されるとはいいがたいため、推測を交えねばならないが、文献史料による限り、天平勝宝4年(752)4月の大仏開眼会の史料にみえる西宮がこれに相当する可能性はきわめて高い。その造営をもっとも早くみるとすれば、還都前後まで遡る可能性も捨てきれないとの理解を示した。この地の宮殿名は、天平勝宝4年、さらには称徳天皇の天平神護年間(765~767)から宝亀初年にかけては西宮と称されたことは恐らく間違いないところである。それに対して、古くから議論の対象とされてきた中宮院の比定は確証をつかめない状況にあるが、内裏にあらざるもう一つの御在所であり、前述のように西宮と中宮院とは別宮とする従前の前提を廃するならば、同宮を別の呼称で称したとする理解も、なお成立の余地は残されていると思われる。

なお、現在示されているⅡ期の遺構変遷は、一部建物に建て替えが認められる程度で、小時期に細分化しうるほどの変化は認められていない。天平末年ないし天平勝宝年間(749~757)から宝亀初年まで用いられた宮殿施設とすれば、やや存続年代が長いとの感も否めない。現状では掘方の遺物が少なく、建物の造営時期を確定することは困難であるが、すべての建物が同一時期に造営されたとみてよいか、今後さらなる検討が必要と思われる。

#### iv Ⅱ期宮殿施設と仏事

**西大宮正月仏事** 第一次大極殿院地区および中央区の周辺からは、ここで催された仏事にかかわるとされる木簡などの遺物も散見される。その第1は、SD10325から出土した正月仏事にかかわる銭の付札である。

- ・西大宮正月仏 御供養雑物買残銭
- ・一貫五百六十文<sup>油五升</sup> 正月十六日添石前

166×20×6 6032 (-二點五)

「西大宮」は、Ⅱ期宮殿施設に比定される、いわゆる西宮であろう。『続日本紀』によると、奈良時代後半に西宮でおこなわれた仏事として、神護景雲元年(767)8月に、西宮寝殿に設けられた<sup>166)</sup>「齋」が知られる。称徳朝の仏教政策の状況に鑑みれば、当時の平城宮内において仏事が頻繁におこなわれていたことは想像に難しくなく、国史にみえる記事のみならずさまざまな仏事が催されていたと思われる。一方、「正月仏御供養」からにわかに想起される仏事は、正月8日から7日間おこなわれる正月御齋会であり、一般には、この木簡にみえる「西大宮」は<sup>167)</sup>仏供養の場と理解されることが多い。しかし、平安時代の御齋会は一貫して大極殿儀であり、八省院回廊を僧房とし、八省院を寺として催されることは前述のとおりである。そしてその法会の場合は奈良時代以来の伝統であると推測されるが、天皇御在所である西宮の性格はむしろ内

Ⅱ期宮殿施設中心部の造営年代

西大宮正月仏事の銭の付札

正月御齋会

裏に近い。そのため、西宮でおこなわれた正月仏事を御齋会と即断するには、問題が残るのである。

なお、平安時代において、御齋会終日には清凉殿で内論義がおこなわれる。御齋会内論義は弘仁4年(813)成立とされ<sup>168)</sup>、承和2年(835)に創出される後七日御修法の成立以後、正月8日から14日までの7日間、大極殿(八省院)でおこなわれる顕教仏事御齋会と、宮中真言院でおこなわれる密教仏事後七日御修法との両仏事の最後を飾る仏事として、天皇の御前においておこなわれる論義である。このような天皇御在所でおこなわれる論義が奈良時代に遡るとみることは、現在知られる限り困難であり、木簡を御齋会との関係で理解することを保留した所以である。仮に、この木簡を御齋会との関係で考えるとすれば、通例の銭の木簡のように付札と理解するのみならず、「西大宮」は供養銭を供出した施主を示すと解釈するのも一案であろう。それならば、仏事の場合とみる必要は回避され、西宮の時代におこなわれた御齋会にかかわる出土文字資料と解することも可能ではないかと思われる。その場合、自ら西大宮と記しながら廃棄元も西宮とするにはやや難があり、東区の大極殿ないし朝堂院から廃棄されたと考え余地も残ろう。

#### 僧の 歴名木簡

**仏事・僧にかかわる遺物** 以下、出土遺物から仏事にかかわる可能性のある事例について述べる。まず注目すべきは、SD3825Cから出土した、僧の歴名木簡である(乙卯・木簡71)。「従」は従者の意味かと推測され、これを含めて15名分の名が記されていたらしい。本木簡から確認できる僧名のうち、2名の僧が他の同時代史料にあらわれる人物と目されることから、木簡の年代を推測する手がかりが得られる。1名は「光道師」で、納櫃本経検定并出入帳のうち天平15年(743)3月23日の文書にみえ<sup>169)</sup>、あるいは、天平宝字6年(762)光覚知識経奥書にみえる「光道菩薩」と同一人物である可能性がある。もう1名は「恵智」で、天平勝宝4年(752)4月9日東大寺廬舎那仏開眼供養供奉僧名帳断片<sup>171)</sup>にみえる2名の「□□〔恵智〕」のうち、いずれかと同一人物であろう。すなわち、いわゆる大仏開眼会に参加した1万名の僧のうちの一人と推測され、木簡にみえる他の僧の名も、いわゆる蠟燭文書中に残るとみられる未開封の東大寺廬舎那仏開眼供養供奉僧名帳に、その名をとどめている可能性は高いと思われる。このことから、この木簡に記された人物から推測される木簡の年代は、奈良時代半ばから後半までである。なお、日下に名を記す「川口馬長」は不詳で、この署名がいかなる職掌によるものかつまびらかにし得ないし、6月の日付を記していることもやや不審で、年中行事として特定の仏事との関係を推測することも困難といわざるを得ない。ちなみに、奈良時代半ば以降において『続日本紀』にみえる6月22日前後の仏事は、東大寺と元興寺におけるそれが知られるのみである<sup>172)</sup>。そのうち、後者は聖武天皇七七法会のため宮との関係は推測されるものの、直接関連するとみる根拠にも乏しい。

#### 意見封事

一方、仏事ではないものの、天平宝字3年(759)6月22日には、去る5月の勅をうけた官人・師位僧らによる意見封事が奉られている<sup>173)</sup>。『続日本紀』には、中納言石川年足、参議文室智努と少僧都慈訓、参議水上塩焼、播磨大掾山田古麿の奏のみが採録され、僧侶の意見は中国の風習によるもので日本にはなじまず、官符を下しても実行されなかったため、掲載しなかったという。ところが、このときに奏上された僧の意見のうち4例が『類聚三代格』におさめられており、この意見封事が広くおこなわれたことがうかがわれる<sup>174)</sup>。木簡に記された僧名がいずれも

某「師」と称されている点がやや気になるところで、この木簡が「師位僧」の歴名である可能性、さらには、上記の意見封事にかかわった「師位僧」とかかわる可能性は、あながち否定できないように思われる。一案を提示し、後考に俟ちたい。

次に、磚仏片について略述する。本報告の対象外の調査であるが、2008年に6ABR区（平城第432次調査）でおこなわれた調査から、磚仏の破片1点が出土している<sup>175)</sup>。出土遺構は、第一次大極殿院西面築地回廊の基壇を覆うSX19223（赤褐色混礫土）であるが、奈良時代の遺構ではなく包含層と理解されている。磚仏の破片は十二尊連坐磚仏の一部で、釘孔の位置や残存する端部から、3段4列に配した如来坐像のうち、左列中段の像にあたるという、その像容や像高から山田寺跡出土品と同原型品と推定されている<sup>176)</sup>。明確な遺構にともなう出土遺物ではなく、磚仏を用いる施設や仏事の特定は困難であるが、この地区で催された仏事の内容を伝える資料として、評価できよう。

磚 仏 片

## v 法王宮

**法王宮の可能性** 称徳天皇の大嘗宮遺構が検出された調査では、大嘗宮遺構と重複する別の宮殿遺構を検出している。朝堂院の中軸線上に展開する掘立柱建物群SB18661・前殿SB18663・東脇殿SB18664からなり、東を区画する掘立柱南北塀SA18666、掘立柱東西塀SA18665も施設の一連となる可能性がある。これらの建物群は、遺構の重複関係によると称徳天皇の大嘗宮遺構と推定される遺構よりも新しいことから、天平神護元年（765）11月以降のものと判断され、その規模から仮設建物ではないと理解される<sup>177)</sup>。また、北方のSB18660は、第367次調査の当初には、称徳天皇大嘗宮にともなう廻立殿の可能性も指摘されていたが、桁行5間梁行4間の規模をもつ大型建物で、『儀式』にみえる廻立殿と比しても異例の規模であったため、調査段階から疑問も呈されていた。一方で、法王道鏡が西宮前殿において大臣以下の年賀をうけたとする記事をもとに、西宮の前面に法王宮があり、それにとまなう建物となる可能性も指摘されていた<sup>178)</sup>。

法王宮や法王宮職に関する史料はきわめて乏しく、関連史料の考証は瀧川政次郎氏の検討によりほぼ尽くされているといえよう<sup>179)</sup>。また、先行研究には、東院玉殿を道鏡の座所とする理解も存在するものの、その位置の推定は残された文献史料による限りはなほだ困難であった<sup>180)</sup>。こうした状況の中、法王宮の可能性は、『紀要2005』にとりあげられ、その後、金子裕之氏により法王宮に関する専論も発表されている<sup>181)</sup>。金子氏の議論は魅力的な学説で、これに対する有効な批判は思いつかない。ところが、『平城宮木簡七』の編集作業にかかわり、第一次大極殿院地区・中央区朝堂院地区から出土した木簡を再検討する中で、まったく異なる史料の再評価から、法王宮の存在を考察する手がかりを得たため、ここに改めて検討しておきたい<sup>182)</sup>。

**SD3715の木簡** 問題の木簡は、SD3715から出土した3点である。これらの内容を論じる前に、SD3715出土木簡の特徴を検討しておく。

前述のとおり、SD3715の木簡は、出土地区により年代、内容にまとまりを有している傾向が強く、出土地区の情報は、木簡の性格を考える上で有効である。その内容は、北から順に、第41次調査区の南半は衛府関係の一群（A群）、第97次調査区南半から第102次・第111次調査区にかけての「高殿」の造営にかかわる一群（B群）、第140次調査区から第136次調査区にかけて

の弾正台や衛府、造営にかかわる一群（C群）、第157次調査区・第157次補足調査区の兵部省に由来する可能性のある考選にかかわる一群（D群）に分類される<sup>183)</sup>。このうちA群の木簡は、紀年木簡には、「神護景雲三年四月十七日」（一八七）、「景雲三年八月三日」（一八四）が認められるほか、堆積土の状況からするとSD3715が逆流して流れ込んだと推測されるSD5564からは「(天平) 勝寶九歳」の年紀をもつ題籤（二四九）が出土している。

D群は、「寶龜九年三月十六日」の紀年木簡（二二四）、宝龜初年頃の木簡と推測される「内舍人佐伯「老」」（一八二）、神護景雲年間（767～770）から宝龜元年（770）までのものに多くの類例が認められる「去」として昨年の勤務評定を冒頭に記すタイプの木簡（一八四）などがある。以上、奈良時代後半に属する木簡は、A群とD群であり、C群の木簡は紀年木簡などに乏しいもののその可能性を残す。おおむね天平勝宝末年以降の奈良時代後半に属する木簡である可能性が高い。

**SD3715の付札** SD3715から出土した木簡のうち、とくに目を惹く一群が、比較的端正な筆跡の食品名を記した小型の付札である。いずれも6ABE区（平城第41次調査）のMI09区から出土し、A群に属するものである。海産物加工品などの付札8点（一八七～一八〇、一八二～一八四、一八六）と、「伊知比古（イチゴ）」の付札1点（一八七）がある。また、遺構は異なるものの、SD5564から出土した「熬海鼠」（二四〇）は、出土小地区もMI10区と隣接しており、同じグループに属するものと考えられる。10点の付札の形状は、6点が051型式で、切り込みをもつ031型式と032型式がそれぞれ2点ある。鮑など高級食材のほか、鹿肉・伊知比古など珍しい食材も認められ、天皇の食材に限りなく近い木簡と推測される。

かねてから、志摩国の郷名と水産物などの物品名を記した、木簡としては小型の部類に属する051型式の荷札は、志摩国の贅の荷札であると指摘されている。そして、海産物などの品目名と数量のみを記す051型式の付札は、郷名を記さない点を除き志摩国の贅の荷札と酷似することから、これらも志摩国の贅の荷札木簡そのものである可能性が高いという。二条大路木簡を中心とした議論で、他にまとまった出土をみたものとして、藤原宮東面外濠SD170（『飛鳥藤原木簡概報』（6）17頁上・18頁下）、平城京左京二条二坊十二坪南辺の二条大路北側溝（50号）、平城宮内裏北外郭の土坑SK820（四六・四七）とともに、SD3715の事例が挙げられており、その理解はおおむね肯首できるものである。しかし、品目名と数量のみを記す051型式の付札については、志摩国の贅に限定されるかは個々に検討が必要となろう。SD3715出土の6点の051型式付札の木取りは、板目が4点、柁目が2点である。また、031型式の2点はともに板目材、032型式の2点はともに柁目材が用いられる。このうち、4点の柁目材の木簡は、いずれも木目のきわめて細かいヒノキ科の材を用いて作成されているようで、材そのものもきわめて似ているかに見える。これらの木簡が同一材か否かは後日を期したいと考えるが、あるいは宮内の食料保管官司で一括して作成された付札である可能性も捨てきれないように思われる。

ここでとりあげた付札は、溝の遺物とはいえ一括性が高く、廃棄の主体が同じと理解できるものである。これらの食品が贅か否かはさておくとして、この木簡の廃棄主体は東方の内裏もしくは、中央区のⅡ期宮殿施設に供奉する官司である可能性は濃厚である。さらに憶測を逞しくするならば、これらの木簡が、東流する東西溝SD5564とSD3715の合流点付近に集中して分布することからすれば、後者の宮殿群の可能性が高いと理解できるであろう。

食品名の  
付札志摩国の  
贅の荷札



**SD3715の河内国・下野国関係木簡** SD3715から出土した木簡には、河内国・下野国に関する可能性がある木簡が3点含まれている。一八九五・一八九七・二二三の3点が、当初法皇宮にかかわる可能性を考えた木簡である。

一八九五は、河内国に本貫をもつ某官司の官人を列挙した木簡で、6ABL区（平城第157次調査）で検出した溝の暗灰色砂質土から出土した。奈良時代後半の木簡である可能性が高い。この木簡に記された20名のうち、15名について河内国に本貫をもっていたことが『新撰姓氏録』そのほかから確認されている<sup>186)</sup>。従来、表裏とも河内国に關係する官人を列挙したものとして議論されてきたものであるが、改めて官人をみってみると、裏面に記された9名のうち、「飽波連」を除く8名は、いずれも山背国に本貫をもつ官人であることが指摘できる。上端が切断されており、表面では文末、裏面からすれば文頭が失われていることになる。してみれば、この木簡の表裏両面がともに河内国關係の官人歴名とみなしうるかは、なお検討の余地が残されているといわざるを得ない。一八九七は、人名と河内国の郡名とを記した歴名木簡で、6ABF区（平城第97次調査）で検出した溝の暗灰粘土から出土した。「錦部連」は、『新撰姓氏録』河内国諸蕃・和泉国諸蕃、「大市首」は左京諸蕃にみえる。二二三は、6ABH区（平城第111次調査）で検出した溝の灰色粗砂から出土した。『和名抄』によると、下野国に梁田・安蘇・都賀・寒川の各郡がみえ、下野国の郡名を記したものである可能性が高い。「利足」は足利の転倒、「阿内」は河内の意、「塩」は塩屋の一字とみれば、やはり下野国の郡名となる。「文倭」は、倭文の転倒で、『和名抄』の下野国都賀郡委文郷にあたるかと思われ、現在の栃木市志鳥町付近が当郷の遺称地と推測される。冒頭に記された「鶉嶋」の意味は不詳である。

河内国官人

河内国の郡名

下野国の郡名

以上の3点に注目したのは、SD3715から出土した荷札木簡以外で、特定の国名とかかわる木簡がこの3点に限られたことによる。他は、断片や削屑に諸国の地名ないし人名の一部かと推測されるもののみである。この特定の国が、河内国と下野国とに限られる点は、いうまでもなく道鏡が河内国若江郡の出身で、この地を含む5郡に由義宮・西京の造営を計画したこと、称徳天皇崩御後に下野国薬師寺別当として左遷されることという著名な事実をもとに連想したものである。

ただし、木簡の年代について検討すると、ことはそう単純ではなさそうに思われる。いずれも溝の堆積土から出土した木簡であるため、出土地点・出土層位と木簡の年代との関係は慎重に検討すべきである。しかしながら、前述のとおりSD3715の遺物は調査回数・出土地点ごとにまとまりが認められるのであり、一八九五はD群として挙げた神護景雲年間（767～770）から宝亀初年の木簡と共伴したことから、奈良時代後半に属する可能性があるのに対し、一八九七はB群に属し共伴する木簡に天平初年のものが含まれることから、奈良時代前半の木簡である可能性が高く、二二三はB群に属するものの、厳密には共伴する木簡や遺物から年代を明らかにすることは困難と言わざるを得ない。してみれば、法王宮ないし道鏡とのかかわりを推定する根拠となりうるものは、一八九五のみがその候補となろう。

## vi 宝亀・延暦年間の西宮

**西宮の終焉** 神護景雲4年（770）8月4日、称徳天皇が西宮寝殿で崩御した<sup>188)</sup>。一七日の法会の日付やその後の忌日法会の日付から、実際の崩御日は2日の夜半から3日の未明ではないか<sup>189)</sup>

と考えられる<sup>190)</sup>。称徳天皇は、同年2月から4月までおこなわれた由義宮行幸のさなかに病床につき、平城に還御の後、百余日親しく政治を視ることはなかった。その間、天皇への奏上は、典藏従三位吉備由利のみが担ったと伝える<sup>191)</sup>。8月17日、称徳天皇は佐貴郷高野山陵に葬られたが、道鏡は梓宮に奉仕し、陵のほとりに設けた廬に留まったという<sup>192)</sup>。21日には皇太子白壁王の令旨が発せられ、道鏡は下野薬師寺別当に遷された<sup>193)</sup>。この後、称徳天皇の西宮や法王宮は史料にみえず、宝亀年間(770~781)、延暦年間(782~806)のこの地区がいかなる利用状況であったかを推測する手がかりは認められない。

一方、中央区Ⅱ期宮殿施設は、柱抜取穴の出土土器による限り、平城宮土器Ⅴを中心とする建物と、平城宮土器Ⅶを中心とする建物に分別することができると指摘されている<sup>194)</sup>。すなわち、Ⅱ期の正殿にあたるSB7150、西脇殿SB17870からは平城宮土器Ⅴ、脇殿的に配置されるSB6666・SB7151・SB7152・SB17874・SB18140からは、平城宮土器Ⅶ古段階、すなわち長岡京の土器よりも若干新しい様相を示す土器が出土している。このことは、Ⅱ期宮殿施設の解体が、正殿と両脇殿を中心とした称徳天皇の西宮終焉後の宝亀年間から延暦初年までの時期と、平安遷都前後頃との少なくとも2時期におこなわれた可能性を示している。すなわち、Ⅱ期宮殿施設は、平安遷都の前後まで一部の建物が残存し維持管理されていたと推測され、この点が、平城太上天皇が平城宮を居所と定める前提条件であったのであろう。遺構の検討により明らかにされているように、平城太上天皇宮に相当するⅢ期の施設が、奈良時代後半のⅡ期宮殿施設と同規模に営まれる点は、建物の残存から理解可能かもしれない。

**山背遷都後の平城宮** 延暦3年(784)5月、中納言藤原小黑麻呂以下8名の官人が山背国乙訓郡長岡村を視察した<sup>195)</sup>。その翌月には造長岡宮使の任命記事がみえる<sup>196)</sup>。長岡宮の造営が、平城京からの遷都のみならず難波宮の廃絶を意図したものであることは古くから指摘されており<sup>197)</sup>、大極殿や朝堂院などの長岡宮の中心殿舎は難波宮から移築されたことが明らかにされている<sup>198)</sup>。このことは、平城宮の解体を考える上でもきわめて重要な事実であり、平安時代初期の平城旧宮を考える基本的な前提となるものであろう。文献史料と平城宮・長岡宮の考古学的な調査成果による限り、平城旧宮には建物が一定期間残存していた。

長岡遷都後の平城旧宮にかかわる史料がわずかながら残されている。厳密には第一次大極殿院地区に限定される史料ではなく、平城宮あるいは平城京全体にかかわる史料と理解すべきであるが、後述するように、この地に平城太上天皇宮が置かれるため、検討を加えておく。

延暦3年11月の長岡遷都後はじめて、延暦4年(785)8月、桓武天皇が平城旧宮に行幸する<sup>200)</sup>。この行幸は、伊勢斎宮となる朝原内親王を見送るためのもので、いわゆる斎宮群行の儀式を平城旧宮でおこなったものである。朝原内親王の卜定は延暦元年(782)8月のことと伝え、以後、初斎院相当の施設に居したと推測されるが、これまた奈良時代前半の井上内親王と同じく佐紀池周辺に営まれたかとも思われる。斎宮群行の儀式は、平安時代の儀式次第からすれば八省院小安殿でおこなわれるものであり、あるいは平城宮第二次大極殿院の大極殿後殿が予定されていた可能性がある。

一方、長岡宮の第二次内裏(東宮)からは、平城宮の瓦が出土しており、平城宮の資材を用いて造営されたとみられる。その造営は『続日本紀』延暦8年(789)2月にみえる「移<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>西宮<sub>一</sub>、始御<sub>二</sub>東宮<sub>一</sub>」<sup>202)</sup>とかかわるらしい。前述のように近年の國下多美樹氏の見解により、文

献史料の記述と考古学的知見が整合的に理解できるようになった。<sup>203)</sup> してみれば、延暦4年の桓武天皇平城行幸の段階には、平城宮の内裏の建物はまだ残存していた可能性が高く、あるいはその南に位置する第二次大極殿院の解体も手つかずのままであった可能性が高いのではないか。

平城宮の諸門は、延暦10年(791)9月にいたり長岡宮に移築された。このときの移築は、越前・丹波・但馬・播磨・美作・備前・阿波・伊豫の8箇国が担っているが、これらの諸国が『拾芥抄』宮城部所引或書にみえる平安宮宮城門の造営国と共通することから、この史料にみえる諸門は宮城門であったと推測されている。<sup>205)</sup> 宮城門の解体と移築をうけ、延暦11年(792)2月には、諸衛府に平城旧宮を守らせている。<sup>206)</sup> 平城旧宮の治安維持をはかったのであろう。

以上、文献史料からうかがわれる山背遷都の状況は、概略上記のとおりである。遺物の検討から明らかにしたⅡ期宮殿施設の解体時期が延暦年間以降に降る事実と相俟って、平城旧宮・旧京の解体は、ゆるやかに進化したことは間違いなからう。平城旧京の変貌の様がうかがわれる貞観6年(864)の著名な史料の後段には、「延暦七年遷都長岡、其後七十七年」なる記述がみえる。<sup>207)</sup> 長岡遷都は延暦3年のことであり、当該史料と年次が異なるものの、館野和己氏は、平城旧宮の解体が、実質的には延暦7年(788)と理解されていた可能性を指摘している。<sup>208)</sup>

## C 平安時代初期—平城太上天皇宮と王家領平城旧宮

### i 平城太上天皇と平城旧宮

**五遷** 大同4年(809)11月、平城太上天皇は太上天皇宮を設定するため占地をおこなった。<sup>209)</sup>

嵯峨天皇大同四年十一月丁未、遣右近衛中将從四位下藤原朝臣真夏・左馬頭從四位下藤原朝臣真雄・左少弁從五位上田口朝臣息繼・左近衛少將從五位下藤原朝臣真本等、於攝津国豊嶋・為奈等野及平城旧都、占太上天皇宮地。

その7日後には、造営使が派遣され、平城旧宮の修造がはじめられた。12月には、平城太上天皇は大和に行幸し、平城宮の造作が完成しないため、故大中臣清麻呂の家を御在所とした。<sup>211)</sup> 以後、摂津・伊賀・近江・播磨・紀伊・阿波の6箇国の米稻を造平城宮料に充て、畿内諸国の雇工・雇役夫2500人を平城宮造営に充てるなど、太上天皇宮の造営を支援する政策が矢継ぎ早に策定されている。また翌年の正月には、藤原真夏を造平城宮使に任じ、その造営を監督させた。<sup>213)</sup> この年の4月には、造営はほぼ一段落したようで、磯野王、藤原真夏ほか11名に叙位がおこなわれている。<sup>214)</sup> また、同年9月には、大和国田租と地子稻を平城宮雑用料に充てられている。<sup>215)</sup>

さて、平城太上天皇の平城遷都で注目される記述は、その経緯を記した次の史料であろう。<sup>216)</sup>

戊寅、(中略)天皇遂伝位、避病於数处。五遷之後、宮于平城。而事乖积重、政猶煩出。尚侍從三位藤原朝臣葉子、常侍帷房、矯託百端、太上天皇甚愛、不知其奸。遷都平城、非是太上天皇之旨。(後略)

従来の研究によると、「五遷」は、平城太上天皇の宮地が定まるまでに候補地を転々とし、ようやく5箇所目で(あるいは5回の遷御を経て)居所が定まったと理解された。「五遷」の具体的な地名も検討され、史料にあらわれる東宮、右兵衛府、東院、のほか、摂津国豊嶋・為奈等野、平城旧京の故大中臣清麻呂の家を数え、5回の遷居を経て平城旧宮を居所と定めたという。<sup>220)</sup> 太上天皇宮をめぐる混乱は、太上天皇権力の脆弱さを示す史料としてとりあげられ、いわゆる

平城上皇の変<sup>223)</sup>における奈良時代以来の太上天皇の終焉を準備する前提としてとらえられてきた。また、春名宏昭氏は近年の著作において、「腰が落ち着かなかつた」という従来の評価を否定する点で力点は異なるものの、内裏、東宮、右兵衛府、東院、平城旧宮を「五遷」の地と理解し、豊嶋野や為奈野は本邸に対する離宮として処理するなど、国史にみえる地名を具体的な居所の地として認め最終的に平城旧宮が選定されたとする理解は大筋で異なるものではなかつた<sup>224)</sup>。ところが、「五遷」は『続日本紀』にみえる用語であり、かの平城遷都詔にすでにあらわれ<sup>225)</sup>る。長文にわたるが、引用しておく<sup>226)</sup>。

戊寅、詔曰、朕祇奉<sub>レ</sub>上玄<sub>レ</sub>、君<sub>レ</sub>臨宇内<sub>レ</sub>。以<sub>レ</sub>菲薄之徳<sub>レ</sub>、処<sub>レ</sub>紫宮之尊<sub>レ</sub>。常以為、作<sub>レ</sub>之者勞、居<sub>レ</sub>之者逸。遷都之事、必未<sub>レ</sub>遑也。而王公大臣咸言、往古已降、至<sub>レ</sub>于近代<sub>レ</sub>、揆<sub>レ</sub>日瞻<sub>レ</sub>星、起<sub>レ</sub>宮室之基<sub>レ</sub>、卜<sub>レ</sub>世相<sub>レ</sub>土、建<sub>レ</sub>帝皇之邑<sub>レ</sub>。定斯之基永固、無窮之業斯在。衆議難<sub>レ</sub>忍、詞情深切。然則京師者、百官之府、四海所<sub>レ</sub>歸。唯朕一人、独逸豫、苟利<sub>レ</sub>於物<sub>レ</sub>、其可<sub>レ</sub>遠乎。昔殷王五遷、受<sub>レ</sub>中興之号<sub>レ</sub>、周后三定、致<sub>レ</sub>太平之称<sub>レ</sub>。安以遷<sub>レ</sub>其久安宅<sub>レ</sub>。方今、平城之地、四禽叶<sub>レ</sub>凶、三山作<sub>レ</sub>鎮、龜筮並從。宜<sub>レ</sub>建<sub>レ</sub>都邑<sub>レ</sub>。其營構資、須<sub>レ</sub>隨<sub>レ</sub>事條奏。亦待<sub>レ</sub>秋収<sub>レ</sub>後、合<sub>レ</sub>造<sub>レ</sub>路橋。子来之義、勿<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>勞擾<sub>レ</sub>。制度之宜、合<sub>レ</sub>後不<sub>レ</sub>加。

この詔にみえる「昔殷王五遷、受<sub>レ</sub>中興之号<sub>レ</sub>、周后三定、致<sub>レ</sub>太平之称<sub>レ</sub>」は、殷および周の故事を記している。すなわち、「殷王五遷」は、『史記』殷本紀によると、始祖の湯王が亳を都と定めてから19代盤庚にいたるまで、10代仲丁が隰、12代河直甲が相、13代祖乙が邢、19代盤庚が再び亳を都とし、「五遷」した事実にもとづいている。また、「周后三定」は、『史記』周本紀によると、古公亶父が岐山、文王が酆、武王が鎬へと都を遷したことを示す<sup>227)</sup>。いずれにせよ、これらは中国古代の故事にもとづく文飾であり、必ずしも実際に5箇所を遷ったと考える必要はない。まさに平城遷都を象徴する文言と理解すべきであろう。

平城西宮 平城太上天皇宮「平城西宮」と供奉官司 平城太上天皇が平城宮に造営した居所は、平城西宮と呼ばれた<sup>228)</sup>。この宮には多数の官人が供奉しており、官司が「分局」したという。この事態は、「二所朝廷」と称された<sup>229)</sup>。史料からうかがわれる「分局」した官司は、外記と左馬頭であるが、いわゆる平城上皇の変において、その東国入りに「凡其諸司并宿衛之兵、悉皆從焉<sup>230)</sup>」とみえ、諸司と衛府などが従ったことがうかがわれる。さらに、断片的な記載ではあるが、中納言藤原葛野麻呂と左馬頭藤原真雄等が太上天皇の東国入りを固く諫めたこと、大外記上毛野穎人が平城太上天皇の東国入りを平安宮の朝廷に伝えたこと、変の勃発時に正四位下藤原真夏・従四位下文室綿麻呂等が平城宮から召され、綿麻呂が平安宮の左衛士府に禁獄されたことなどから、少なくとも公卿以下の平城宮供奉の様がみてとれよう。

平城宮への官司の供奉は、平城上皇の変の後、出家した平城太上天皇に対しても続けられた。弘仁2年(811)、平城宮の太上天皇宮を警護する諸衛の官人が自由に出入りして宿衛を勤めない事態をうけ、平城宮に勤務する参議に督察を加えさせた<sup>231)</sup>が、2箇月後にはこの勅を改め、近衛少将以上に監督させることとした<sup>232)</sup>。参議ないし近衛次将による監督は、「(侍)平城宮諸衛官人」とあるように衛府の官人を対象とするものであったと考えられる。これらの史料により、平城太上天皇の平城宮に、公卿および近衛次将が常駐していたことが知られるが、わずか2箇月にて勅が改められていることからすれば、あるいは公卿の常駐は日常的ではなくなりはじめてい

た可能性がある。

宮の警護にあたる衛府官人のほかに、内廷官司の供奉が確認される。『類聚三代格』によると、宮内省被官の造酒司に属する酒部や同じく宮内省被官の主水司に属する水部は、皇后宮への配属のために増員が認められているが、この史料によると、酒部や水部は太上天皇に供奉するために平城宮に分配されていた<sup>235)</sup>。これに先立つ弘仁6年(815)7月、橘嘉智子が立后し、同日に皇后宮職が設置されその官人が任命されているが、皇后宮職舎人のうち150人は白丁を補し補充が図られている<sup>237)</sup>。

酒部  
主水司

なお、供奉の「諸司」がその後も継続したことは、弘仁14年(823)嵯峨天皇の譲位に際して、平城太上天皇が尊号を辞退し、諸司を停めることを請う書を奉ったことからもうかがわれる<sup>238)</sup>。ところが、この辞退は受け入れられず、最終的に太上天皇に供奉する「諸司」が停止されるのは、太上天皇の崩御をまたねばならなかったのである<sup>239)</sup>。

**王家家産の管理と処分** 平城太上天皇は、平城西宮以外にも平城旧京に点在する王家家産の一部を管理していた可能性がある。その一つが、平城旧京東南隅に設定された越田離宮である。いわゆる平城上皇の変の史料の中に、平城太上天皇の行列は「大和国添上郡越田村」にいたり、嵯峨天皇側の軍勢に行く手を阻まれて平城宮へ引き返したと伝えている。戦時とはいえ、平城太上天皇の行列はやみくもに進んだのではなく、平城旧京の南端に位置し、最初の中継点ともいべきかつての離宮に向かったものと理解すべきである<sup>241)</sup>。

越田離宮

越田離宮の存在を明確に示す史料が認められる訳ではないが、断片的な史料から推測が可能である。もと平城京の京城として設定された「左京十条」に由来する京南田を周辺所領とする離宮で、越田池なる苑池が付属していた。二条大路木簡の中に「越田瓦屋」(『平城京木簡三』四五三)がみえ、柴の進上がおこなわれる(『平城京木簡三』四五四)など、皇后宮との深い関係も認められる。離宮と京南田は、王家家産として維持されていた<sup>243)</sup>。こうした王家ないし光明皇太后との深い関係をもとにして、光明皇太后崩後の天平宝字5年(761)6月、京南田は山科寺(興福寺)と法華寺阿弥陀浄土院に施入されたのである<sup>244)</sup>。山背遷都の後に離宮として維持管理されていたかはつまびらかにし得ないものの、おそらくは、平城旧京周辺の王家領を維持管理する拠点として、その実態をとどめていたのであろう<sup>245)</sup>。

この項の最後に、平城旧宮の解体とかかわる史料に言及しておく。平城太上天皇の時代に平城宮の建物が唐招提寺に施入された可能性を示す史料である。唐招提寺の講堂が平城宮東朝集殿を移築したものであることはよく知られた事実である。ただし、その時期には諸説があり、天平宝字3年(759)にかける説のほか<sup>246)</sup>、天平宝字4年(760)から同6年(762)頃のことと伝える説もあり<sup>247)</sup>、講堂施入の年代は一定しない。そもそも唐招提寺伽藍の完成時期も諸説があり、主に天平宝字3年、宝亀年間(770~781)、延暦年間(782~806)、弘仁年間(810~824)の4説が指摘されている<sup>248)</sup>。こうしたなか、山崎信二氏は、瓦の編年をもととして、金堂の造営は宝亀年間に、講堂の移築は長岡宮の時代に降る可能性を示唆し、唐招提寺の造営が奈良時代末から平安時代初頭までに降ることを指摘した<sup>249)</sup>。

平城(太上)天皇との関係でいえば、「毀<sub>二</sub>王宮<sub>一</sub>以作<sub>二</sub>長廊<sub>一</sub>」とする史料が目される<sup>250)</sup>。史料は時期を明記せず、平城宮資材の施入の時期を特定することは困難である。唐招提寺の造営は、弘仁年間にもおこなわれていたらしく、弘仁元年(810)4月に、唐招提寺の塔を造営し

毀王宮  
以作長廊

たとみえる。<sup>251)</sup> 憶測を逞しくするならば、大同4年(809)に居所を平城宮に定めた折に、残存していた平城旧宮の建物を施入したとみるか、あるいは平城旧宮に居して後に建て替えるなどにより不要となった建物を施入したともみられよう。

## ii 天長年間以降の平城旧宮

**平城西宮の伝領** 天長元年(824)7月、平城太上天皇が崩じた。<sup>252)</sup> その1箇月余り後には、嵯峨太上天皇の勅により、「弘仁元年権任流人等」、すなわち平城上皇の変に連坐した官人が入京を許されている。<sup>253)</sup> その翌年、天長2年(825)11月、平城西宮の処分を平城太上天皇の親王に任せる旨の宣旨が発給された。<sup>254)</sup>

平城西宮  
の処分

平城西宮事

右奉<sub>レ</sub>勅、件宮者、先太上天皇之親王等、須<sub>下</sub>任<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>左<sub>レ</sub>之右<sub>ト</sub>之。

天長二年十一月廿三日 左近衛大将藤原朝臣 奉

宣旨の奉者「左近衛大将藤原朝臣」は、左大臣左近衛大将藤原冬嗣であり、この勅は弁官に宣下され、太政官符が発給されたと指摘される。<sup>255)</sup> 「先太上天皇之親王等」とは、高丘親王のほか阿保親王と巨瀬親王を指すが、あるいは上毛野・石上・大原・叡祭の4内親王も含まれていた可能性もある。<sup>256)</sup> 弘仁13年(822)4月、平城太上天皇が結縁灌頂をうけたとき、高丘親王は出家入道して東大寺に住したと考えられており、佐伯有清氏は、平城西宮の管理に携わった親王は、天長元年の勅により許されて大宰権帥から帰京した阿保親王ないし、巨瀬親王と推定している。親王宅として継続したとも推測されるが利用形態は不明で、Ⅲ-2期に属する遺構も必ずしもまとまったものとはいえない。宮とその周辺所領の経営という側面は維持された可能性があるが、宮は退願を余儀なくされ、以後、次項で述べるように、周辺所領としての性格を強めていったかと思われる。

**平城系王族の所領** 平城旧京の周辺には、平城太上天皇の親王・内親王とその後裔氏族(以下、平城系王族)の所領が点在していた。貞観2年(860)10月に、平城系王族にゆかりの深い不退寺・超昇寺へ水田が施入された。<sup>258)</sup>

不退寺・  
超昇寺へ  
水田施入

十五日辛卯、(中略)大和国平城京中水田五十五町四段二百八十八步施<sub>二</sub>捨不退・超昇両寺<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>是、伝灯修行賢大法師真如上表曰、件田、大同四年、勅賜<sub>二</sub>上毛野・叡祭・石上内親王等<sub>一</sub>。彼親王等偏謂、私地捨充<sub>二</sub>功德<sub>一</sub>。而歴代以降、尽被<sub>二</sub>收公<sub>一</sub>、聞<sub>二</sub>諸俗務<sub>一</sub>、理縦宜<sub>レ</sub>然。仮<sub>二</sub>之真論<sub>一</sub>、義有<sub>レ</sub>未<sub>二</sub>允<sub>一</sub>。当今慈雲広覆、慧日更明。凡縁<sub>二</sub>仏事之莊嚴<sub>一</sub>、必賜<sub>二</sub>恩綸<sub>一</sub>而印可。請特哀許、施<sub>二</sub>入不退・超昇等寺<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>破<sub>二</sub>亡靈之宿心<sub>一</sub>、將<sub>レ</sub>資<sub>二</sub>聖朝之冥助<sub>一</sub>。勅許<sub>レ</sub>之。真如者、平城太上天皇々子。弘仁之廢皇太子也。

このとき不退寺・超昇寺に施入された水田は、大同4年(809)に、上毛野・叡祭・石上内親王等に賜った賜田であったことがわかる。このほか大同4年には、平城系王族への賜田記事が散見される。伊勢齋宮であった大原内親王は、2月には「山城国乙訓郡地六町」、次いで翌3月には「山城国葛野郡地八町」を賜った。<sup>260)</sup> さらにその母伊勢継子は、同年5月、「河内国内蔵寮田十一町」を賜った。<sup>261)</sup> 大同4年は校田のさなかであり、口分田の班給や公田の確定にあわせて、王族への賜田が積極的におこなわれたものと推測される。国史には漏れるものの、平城旧京における上毛野・叡祭・石上内親王等への賜田も、一連の施策であろう。これらの賜田は、

「其一身之後、収為<sup>263)</sup>寮田」<sub>一</sub>とみえるようにいわゆる一身田で、没後内蔵寮に収公されるものであった。なお、王族に下賜された平城旧京内の水田は、平城系王族に限られた訳ではないことは留意する必要がある<sup>264)</sup>。

承和2年(835)には、平城西宮を維持するための周辺所領の下賜記事がみえる<sup>265)</sup>。

壬子、(中略)平城旧宮処水陸地卅余町、永賜<sub>二</sub>高岳親王<sub>一</sub>。親王者、天推国高彦天皇第三子也。

大同年末、少登<sub>二</sub>儲貳<sub>一</sub>、世人号曰躰<sub>二</sub>居太子<sub>一</sub>。遂遭<sub>二</sub>時変<sub>一</sub>失<sub>レ</sub>位、落髮披緇、住<sub>二</sub>于東寺<sub>一</sub>。

「平城旧宮処水陸地卅余町」は、平城西宮の周辺で、おそらくは佐紀池を含む地域を指すのであろう。井上和人によると、平城宮は大垣内で約103.5(条里)町を占め、40町余は宮の4割程度にあたる。ところが、この40町も貞観4年(862)以前には収公されていたらしく、改めて返し賜られた記事がみえる<sup>266)</sup>。

十四日辛亥、平城旧京中勅旨田卅町、返<sub>二</sub>賜<sub>一</sub>无品高岳親王及正五位上紀朝臣種子・正五位下大原真人全子・无位藤原朝臣乙名子<sub>一</sub>。并賜<sub>二</sub>興福寺宿院<sub>一</sub>各有<sub>レ</sub>数。

この史料にみえる田積の「卅町」は、『日本紀略』にしたがい「卅町」とみたい<sup>267)</sup>。とすれば、承和2年(835)に賜った「平城旧宮処水陸地卅余町」と重なり、平城西宮の周辺所領が収公され勅旨田となっていたものと理解される。収公の時期は不詳といわざるを得ないが、この記事の前年に高岳親王が入唐したこととかかわるかと推測される。

古尾谷知浩氏が明らかにしたように、内蔵寮は王家の家産を収公によりストックし、再分配する機能を有していた<sup>268)</sup>。一身田として賜った賜田が勅旨田として収公されている事例は、内蔵寮の活動によるものと理解してよい。ただし、吉川真司氏が指摘したように、「勅旨田」は「天皇(太上天皇)の御料田」であり、院宮王臣家の庄園とともに停止されることもあり、勅旨田の集積を担う内蔵寮の活動が、すべて国家的な政策にもとづくものとは限らない点には留意する必要がある。実際、平城旧京における内蔵寮の田地集積が制限されている事例も知られる<sup>270)</sup>。

七日庚寅、(中略)先<sub>レ</sub>是、大和国言、平城旧京、其東添上郡、西添下郡。和銅三年遷<sub>二</sub>自<sub>一</sub>古京<sub>一</sub>、都<sub>二</sub>於平城<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是、両郡自為<sub>二</sub>都邑<sub>一</sub>。延暦七年遷<sub>二</sub>都長岡<sub>一</sub>、其後七十七年、都城道路、變為<sub>二</sub>苴田畝<sub>一</sub>。内蔵寮田百六十町、其外私窃壅開、往々有<sub>レ</sub>数。望請收公、令<sub>レ</sub>輸<sub>二</sub>其租<sub>一</sub>。許之。

大和国司の上奏により、収公の対象とされたのは、「内蔵寮田百六十町」と往々に数ありとされる「其外私窃壅開」の両方であろう。大和国司は、「令<sub>レ</sub>輸<sub>二</sub>其租<sub>一</sub>」からうかがわれるように、輸租田としての把握を目的としており、この方針は『延喜式』にも継承される<sup>271)</sup>。内蔵寮の田地集積を制限する同様の事例が次の史料からもうかがわれる<sup>272)</sup>。

廿八日甲辰、(中略)大和国平城京内田地十六町三段百廿歩、賜<sub>二</sub>從四位下行山城権守在原朝臣善淵<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>是、善淵奏言、奉<sub>二</sub>為平城太上天皇<sub>一</sub>、建<sub>二</sub>精舎於陵次<sub>一</sub>、買<sub>二</sub>得旧京荒地<sub>一</sub>、壅闢為<sub>レ</sub>田、充<sub>二</sub>修理精舎<sub>一</sub>之資<sub>上</sub>。而内蔵寮称<sub>二</sub>格旨<sub>一</sub>、收為<sub>二</sub>勅旨田<sub>一</sub>。請頼<sub>二</sub>恩芽<sub>一</sub>、永為<sub>二</sub>私田<sub>一</sub>。詔許之。

これによると、平城太上天皇の陵寺を維持するための田は、内蔵寮が「格旨」と称して収公し勅旨田としたという。以上の事例は、内蔵寮が没落する平城系王族の私墾田を収公して田地集積を進めていることを示すかと思われる<sup>273)</sup>。

平城系王族は、承和9年(842)に阿保親王が薨じ、貞観3年(861)に高岳親王が入唐する中で、

確実に勢力を弱めている。一身田の収公などをとおして、平城西宮とその周辺所領の維持すら困難な状況にいたったのであろう<sup>274)</sup>。その後の平城系王族の活動は、超昇寺・不退寺の活動からうかがわれるに過ぎない。

**平城旧宮の終焉** 天安元年(857)3月、六衛府の舎人等を平城に遣わし、群盜を捕らえた<sup>275)</sup>とみえる。9世紀半ば頃の平城旧京は、都城としての形態をかりうじて保っていた。その後の平城旧京に関する史料は、南都の寺院にかかわるものか、前述した王家領などに転成した所領関係のものにほぼ限られるが、平城旧宮の終焉を物語る史料として、昌泰元年(898)10月の宇多太上天皇吉野御幸<sup>276)</sup>にかかわる記述があげられる。

宇多太上天  
皇吉野御幸

廿三日。早朝進發。枉道過法華寺。礼仏給綿二百屯。上皇出入往反、巡覽寺中。每見破壊之堂舎、彈指歎息。出寺門、至旧宮重閣門所。路傍有酒醴果子。往々生炭、不見一人。群臣不問其主、任意飲喫。或人曰、此物大安寺別当僧安曇、聞右大将来、所相待也。乍見御駕、僻易迷惑、隱伏草中矣。(後略)

旧宮重  
閣門所

宇多太上天皇は、東三坊大路の延長に位置する平城山越えルートで大和に入り南行し、一条南大路あるいは二条大路にいたり、「道を枉げて」、すなわち西行して法華寺に向かったのであろう。その後、法華寺を経て、「旧宮重閣門所」へといたった。吉川聡は、この史料にみえる「旧宮重閣門所」は平城宮朱雀門跡と理解したが、この理解に賛成する。宇多太上天皇の行列は、平城旧京の朱雀大路、さらに下ツ道を南行して「大和国高市郡右大将山莊」へと向かったのであろう<sup>277)</sup>。注目すべきは、宇多太上天皇の行路は推測されるものの、もはや平城旧宮に太上天皇が寄る施設は存在しないことである。9世紀末から10世紀初頭の頃までには、平城旧宮の維持管理は、放棄されていたものと推測される。

- 1) 奈良国立文化財研究所1962『平城宮発掘調査報告Ⅱ』(奈良国立文化財研究所学報第15冊)。同1966『平城宮発掘調査報告Ⅳ—官衙地域の調査2』(奈良国立文化財研究所学報第17冊)。同1982『平城宮発掘調査報告Ⅺ—第1次大極殿地域の調査』(奈良国立文化財研究所30周年記念学報第40冊)。同1991『平城宮発掘調査報告Ⅻ—内裏の調査Ⅱ』(奈良国立文化財研究所学報第50冊)。同1993『平城宮発掘調査報告Ⅾ—第二次大極殿院の調査』(奈良国立文化財研究所創立40周年記念学報第51冊)。
- 2) 本稿のうち、主として第一次大極殿院出土木簡により立論する部分は、2010年3月に本報告書と同時に刊行される予定であった木簡の正報告書『平城宮木簡七』の解説を執筆した際、執筆中の本稿から一部を抜粋して掲載した(山本 崇2010「第一次大極殿院地区の変遷と出土木簡」『平城宮木簡七』奈良文化財研究所史料第85冊)。一部記述が重なる部分があるが、予めご了解されたい。
- 3) 寺崎保広1993「大極殿史料の検討」(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅾ—第二次大極殿院の調査』前掲注1)。この報告書の元原稿が、同2006「平城宮大極殿の検討」(『古代日本の都城と木簡』吉川弘文館)として公表されている。
- 4) 関連する史料は、『延喜式』および儀式書に掲載された史料は奈良文化財研究所2003『大極殿関係史料(稿)(一)儀式書編』、推古天皇の小墾田宮の朝堂から平安宮の第一次大極殿が火災により失われ、元慶3年(879)10月8日に完成する平安宮第二次大極殿の造営関係史料までは同2005『大極殿関係史料(稿)(二)編年史料』としてまとめた。
- 5) 橋本義則1991「平城宮「内裏」及び内裏地区をめぐる研究史—平城宮「内裏」・内裏地区に関する学説の紹介と検討、及び研究課題の設定」(奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史の変遷)(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅻ—内裏の調査Ⅱ』前掲注1)、同1995「平安宮内裏の成立過程」(『平安宮成立史の研究』塙書房)。
- 6) 以下木簡の引用は、とくに断らない限り奈良(国立)文化財研究所1966~2010『平城宮



- 木簡一』～『同七』は木簡番号のみを記し、本報告書に掲載した木簡は本書における通し番号を併記した。奈良文化財研究所2006『平城京木簡三』は書名と木簡番号を記した。正報告未刊行のものは奈良(国立)文化財研究所1967～2010『平城宮発掘調査出土木簡概報』(4)～(40)、同1973～2008『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』(1)～(22)により、『平城木簡概報』(14)9頁上、『飛鳥藤原木簡概報』(6)17頁上のごとく略記した。
- 7) この問題は、調査に参加した渡辺晃宏が、木簡を最初に略報告した奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2003』において、別に稿をなして論じている(渡辺2003「平城宮第一次大極殿の成立」)。このほか、同2006「平城宮中枢部の構造—その変遷と史的位罫」(義江彰夫編『古代中世の政治と権力』吉川弘文館)、同2010「平城宮の建設と構造」(『季刊考古学』第112号)も参照。
  - 8) 『続日本紀』和銅6年(713)5月甲子(2日)条。『延喜式』民部式上11郡里名条。
  - 9) 市 大樹2003「平城宮第91次調査出土木簡の再調査」(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2003』)。
  - 10) 馬場 基2008「荷札と荷物のかたるもの」(『木簡研究』第30号)。
  - 11) 以下、『続日本紀』の引用は原則として蓬左文庫本に従った。
  - 12) 『続日本紀』和銅2年(709)12月丁亥(5日)条。
  - 13) 『続日本紀』和銅3年(710)正月壬子朔条。
  - 14) 『続日本紀』和銅3年(710)正月丁卯(16日)条。
  - 15) 『続日本紀』和銅3年(710)3月辛酉(10日)条。
  - 16) 福山敏男1955「朝堂院概説」(福山編『大極殿の研究 日本に於ける朝堂院の歴史』平安神宮。のち、福山「大極殿の研究 朝堂院概説」『住宅建築の研究』福山敏男著作集第5巻、中央公論美術出版、1984年所収)。なお福山は、3月の「遷都のときまでそのまま平城宮にとどまられた」と述べる。
  - 17) 大井重二郎1944『上代の帝都』(立命館出版部)。
  - 18) 橋本義則1991「平城宮「内裏」及び内裏地区をめぐる研究史—平城宮「内裏」・内裏地区に関する学説の紹介と検討、及び研究課題の設定」(「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史の変遷」(前掲注5)。吉川 聡2002「重閣門」・朱雀門考」(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所創立50周年記念論文集 文化財論叢Ⅲ』奈良文化財研究所学報第65冊)。
  - 19) 小澤 毅1993「平城宮中央区大極殿地域の建築平面について」(潮見浩先生退官記念事業会編『考古論集』。のち、小澤「平城宮中央区大極殿地域の建築平面」『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年所収)。
  - 20) 『続日本紀』慶雲4年(707)7月壬子(17日)条。
  - 21) 『続日本紀』和銅2年(709)5月壬午(27日)条。
  - 22) 天平12年(740)10月の聖武天皇の関東行幸の勅(『続日本紀』同月己卯(26日)条)から、恭仁宮大極殿の初見する天平15年(743)正月朝賀(『同』同月癸卯(3日)条)までの期間を指す。
  - 23) 『万葉集』巻1-78番歌題詞。
  - 24) 『扶桑略記』和銅3年(710)3月辛酉(10日)条。
  - 25) 市 大樹2010「木簡と平城宮大極殿」(『地区情報』第30巻2号通巻114号)、和田 萃2010「平城遷都を考える」(『上代文学』第105号)など。たとえば、市は、和銅3年(710)正月段階には大極殿のみが移築されたものと推定し、回廊がなくても周囲に幕などを張れば朝賀の実施は可能とする。しかしながら、この議論は現在知りうる事実による限り論証不能で、したがえない。
  - 26) 宮南面中央に位置する宮城門の呼称が朱雀門として定着するのは平安宮のことであり、奈良時代には「大伴門」などと呼び慣わされていたとも指摘される。とすれば「皇城門」というほかの史料から孤立した呼称は、平城宮の朱雀門相当の門を指すものとする理解には困難がある。「皇城門」は藤原宮特有の呼称であった可能性も高く、さすれば、一連の史料の時代を反映するものといえよう。
  - 27) 『続日本紀』靈龜元年(715)正月甲申朔条。
  - 28) 『続日本紀』靈龜元年(715)9月庚辰(2日)条。
  - 29) 『続日本紀』聖武天皇即位前紀。
  - 30) 蓮沼麻衣子ほか1999「第一次大極殿院地区の調査—第295次・第296次」(奈良国立文化財研究所『奈良国立文化財研究所年報1999-III』)。
  - 31) 寺崎保広1993「大極殿史料の検討」(前掲注3)、橋本義則1984「平安宮草創期の豊楽院」(岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究』中、塙書房。のち、橋本『平安宮成立史の研究』前掲注5所収)。
  - 32) 藤森健太郎1991「日本古代元日朝賀儀礼の特質」(『史学』第61巻第1・2号。のち、藤森『古代天皇の即位儀礼』吉川弘文館、2000年所収)。朝賀の舗設は、井上充夫1969『日本建築の空間』(鹿島出版会)を参照した。

- 33) 新訂増補故実叢書本による。書き下し文は、奈良文化財研究所2003『大極殿関係史料(稿)(一) 儀式書編』参照。なお、貞観年間(859~877)に編纂された『儀式』、『西宮記』、『北山抄』、『江家次第』をはじめとした平安時代中期ないし後期の儀式書の記述でも、ここでの論点にさほど大きな違いはないため、弘仁6年(815)以前の古札を伝えると指摘される『内裏儀式』を参照した。『内裏儀式』『内裏式』などの史料的性格は、大西孝子1972『『内裏式』の書誌的考察』(『皇学館論叢』第5巻3号)、西本昌弘1987「古札からみた内裏儀式の成立」(『史林』第70巻2号)、同1987「儀注の興り由来久し—『内裏式』序の再検討」(『古代文化』第39巻8号)、同1993『『内裏式』の古写本について』(『書陵部紀要』第44号)、同1993『『内裏式』逸文の批判的検討—二つの「内裏式」をめぐる』(『日本史研究』376号)、などを参照(以上西本氏の論考は、すべてのち、西本『日本古代儀礼成立史の研究』塙書房、1997年所収)。
- 34) 『小右記』長和5年(1016)2月7日条。
- 35) 『新任弁官抄』。
- 36) 吉田一彦1993「御齋会の研究」(『延喜式研究』第8号。のち、吉田『日本古代社会と仏教』吉川弘文館、1995年所収)。
- 37) 山本 崇2004「御齋会とその舗設—大極殿院仏事考」(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2004』)。御齋会の儀式次第と動線の復原には、『儀式』巻5 正月8日講最勝王経儀を基本としつつ、『延喜式』図書寮式3 御齋会条により、詳細な舗設については、やや時代の降る史料ではあるが、儀式次第の詳細を伝える『左経記』長元4年(1031)11月30日条、「江記」逸文寛治5年(1091)正月8日条、『中右記』元永元年(1118)正月8日条、『兵範記』保元3年(1158)正月14日条、同逸文永万2年(1166)正月8日条などを参照した。
- 38) 『永昌記』大治元年(1126)正月8日条。
- 39) たとえば『兵範記』保元3年(1158)正月8日条など。
- 40) 橋本義則1984「平安宮草創期の豊楽院」(前掲注31)。
- 41) 渡辺晃宏は、渡辺2006「平城宮中枢部の構造—その変遷と史的位罫」(前掲注7)において、元正の即位が第一次大極殿で挙行されたことをもとに、「即位にはその舞台装置としての大極殿が是非とも必要だったのであり、このことはまた元正天皇の即位が単なる中継ぎでなく、計画的におこなわれたものであることについても、一定の示唆を与えてくれる」と述べたが、大極殿に階段を付設するという計画変更を積極的に評価するならば、本稿が注目するように首皇子の立太子と政務参加がもっとも重要な案件であったと思われる。
- 42) 大極殿の南面階段が皇太子の昇降のために付設されたとする理解は、古尾谷知浩氏との議論のなかで生まれたものである。
- 43) なお、平城宮第一次大極殿の南面階段は、中央1基で幅34尺と復原されている(奈良文化財研究所2009『平城宮第一次大極殿の復原に関する研究1 基壇・礎石』奈良文化財研究所学報第79冊)。一方、第二次大極殿SB9150の南面階段は3基認められ(奈良国立文化財研究所1993『平城宮発掘調査報告Ⅱ—第二次大極殿院の調査』前掲注1)、南面に中央階段以外の東西階段が付設されていることは、大極殿と大極殿儀式の意義が変化したことを示す事象とも考えられる。変化の時期は、元来、大極殿が即位・朝賀、蕃客にのみ用いられた段階から、仏事などにその使用範囲を広げていく天平年間(729~749)の半ば頃と推測され、後述のように、大極殿仏事の開始は大きな意味をもったものと推測する。
- 44) 『続日本紀』神亀元年(724)5月癸亥(5日)条。
- 45) ほかに、『続日本紀』宝亀4年(773)正月辛未(癸未)(7日)条に「重閣(閣)中院」がみえる。
- 46) 『続日本紀』宝亀8年(777)5月丁巳(7日)条。
- 47) 『続日本紀』延暦元年(782)4月乙丑(13日)条。
- 48) 狩谷掖斎『箋注倭名類聚抄』巻3 居処部屋宅類 楼閣条。
- 49) 関野 貞1907「平城京及大内裏考」(『東京帝国大学紀要』工科第3冊。のち、関野「平城京および大内裏考」関野著・太田博太郎編『日本の建築と芸術』下、岩波書店、1999年所収)。
- 50) 福山敏男1955「朝堂院概説」(前掲注16)。
- 51) 奈良国立文化財研究所1962『平城宮発掘調査報告Ⅱ』(前掲注1)、直木孝次郎1967「大極殿の門」(末永先生古稀記念会編『古代学論叢』。のち、直木『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、1975年所収)、岸 俊男1977「難波の都城・宮室」(難波官址を守る会編『難波宮と日本古代国家』塙書房。のち、岸『日本古代宮都の研究』岩波書店、1988年所収)。
- 52) 橋本義則1984「平安宮草創期の豊楽院」(前掲注31)。
- 53) 森 公章1994「文献から見た朱雀門」(奈良国立文化財研究所『平城宮朱雀門の復元的研究』奈良国立文化財研究所学報第53冊)。そ

- の根拠として、青木和夫ほか校注1989『続日本紀一』（新日本古典文学大系12、岩波書店）160頁脚注、同1990『続日本紀二』（新日本古典文学大系13、岩波書店）50頁脚注が挙げられている。
- 54) 清水重敦・清水真一・山田 宏2004「平城宮第一次大極殿院南門・回廊の復原設計」（奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2004』）。後述の吉川 聡の見解を参照しつつ、第一次大極殿院南門を単層に復原する案を提示している。
- 55) 吉川 聡2002「『重閣門』・朱雀門考」（前掲注18）。
- 56) 『宮衛令集解』1 宮閣門条古記。『宮衛令』1 宮閣門条。『宮衛令集解』4 開閉門条朱云。
- 57) たとえば、渡辺晃宏2003『日本古代宮都の官衛配置の研究 平成12年度～平成14年度科学研究費補助金 基盤研究（C）（2）』研究成果報告書。
- 58) 『法曹至要抄』所引衛禁律闕入踰闕為限条逸文、『同』所引衛禁律向宮殿内射条逸文。
- 59) 『宮衛令集解』15奉勅夜開門条所引古記。
- 60) 横田拓実・鬼頭清明「文献にみえる宮城門・大垣」（奈良国立文化財研究所1978『平城宮発掘調査報告Ⅸ—宮城門・大垣の調査』奈良国立文化財研究所学報第34冊）。
- 61) 奈良国立文化財研究所1980「推定第一次朝堂院南門の調査（第119次）」（『昭和54年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』）。
- 62) 小澤 毅の教示による。
- 63) 『続日本紀』靈龜元年（715）正月己亥（16日）条。
- 64) 『続日本紀』靈龜元年（715）正月庚子（17日）条。
- 65) 西本昌弘1994「奈良時代の正月節会について」（続日本紀研究会『続日本紀の時代—創立40周年記念』塙書房。のち、西本『日本古代儀礼成立史の研究』前掲注33所収）。ただし、西本氏は「中門」は朝堂院南門と理解するものの、後述のとおり中央区朝堂院の造営は靈龜年間（715～717）に降るとみられるため、この中門は大極殿南門と理解するべきであろう。
- 66) 大日方克己1993「射礼・賭弓・弓場始一歩射の年中行事」（『古代国家と年中行事』吉川弘文館）。また、射礼の近年の論考として、阿部健太郎・内田和伸2004「射礼とその復原に関する基礎的研究」（『遺跡学研究』第1号）を挙げる。
- 67) 『大漢和辞典』11巻759頁、「闕」の項。
- 68) 『大漢和辞典』4巻451頁、「帷」の項。
- 69) 中央区朝堂院地区の遺構変遷案は、奈良国立文化財研究所1983「推定第一次朝堂院地区の調査 第140次」（『昭和57年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』）、同1987「推定第一次朝堂院南門東側の調査 第176次」（『昭和61年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』）、岩永省三1996「平城宮」（古代都城制研究集会実行委員会編『古代都城の儀礼空間と構造』奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター）を参照。6ABH・6ABI・6ABU・6ABV区（平城第140次調査）の段階に示された見解では、東第一堂SB8400・東第二堂SB8500・朝堂院南門SB9200の造営は、東楼SB7802の増築と一連と理解する。
- 70) ただし、SD3715の開削は、遷都当初の和銅年間に遡り得るとする異論も提示されている。例えば、井上和人1984「古代都城制地割再考」（奈良国立文化財研究所『研究論集Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報第41冊。のち、井上『古代都城制条里制の実証的研究』学生社、2004年所収）、小澤 毅1993「平城宮中央区大極殿地域の建築平面について」（前掲注19）など。
- 71) 『日本三代実録』元慶8年（884）5月29日戊子条所引和銅6年（713）11月16日太政官宣。
- 72) 『新撰年中行事』4月 同日（1日）着朝座事所引「官曹事類」和銅7年（714）11月1日条。『師光年中行事』4月 視告朔事。
- 73) 『続日本紀』養老年元（717）4月甲午（25日）条。
- 74) 『続日本紀』天平2年（730）正月壬辰（7日）条。
- 75) たとえば、渡辺晃宏2006「平城宮中枢部の構造—その変遷と史的位罫」（前掲注7）など。
- 76) 『延喜式』齋宮式37野宮年科供物条。なお、「膳部」は、同6河頭祓条、同15別当以下員条にみえる。
- 77) 『政事要略』巻24 年中行事9月11日奉幣伊勢太神宮事所引「官曹事類」逸文。
- 78) 『職員令』3 中務省条。『延喜式』齋宮式15別当以下員条。
- 79) 金子裕之1996「平城宮の後苑と北池辺の新造宮」（『瑞垣』第175号）。
- 80) なお、『続日本紀』神龜5年（728）3月己亥（3日）条にみえる「鳥池」も、北西（西）の方角にあることから佐紀池をさすものとみられている（岸 俊男1979「『嶋』雑考」（奈良県立橿原考古学研究所編『橿原考古学研究所論集第五 創立四十周年記念』吉川弘文館。のち、岸「『嶋』雑考」『日本古代文物の研究』塙書房、1988年所収）。方角の觀念と池の比定はなお検討の余地が残されている。
- 81) 天平20年（748）の「南高殿」は、内裏南面

- 回廊の東西楼とする説もある。
- 82) 『続日本紀』天平8年(736)正月丁酉(17日)条。
- 83) 『続日本紀』天平20年(748)正月戊寅(7日)条。
- 84) 青木和夫ほか校注1990『続日本紀二』(前掲注53)、同1992『続日本紀三』(新日本古典文学大系14、岩波書店)。
- 85) 渡辺晃宏2005「SD3715出土木簡をめぐって」(奈良文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅶ一兵部省地区の調査』奈良文化財研究所学報第70冊)。
- 86) 横田拓実1978「文書様木簡の諸問題」(奈良国立文化財研究所『研究論集Ⅳ』奈良国立文化財研究所学報第32冊)、寺崎保広1985「瓦進上木簡小考」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』第1集)。
- 87) 今泉隆雄1983「八世紀造宮官司考」(奈良国立文化財研究所創立30周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』朋朋舎。のち、今泉『古代宮都の研究』吉川弘文館、1993年所収)。
- 88) 奈良文化財研究所2003『平城宮発掘調査報告Ⅳ一東院庭園地区の調査』(創立50周年記念奈良文化財研究所学報第69冊)。
- 89) 奈良国立文化財研究所1991『平城宮発掘調査報告Ⅲ一内裏の調査Ⅱ』(前掲注1)。
- 90) 橋本義則1986「朝政・朝儀の展開」(岸俊男ほか編『まつりごとの展開』日本の古代第7巻、中央公論社。のち、橋本『平安宮成立史の研究』前掲注5所収)。
- 91) 『続日本紀』天平4年(732)正月乙巳朔条。
- 92) 『日本書紀』清寧天皇4年9月丙子朔条。
- 93) 『日本書紀』大化3年(647)正月壬寅(15日)条。
- 94) 飛鳥藤原第117次調査で規模が確定したSB530が東楼に比定されている(西口壽生「大極殿院の調査一第117次」奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2003』)。竹内亮氏は、藤原宮大極殿院の正面観が難波宮・大津宮から引き継がれたと指摘する(竹内2009「藤原宮大極殿をめぐる諸問題」奈良女子大学21世紀COEプログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点『都城制研究(2)宮中枢部の形成と展開一大極殿の成立をめぐって』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.23)。
- 95) 『続日本紀』大宝元年(701)6月丁巳(16日)条。
- 96) 『続日本紀』大宝2年(702)正月癸未(15日)条。
- 97) 『続日本紀』慶雲元年(704)5月甲午(10日)条。
- 98) 『続日本紀』慶雲4年(707)6月辛巳(15日)条。
- 99) 『続日本紀』慶雲4年(707)6月庚寅(24日)条。
- 100) 『続日本紀』天平13年(741)3月辛丑(20日)条、『同』天平16年(744)3月戊寅(15日)条。
- 101) 『続日本紀』天平15年(743)正月壬子(12日)条。
- 102) 『続日本紀』天平神護元年(765)10月丁丑(19日)条。
- 103) 『続日本紀』宝龜8年(777)9月丙寅(18日)条、藤原良繼薨伝。
- 104) 辰巳和弘1989「タカドノ考」(『古代文化』第41巻第9号。のち、辰巳「高殿と古代王権祭儀」『高殿の古代学—豪族の居館と王権祭儀』白水社、1990年所収)。
- 105) 吉川真司1990「律令国家の女官」(女性史総合研究会編『日本女性生活史』1 原始・古代、東京大学出版会。のち、吉川『律令官僚制の研究』塙書房、1998年所収)。
- 106) 『続日本紀』天平9年(737)10月丙寅(26日)条。なお、中宮を第一次大極殿院に比定する説に立つ場合は、金剛般若経転読をおこなった神龜4年(727)2月にさかのぼる(『同』同月辛酉(18日)条)。
- 107) 『続日本紀』天平9年(737)10月甲子(24日)条。なお、「買」は新訂増補国史大系本では意改して「貢」に作るが、内容から「貢」を是とすべきであろう。
- 108) 瀧川政次郎1961「百官進薪の制と飛鳥浄御原令」(『國學院大學政経論叢』第9巻第3号。のち、瀧川『律令格式の研究』角川書店、1967年所収)、同1961「雑令進薪条について」(『法制史研究』第11号)。
- 109) 『日本書紀』天武天皇4年(675)正月戊申(3日)条。なお、この年の正月には、奈良時代、平安時代に継承される年中儀式が集中的に認められ、前年との大きな変化を認められる。
- 110) 吉田一彦1993「御齋会の研究」(前掲注36)。なお、御齋会の成立は、天平神護2年(766)説(『年中行事秘抄』正月8日大極殿御齋会始事)、神護景雲3年(769)説(『扶桑略記』神護景雲3年正月8日条)などが知られるものの、筆者は『続日本紀』神護景雲元年(767)8月癸巳(16日)条にみえる「復去正月(尔)二七日之間、諸大寺(乃)大法師等(乎)奏請(良倍天)最勝王経(乎)令講誦(末都利)、又吉祥天(乃)悔過(乎)令仕奉(流尔)諸大法師等(我)如理(久)勤(天)坐(佐比)」(〈 〉内は宣命体表記の小書)なる記述をもとに、神護景雲元年とする理解に与している。
- 111) 『延喜式』大膳式下3御齋会条、大炊式17御

- 齋会料条、主殿式8御齋会料条、主水式12御齋会料条。
- 112) 山本 崇2004「御齋会とその舗設—大極殿院仏事考」(前掲注37)。吉川真司2007「大極殿儀式と時代区分論」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第134集)。
- 113) 紅葉山文庫本『令義解』裏書、令集解所引令釈逸文。
- 114) 『続日本紀』天平12年(740)12月丁卯(15日)条。
- 115) 恭仁宮の史料的検討は、鎌田元一1988「文献史料からみた恭仁宮」(加茂町教育委員会『史跡山城国分寺跡保存管理計画策定報告書』。のち、鎌田『律令国家史の研究』塙書房、2008年所収)、のほか、橋本義則2001「恭仁宮の二つの「内裏」—太上天皇宮再論」(『山口大学文学会志』第51号)を参照。
- 116) 『続日本紀』天平15年(743)12月辛卯(26日)条。
- 117) 『続日本紀』天平13年(741)正月癸未朔条。『同』天平14年(742)正月丁未朔条。なお、『同』天平13年(741)正月戊戌(16日)条にみえる大極殿は、上記の過程からすれば不審であり、誤写の可能性も否定できない。
- 118) 『続日本紀』天平15年(743)正月癸卯(3日)条。
- 119) 『続日本紀』天平18年(746)9月戊寅(29日)条。
- 120) 京都府教育委員会2010『平成22年度恭仁宮跡発掘調査現地説明会資料』。恭仁宮大極殿院回廊の規模については、井上和人の教示による。
- 121) 磚積擁壁SX6600を埋め立てた埋土から出土した土器は、『平城報告XI』では平城宮土器Ⅳと報告しているが、いずれも少量で保存状態もよくない。これらの土器は、平城宮土器Ⅲで出現し、以後定着する土師器椀Aの小片があり、全体として奈良時代前半段階の土器ではないと判断される。森川 実の教示による。
- 122) 古代の輿については、橋本義則1994「古代御輿考—天皇・太上天皇・皇后の御輿」(井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』思文閣)に詳しい。
- 123) 『続日本紀』天平勝宝8歳(756)12月庚子(21日)条。
- 124) 恭仁京遷都の目的の一つを平城宮中枢部の改造にあったとみる説として、湊 哲夫2003「平城宮の大改造」(立命館大学考古学論集刊行会編『立命館大学考古学論集Ⅲ-2』)を挙げる。
- 125) 近年にいたる恭仁宮の調査成果を簡便に通覧できる展示図録として、京都府立山城郷土資料館編2010『平城の北・恭仁宮—木津川流域の奈良時代』(平城遷都1300年祭・第26回国民文化祭木津川市実行委員会発行)。
- 126) 京都府教育委員会1998『埋蔵文化財発掘調査概報1998』。
- 127) 橋本義則2001「恭仁宮の二つの「内裏」—太上天皇宮再論」(前掲注115)。なお、同様の理解は、渡辺晃宏2010「平城宮の建設と構造」(前掲注7)にもみえる。
- 128) 『東大寺要録』巻第2 供養章第3。
- 129) 『東大寺要録』巻第2 供養章第3、『続日本紀』天平勝宝4年(752)4月乙酉(9日)条。
- 130) たとえば、橋本義則1991「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史的要遷」(前掲注5)。小澤 毅1996「宮城の内側」(町田 章編『考古学による日本歴史』5、雄山閣出版。のち、小澤『日本古代宮都構造の研究』青木書店、2003年所収)。
- 131) 『続日本紀』天平勝宝6年(754)正月癸卯(7日)条。
- 132) 奈良文化財研究所2007~2010『奈良文化財研究所紀要2007~2010』に掲載された発掘調査概報を参照のこと。
- 133) 『続日本紀』養老5年(721)正月庚午(23日)条、『同』神亀5年(728)8月丙戌(23日)条。
- 134) 『続日本紀』天平宝字元年(757)4月辛巳(4日)条。
- 135) 橋本義則1991「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史的要遷」(前掲注5)。
- 136) 山本 崇2010「平城宮の宮殿」(『月刊文化財』第556号)。なお、天平勝宝4年(752)の東宮を内裏とする理解は、仁藤敦史1998「平城宮の中宮・東宮・西宮—殿舎名称の変遷と権力構造の分析」(『古代王権と都城』吉川弘文館)でも示されているが、当時の東院地区の発掘調査成果により内裏地区に匹敵する宮殿的遺構が確認されていないことを主たる根拠としたものである。
- 137) 天平16年(744)4月16日写経所大般若経本奉請文(正倉院文書続々修第4帙第20巻第3紙。『大日本古文書』編年8巻-458頁)。なおこのとき、聖武天皇は紫香楽宮を御在所としていた。
- 138) 天平感宝元年(749)5月21日納櫃本経検定并出入帳(正倉院文書続々修第15帙第3巻第12・13紙。『大日本古文書』編年24巻-182頁)。
- 139) 天平勝宝2年(750)6月26日本経疏奉請帳(正倉院文書続々修第15帙第2巻第6紙。『大日本古文書』編年11巻-12頁)。
- 140) 『続日本紀』天平勝宝元年(749)閏5月壬辰(23日)条。

- 141)『続日本紀』天平勝宝8歳(756)5月乙卯(2日)は日条。
- 142)『東大寺要録』巻第1 本願章第1所引「延暦僧録」逸文勝宝感神聖武皇帝菩薩伝。
- 143)橋本義則2001「恭仁宮の二つの「内裏」—太上天皇宮再論」(前掲注115)。
- 144)『続日本紀』天平勝宝8歳(756)5月己未(6日)条。
- 145)國下多美樹2007「長岡宮城と二つの内裏」(『古代文化』第59巻第3号)。なおこの見解の骨格は、國下氏と中塚 良氏が連名で公表された2003年の論考(國下・中塚2003「長岡宮の地形と造営—丘と水の都」(財)向日市埋蔵文化財センター『都城』第14号〈平成13年度(財)向日市埋蔵文化財センター年報〉)すでに示されている。
- 146)『続日本紀』延暦8年(789)2月庚子(28日)条。
- 147)橋本義則2009「平安宮の中心—中院と縁の松原をめぐる憶説」(隴谷 壽・山中 章編『平安京とその時代』思文閣出版)。
- 148)橋本義則1991「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史の変遷」(前掲注5)。
- 149)関野 貞1907「平城京及大内裏考」(前掲注49)。ただし、関野は内裏を現在の第一次大極殿院地区に比定している。
- 150)本多辰次郎1916「皇后中宮の沿革について」(『歴史地理』第28巻5号)。大井重二郎1957「平城宮の中宮・皇后宮と西宮について」(『大和文化研究』4-4)。同1974「平城宮の諸院」(『平城古誌』初音書房)。
- 151)『続日本紀』天平勝宝6年(754)正月癸卯(7日)条。
- 152)本文で触れた学報を除く関係する主な論考を列挙する。阿部義平1974「平城宮の内裏・中宮・西宮考」(奈良国立文化財研究所『研究論集Ⅱ』奈良国立文化財研究所学報第22冊)、同1984「古代宮都中枢部の変遷について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第3集)、今泉隆雄1980「平城宮大極殿朝堂考」(関晃教授還暦記念会編『日本古代史研究』吉川弘文館。のち、今泉『古代宮都の研究』前掲注87所収)、同1989「再び平城宮の大極殿・朝堂について」(関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』吉川弘文館。のち、今泉「平城宮大極殿朝堂再論」『古代宮都の研究』前掲注87所収)、小澤 毅1996「宮城の内側」(前掲注130)、仁藤敦史1998「平城宮の中宮・東宮・西宮—殿舎名称の変遷と権力構造の分析」(前掲注136)。
- 153)奈良国立文化財研究所1969『平城宮木簡—(解説)』(奈良国立文化財研究所史料第5冊)。なお、第13次調査を含む平城宮内裏北外郭の報告書、奈良国立文化財研究所1976『平城宮発掘調査報告Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報第26冊)でも、同様の理解が示されている。
- 154)井上和人2005「平城宮内の平面構造」(奈良文化財研究所『平城宮発掘調査報告ⅩⅠ—兵部省地区の調査』前掲注85。のち、井上「平城宮内の平面構造の研究」『日本古代都城制の研究—藤原京・平城京の史的意義』吉川弘文館、2008年所収)。同2006「出土木簡籌木論」(『木簡研究』第28号。のち、井上『日本古代都城制の研究—藤原京・平城京の史的意義』)。
- 155)今井晃樹ほか2009「東方官衙地区の調査—第429・440次」(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2009』)、奈良文化財研究所2009『平城宮発掘調査出土木簡概報』(39)、同2010『平城宮発掘調査出土木簡概報』(40)。
- 156)奈良国立文化財研究所1985「第二次朝堂院地区の調査 第161・163次」(『昭和59年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』、同1986「推定第二次朝堂院朝庭地区の調査」(『昭和60年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』)。
- 157)上野邦一1993「平城宮の大嘗宮再考」(『建築史学』第20号)。
- 158)清永洋平ほか2005「中央区朝堂院の調査—第367・376次」(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2005』)。
- 159)『続日本紀』天平勝宝元年(749)11月乙卯(25日)条。
- 160)奈良国立文化財研究所1982『平城宮発掘調査報告ⅩⅠ—第1次大極殿地域の調査』(前掲注1)。
- 161)橋本義則1991「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史の変遷」(前掲注5)。
- 162)山本 崇2010「平城宮の宮殿」(前掲注136)。
- 163)『延喜式』大嘗祭式23廻立宮条。「凡木工寮、大嘗院以北、造<sub>レ</sub>廻立宮正殿一字<sub>一</sub>〈長四丈、広一丈六尺。棟当<sub>レ</sub>東西<sub>一</sub>。其西三間、以<sub>レ</sub>席蔀之。東南開<sub>レ</sub>戸。構以<sub>レ</sub>黒木<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>苦葺之。席為<sub>レ</sub>承塵<sub>一</sub>〈供御雜物、並所司依<sub>レ</sub>例供之。〉」
- 164)奈良国立文化財研究所1986「推定第二次朝堂院朝庭地区の調査」(前掲注156)。
- 165)橋本義則氏は、天平宝字4年(760)から6年(762)までの大改作により淳仁朝の中宮院が造営されたと理解する(橋本1991「奈良時代における歴代天皇の御在所の歴史の変遷」前掲注5)。ただし、Ⅱ期宮殿施設の造営時期は、さらに遡る可能性があると考える。
- 166)『続日本紀』神護景雲元年(767)8月乙酉(8日)条。
- 167)渡辺晃宏2010『平城京一三〇〇年「全検証」奈良の都を木簡からよみ解く』(柏書房)
- 168)通説によると、内論義は、『類聚国史』巻177

- 仏道4 御齋会 弘仁4年(813)正月戊辰(14日)条に「最勝王経講畢。迎<sub>レ</sub>高学僧十一人於殿上<sub>ニ</sub>論義。施<sub>レ</sub>御被<sub>ニ</sub>。」とみえるのを初見とする。倉林正次1981「御齋会の構成」(『國學院大學大学院紀要』第12号)参照。
- 169)天平15年(743)～天平感宝元年(749)納櫃本経検定并出入帳(正倉院文書続々修第15帙第3巻第1紙、『大日本古文書』編年24-171頁)。
- 170)天平宝字6年(762)光覚知識経奥書(法隆寺蔵衆事分阿毘曇卷9、『寧楽遺文』中-636頁)。
- 171)天平勝宝4年(752)4月9日東大寺廬舎那仏開眼供養供奉僧名帳断片(正倉院文書塵芥文書雑帳第2帖第3葉・第10葉、東京大学史料編纂所2004『正倉院文書目録』5塵芥文書、東京大学出版会)。
- 172)『続日本紀』天平勝宝4年(752)6月丁酉(22日)条(「丁酉、泰廉等就<sub>レ</sub>大安寺・東大寺<sub>ニ</sub>礼仏」)。『同』天平勝宝8歳(756)6月癸卯(21日)条(「癸卯、七々。於<sub>レ</sub>興福寺<sub>ニ</sub>設齋焉。僧并沙弥一千百余人」)。
- 173)『続日本紀』天平宝字3年(759)6月丙辰(22日)条。
- 174)『類聚三代格』卷3 定額寺事 天平宝字3年(759)6月22日乾政官符(山階寺玄基法師奏状)。『同』卷3 僧尼禁忌事 天平宝字3年(759)6月22日乾政官符(元興寺教玄法師奏状)。『同』卷7 牧宰事 天平宝字3年(759)6月22日乾政官符(東大寺普照法師奏状)。『同』卷3 諸国講読師事 元慶6年(882)6月3日太政官符所引天平宝字3年(759)6月22日乾政官符(唐曇静法師奏状)。
- 175)大林 潤ほか2009「第一次大極殿院回廊の調査—第431・432・436・437・438次」(奈良文化財研究所『奈良文化財研究所紀要2009』)。
- 176)奈良文化財研究所2002『山田寺発掘調査報告』(創立50周年記念奈良文化財研究所学報第63冊)。
- 177)清永洋平ほか2005「中央区朝堂院の調査—第367・376次」(前掲注158)。
- 178)『続日本紀』神護景雲3年(769)正月壬申(3日)条。
- 179)瀧川政次郎1954「法王と法王宮職」(『史林』第37巻第3号。のち、瀧川『法制史論叢』第4冊 律令諸制及び令外官の研究 角川書店、1967年所収)。
- 180)横田健一1959『道鏡』(人物叢書通巻59、吉川弘文館)。
- 181)金子裕之2005「平城宮の法王宮をめぐる憶測」(奈良女子大学21世紀COEプログラム古代日本形成の特質解明の研究教育拠点編『古代日本と東アジア世界』奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.6)。
- 182)法王宮にかかわる木簡群とする理解は、奈良文化財研究所2010『平城宮木簡七』(前掲注2)にいたる整理過程で気付いたものであるが、その概略は、渡辺晃宏2010『平城京一三〇〇年「全検証」奈良の都を木簡からよみ解く』(前掲注167)により公表されている。
- 183)渡辺晃宏2005「SD3715出土木簡をめぐって」(前掲注85)。
- 184)渡辺晃宏1996「志摩国の贄と二条大路木簡」(『続日本紀研究』第300号。補訂して、奈良国立文化財研究所『研究論集Ⅻ 長屋王家・二条大路木簡を読む』奈良国立文化財研究所学報第61冊、2001年所収)。
- 185)奈良市教育委員会1984『平城京左京二条二坊十二坪—奈良市水道局庁舎建設地発掘調査概要報告』。
- 186)佐伯有清1989「河内国歴名木簡の研究」(『研究と評論』法政大学第二高等学校創立五十周年記念号。のち、佐伯「河内国の歴名木簡」『古代東アジア金石文論考』吉川弘文館、1995年所収)。松本政春2006「河内国歴名木簡作成試論」(『続日本紀研究』第361号)。
- 187)『和名抄』の諸本は、「秀文」(大東急記念文庫蔵本・高山寺本)、「秀父」(名古屋市立博物館蔵本)につくるが、いずれも「委文」の誤りであろう。
- 188)『続日本紀』宝亀元年(770)8月癸巳(4日)条。
- 189)『続日本紀』宝亀元年(770)8月丁酉(8日)是日条(一七日)など。
- 190)称徳天皇崩御日と忌日法会の日の齟齬については、土井郁磨1993「「讓位儀」の成立」(『中央史学』第16号)に指摘がある。
- 191)『続日本紀』宝亀元年(770)2月庚申(27日)条、同4月戊戌(6日)条、同6月辛丑(10日)条。
- 192)『続日本紀』宝亀元年(770)8月丙午(17日)条。
- 193)『続日本紀』宝亀元年(770)8月庚戌(21日)条。
- 194)田辺征夫・安田龍太郎・巽淳一郎1982「土器」(奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査報告Ⅺ—第1次大極殿地域の調査』前掲注1)。森川 実2011「土器」(本書第V章第5節)も西半部の遺構から出土した土器から同様の指摘をしており、解体時期が2時期(以上)に分かれることはさらに確実となった。また、森川によると、『平城報告Ⅺ』が示したSB6663は、柱抜取穴ではなく柱掘方を壊す小穴の出土土器にもとづくもので、時期の

- 判断基準になじまないため除外した。
- 195)『続日本紀』延暦3年(784)5月丙戌(16日)条。
- 196)『続日本紀』延暦3年(784)6月己酉(10日)条。
- 197)岸 俊男1974「平城京へ・平城京から」(井上定慶博士喜寿記念会編『日本文化と浄土教論攷』。のち、岸『日本古代宮都の研究』前掲注51)。
- 198)小林 清1975「長岡京と難波京との関連」(『長岡京の新研究 全』比叡書房)。
- 199)『続日本紀』延暦3年(784)11月戊申(11日)条。
- 200)『続日本紀』延暦4年(785)8月丙戌(24日)条。
- 201)『一代要記』。
- 202)『続日本紀』延暦8年(789)2月庚子(28日)条。
- 203)國下多美樹2007「長岡宮城と二つの内裏」(前掲注145)。
- 204)『続日本紀』延暦10年(791)9月甲戌(16日)条。
- 205)小林 清1975「宮城諸門」(『長岡京の新研究 全』前掲注198)。
- 206)『日本紀略』延暦11年(792)2月癸丑(28日)条。
- 207)『日本三代実録』貞観6年(864)11月7日庚寅条。
- 208)館野和己1997「平城宮その後」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』古代・中世、思文閣出版)、同2000「平城旧京の変遷過程」(『古代都城廃絶後の変遷過程 平成9年度～平成11年度科学研究費補助金 基盤研究((C)(2))研究成果報告書』)。
- 209)『類聚国史』卷25 帝王5 太上天皇 大同4年(809)11月丁未(5日)条。
- 210)『類聚国史』卷25 帝王5 太上天皇 大同4年(809)11月甲寅(12日)条。
- 211)『類聚国史』卷25 帝王5 太上天皇 大同4年(809)12月乙亥(4日)条。大中臣清麻呂の邸宅の現地比定については、岩本次郎1974「右大臣大中臣清麻呂の第」(『日本歴史』第319号)を参照。
- 212)『日本紀略』大同4年(809)12月辛卯(20日)条、同月戊戌(27日)条。
- 213)『公卿補任』大同5年(810)藤原真夏任参議条尻付。
- 214)『類聚国史』卷99 職官4 叙位4 弘仁元年(810)4月戊子(19日)条。
- 215)『日本後紀』弘仁元年(810)9月戊戌朔条。
- 216)『日本後紀』大同4年(809)4月戊寅(3日)条。
- 217)『日本後紀』大同4年(809)4月丁丑(2日)条。
- 218)『類聚国史』卷28 帝王8 太上天皇遷御 大同4年(809)7月甲寅(10日)条。
- 219)『類聚国史』卷28 帝王8 天皇遷御 大同4年(809)10月丁丑(5日)条。
- 220)『類聚国史』卷25 帝王5 太上天皇 大同4年(809)11月丁未(5日)条。
- 221)『類聚国史』卷25 帝王5 太上天皇 大同4年(809)12月乙亥(4日)条、『同』卷31 帝王11 太上天皇行幸 同日条。
- 222)さしあたり、館野和己1997「平城宮その後」(前掲注208)、同2000「平城旧京の変遷過程」(前掲注208)を参照。
- 223)北山茂夫1963「平城上皇の変についての一試論—「日本古代政治史の研究」続篇その2」(『立命館法学』第44号。のち、北山『続万葉の世紀』東京大学出版会、1975年所収)。
- 224)春名宏昭2009『平城天皇』(人物叢書通巻256、吉川弘文館)。
- 225)この点は、山本 崇2010「太上天皇の平城京」(奈良文化財研究所編『図説平城京事典』終風舎)で略述した。
- 226)『続日本紀』和銅元年(708)2月戊寅(15日)条。
- 227)今井宇三郎校注「遷都平城詔」頭注・補注(山岸徳平ほか校注1979『古代政治社会思想』日本思想大系8、岩波書店)。
- 228)『類聚符宣抄』第6 雜例 天長2年(825)11月23日宣旨。平城西宮については、橋本義則1994「天皇宮・太上天皇宮・皇后宮」(荒木敏夫編『ヤマト王権と交流の諸相』古代王権と交流5、名著出版)、同1995「平城太上天皇御在所「平城西宮」考」(『平安宮成立史の研究』前掲注5)を参照。
- 229)『日本後紀』弘仁元年(810)9月丁未(10日)条、『同』弘仁2年(811)7月庚子(8日)条。
- 230)『類聚国史』卷66 人部 薨卒四位 弘仁12年(821)8月辛巳(18日)条、上毛野頼人卒伝。『同』卷79 政理1 賞功 同日条、上毛野頼人卒伝。
- 231)『日本後紀』弘仁2年(811)7月庚子(8日)条、藤原真雄卒伝。
- 232)『日本後紀』弘仁元年(810)9月丁未(10日)条。
- 233)『日本後紀』弘仁2年(811)7月乙巳(13日)条。
- 234)『日本後紀』弘仁2年(811)9月丁未(16日)条。
- 235)『類聚三代格』卷4 加減諸司官員并廢置事 弘仁7年(816)6月8日太政官符。同9月23日太政官符。『職員令集解』主水司条所引



- 弘仁7年(816)9月23日太政官符。
- 236)『日本後紀』弘仁6年(815)7月壬午(13日)条。
- 237)『日本後紀』弘仁6年(815)10月甲辰(7日)条。令制下の中宮舎人は400人である(『職員令』中宮職条)。
- 238)『類聚国史』巻25 帝王5 太上天皇 弘仁14年(823)5月壬申(19日)条。
- 239) 寛 敏生1994「太上天皇尊号宣下制の成立」(『史学雑誌』第103編第12号。のち、寛『古代王権と律令国家』校倉書房、2002年所収)。
- 240)『日本後紀』弘仁元年(810)9月己酉(12日)条。
- 241)同様の事例として、遙か以前の壬申の乱において近江朝廷側の軍が拠点とした「村屋」は、倭ミヤケの故地と推定されることを挙げる(『日本書紀』天武天皇元年(672)7月壬子(23日)条)。
- 242)五徳池の西方に離宮の存在を推定した早い事例は、井上和人1998「平城京羅城門再考—平城京の羅城門・羅城と京南辺条里」(『条里制・古代都市研究』第14号。のち、井上『古代都城制条里制の実証的研究』前掲注70所収)。
- 243)離宮とその周辺所領の関係は、鷲森浩幸1996「八世紀における王家の家産」(『日本史研究』第405号。のち、鷲森『八世紀の王家の家産』『日本古代の王家・寺院と所領』塙書房、2001年所収)などを参照。
- 244)『類聚三代格』巻15 寺田事 天平宝字5年(761)6月8日勅。京南田の現地比定は、岩本次郎1980「平城京京南特殊条里の一考察」(『日本歴史』第387号)を参照。
- 245)山本 崇2010「平城京の建設一条坊と条里」(『季刊考古学』第112号)。
- 246)『扶桑略記抄』天平宝字3年(759)8月3日条。
- 247)『日本高僧伝要文抄』第3 文室浄三伝所引「延暦僧録」逸文。
- 248)太田博太郎1969「唐招提寺の歴史」(奈良六大寺大観刊行会編『奈良六大寺大観 第12巻 唐招提寺1』岩波書店)。
- 249)山崎信二2003「唐招提寺 創建の時期について」(奈良文化財研究所編『奈良の寺』岩波新書新赤版841)。
- 250)護国寺本『諸寺縁起集』所引「招提寺建立縁起」。
- 251)『日本紀略』弘仁元年(810)4月甲申(15日)条。
- 252)『類聚国史』巻25 帝王5 太上天皇 天長元年(824)7月甲寅(7日)条、『日本紀略』同日条。
- 253)『日本紀略』天長元年(824)8月乙酉(9日)条。
- 254)『類聚符宣抄』第6 雜例 天長2年(825)11月23日宣旨。
- 255)早川庄八1990『宣旨試論』(岩波書店)。
- 256)『本朝皇胤紹運録』平城系王族については、杉本直治郎1965『真如親王伝研究—高丘親王伝考』(吉川弘文館)、田島 公1997「真如(高丘)親王一行の「入唐」の旅—「頭陀親王入唐略記」を読む」(『歴史と地理』第502号)、佐伯有清2002『高丘親王入唐記—廃太子と虎害伝説の真相』(吉川弘文館)を参照。
- 257)西本昌弘2007「平城上皇の灌頂と空海」(『古文書研究』第64号)。
- 258)『日本三代実録』貞観2年(860)10月15日辛卯条。
- 259)『日本後紀』大同4年(809)2月甲寅(8日)条。
- 260)『日本後紀』大同4年(809)3月戊辰(23日)条。
- 261)『類聚国史』巻107 職官12 内蔵寮 大同4年(809)5月癸亥(18日)条。
- 262)林 陸朗1958「平安時代の校班田(上)(下)」(『國學院雑誌』第59巻第3・4号。のち、林『上代政治社会の研究』吉川弘文館、1969年所収)。
- 263)『類聚国史』巻107 職官12 内蔵寮 大同4年(809)5月癸亥(18日)条。
- 264)『続日本後紀』承和3年(836)5月癸亥(25日)条。このとき、平城京内空地230町が太皇太后橘嘉智子の朱雀院に施入されている。また後述する『日本三代実録』貞観4年(862)6月14日辛亥条によると、平城旧京内には、正五位上紀種子・正五位下大原全子・無位藤原乙名子への賜田も存在した。
- 265)『続日本後紀』承和2年(835)正月壬子(6日)条。
- 266)『日本三代実録』貞観4年(862)6月14日辛亥条。
- 267)『日本紀略』貞観4年(862)6月14日辛亥条。
- 268)古尾谷知浩2003「平安初期における天皇家産機構の土地集積」(笹山晴生編『日本律令制の展開』吉川弘文館。のち、古尾谷『律令国家と天皇家産機構』塙書房、2006年所収)。
- 269)吉川真司2002「院宮王臣家」(吉川真司編『平安京』日本の時代史5、吉川弘文館)。
- 270)『日本三代実録』貞観6年(864)11月7日庚寅条。
- 271)『延喜式』主税式上3平城京内条。
- 272)『日本三代実録』貞観8年(866)3月28日甲辰条。
- 273)吉川真司氏は、東大寺西南院の施入記事から、内蔵寮の出先機関である勅旨梨原庄が平城京

の「水田守」としての機能を果たしたとされた（吉川2007「平城京の水田守」大和を歩く会編『シリーズ歩く大和1 古代中世史の探究』法蔵館）。なお、延喜2年（902）12月28日太政官符案（猪熊信男氏旧蔵文書。『平安遺文』4551号）によると、「田村地者、楊梅院申請官符亦同領知」とみえる。楊梅院は、宝亀年間（770～781）に東院地区に造営される楊梅宮であろう。延喜2年太政官符については、岸 俊男1956「藤原仲麻呂の田村第」（『続日本紀研究』第3巻第6号。のち、岸『日本古代政治史研究』塙書房、1966年所収）、楊梅宮については、岩本次郎1991「楊梅宮考」（『甲子園短期大学紀要』第10号）を参照。吉川 聡は、楊梅院が太政官符を申し請けた時期を、ともにみえる佐伯院の買得時期が宝亀7年（776）であることから推し、「楊梅宮が多用された時期こそが、最もふさわしいだろう」とした（吉川2003「文献資料より見た東院地区と東院庭園」『平城宮発掘調査報告Ⅳ—東院庭園地区の調査』前掲注88）。延喜2年とみない点は賛成するが、宮内離宮

である楊梅宮が太政官符を請け家産の集積をおこなったとは考えがたく、むしろ山背遷都後の事実を示すと考えるべきであろう。内蔵寮と密接に活動する勅旨梨原庄とは別の王家家産楊梅院が、同様の機能を果たす点が注目される。

274) 筆者は、嵯峨・淳和系王族による家産の維持管理の方式が、9世紀後半から10世紀初頭頃までにかけて、王族の家長から源氏長者を経て太政官の公卿別当へと変化することを明らかにした（山本 崇1999「淳和院考—平安前期の院について」『立命館史学』第20号）。

275) 『日本文徳天皇実録』天安元年（857）3月乙卯（18日）条。

276) 『扶桑略記』昌泰元年（898）10月23日条。

277) 吉川 聡2002「「重閣門」・朱雀門考」（前掲注18）。

（補注）2011年1月12日、第一次大極殿院復原研究にからみ、「重閣門」の比定をめぐる奈良文化財研究所内での検討会議が開かれたが、成稿後のため、その成果を本文に反映することはできなかった。

### 3 建物廃絶時の祭祀 —SB18500出土木製品を中心に—

#### A はじめに

第一次大極殿院は平城宮の中央北に位置し、四周を回廊で囲まれた地区である。南面する築地回廊には東西二つの楼閣があり、東楼SB7802と西楼SB18500と呼称している。いずれもI-2期の改修時に増築され、I-4期（南面築地回廊の撤去時）に解体されたことが明らかなので、約20年間という非常に短い期間のみ存続した建物である。その構造は5間×3間の東西棟の総柱建物で、外側の16本の柱を掘立柱、建物内部の8本の柱を礎石建とする。

東西楼はともに発掘調査が実施され、その掘立柱の抜取穴から多量の木製品が出土したことが注目される。東楼から出土した木製品については、『平城報告XI』で紹介しており、西楼の木製品は本書で報告している（193-220頁を参照）。平城宮では木製品の出土量が多くないなかで、建物跡から出土した木製品は貴重な事例といえる。さらに、東西対称の建物跡から出土したことから、その比較検討を可能とさせる。

ここでは、まず東西楼から出土した木製品の様相を改めて概観し、その特徴を抽出する。そのうえで両者の様相を比較検討し、平城宮・京における他例も参照しながら、第一次大極殿院東西楼から出土した木製品の性格について考察したい。

#### B 第一次大極殿院東西楼の柱穴から出土した木製品の様相

**西楼SB18500出土の木製品**（図107） 木製品はすべて掘立柱穴から出土したもので（図版121～132）、総数は約2,400点を数える。ただし、加工痕をもつ資料は多いものの、明らかに製品として認識できる点数は1割に満たない。出土木製品の種類は多岐にわたり、一定量認められるものとしては、齋串を主とする祭祀具（1～52・125～127）、箸を中心とする食事具（53～85）、付札（101～109）、籌木（86～100）、棒製品（134～145）、杭（175～182）などが挙げられる。約700点出土している燃えさしが傑出して多いものの、その他は数十点程度の祭祀具・食事具・籌木、10点程度の付札・棒製品となる。

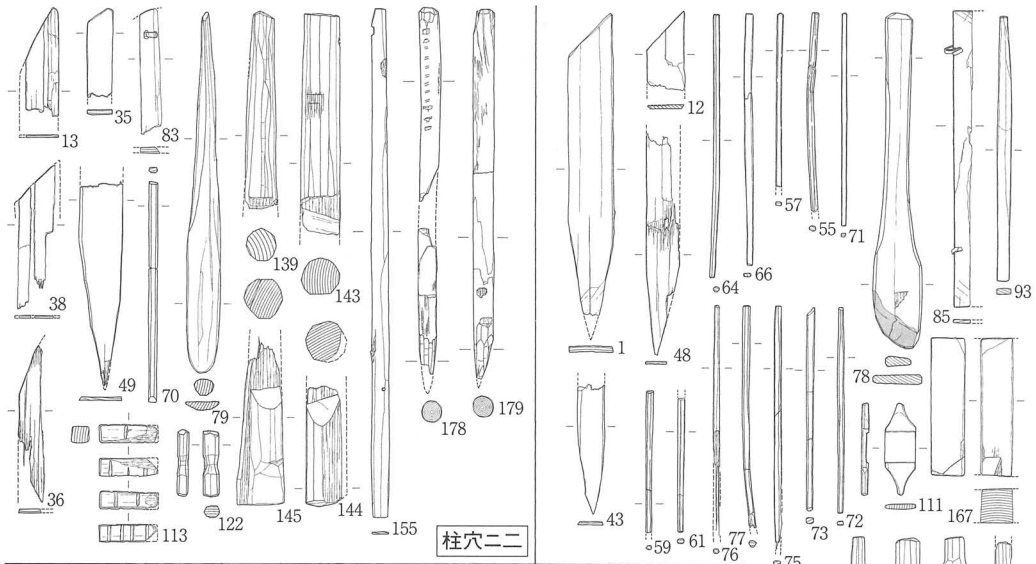
西楼の  
木製品

ここで、着目しておきたい点は四つある。列举すると、①ほぼすべての資料が掘立柱の抜取穴から出土していること、②同一型式の齋串がまとまって出土していること、③杭が出土していること、④切断痕をもつ資料が含まれていること、である。

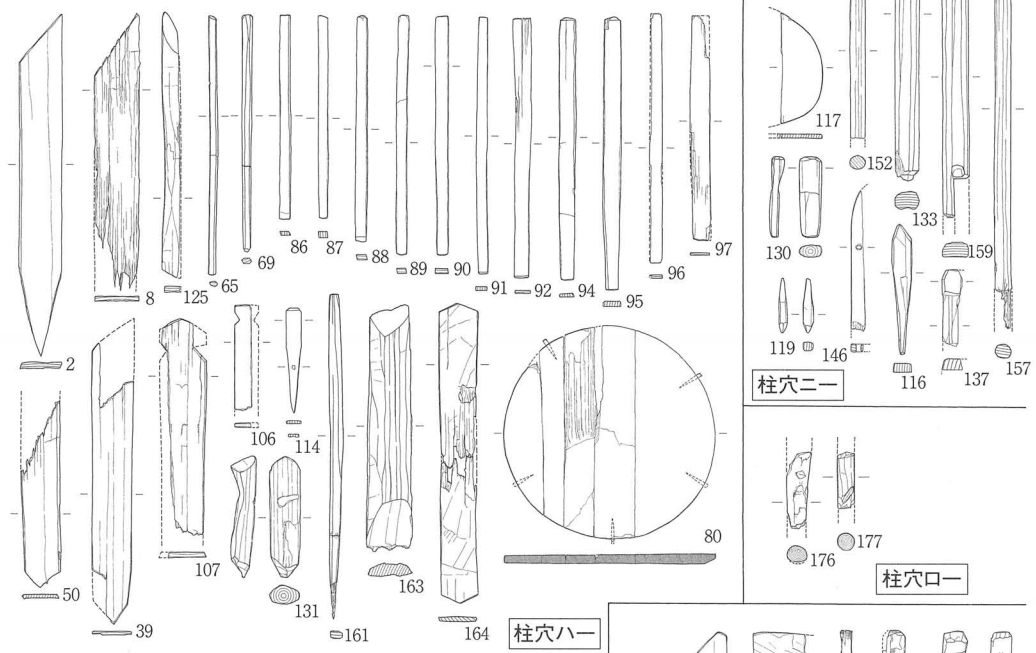
①については、今回図示した資料のなかでは、齋串3点（18・19・45）と不明木製品3点（136・138・168）が柱掘方から出土しているのを除けば、すべて抜取穴からの出土である。したがって、これらの木製品の大多数は西楼が廃絶した際に抜取穴に埋められたと考えられるのである。②がもっとも特徴的な点である。出土した52点の齋串がすべて齋串A<sup>1)</sup>2に属するのである。偶然ではなく、意図的な所為の可能性が高いだろう。③については、想像の域を出ないものの、建物を解体する時の足場などに用いられた杭とみなすこともできよう。④は、棒製品と杭の一部の資料に、鉄製工具によって意図的に切断された痕跡が認められるということである（143～145・177・178・180）。

齋串A 2





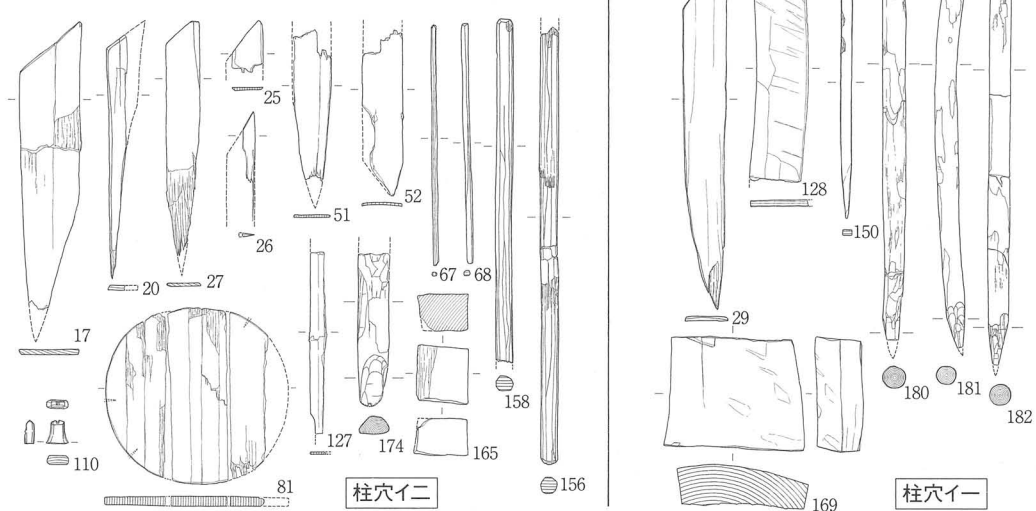
柱穴二二



柱穴二一

柱穴ロ一

柱穴ハ一



柱穴イ二

柱穴イ一

(番号は図版121~132の番号に対応)

東 楼 の  
木 製 品

**東楼SB7802出土の木製品** (図108) 西楼と同じく、木製品は大多数が掘立柱の抜取穴から出土している。製品の点数は少なく、報告書には約100点が図示されている(『平城報告Ⅻ』: 図版129・140~143、図92・93)。概観してみると、種類による著しい多寡は認められない。用途不明の木製品を除けば、箸・匙・杓子といった食器具、祭祀具では人形・鳥形・刀形などの形代、曲物や折敷の容器、ミニチュア建築部材などが比較的まとまって出土している。

注目すべき点として3点挙げられる。①すべての資料が柱抜取穴から出土していること、②ミニチュア建築部材が多数出土していること、③切断痕をもつ資料を含んでいること、である。

もっとも興味深い点は②である。すなわち、15点のミニチュア建築部材がまとまって出土したことである。これらは実際の建物の10分の1の大きさで製作されたと考えられ、肘木・斗・東など三手先の部材が認められる。また、小木釘痕をもつ部材があることから(2・10)、元来は組み上げられていた可能性が高い。また、③にあるように、切断された痕跡をとどめるものがあり(11~14)、意図的な所作が想起される。

**共通点と相違点** 西楼と東楼、それぞれに出土した木製品の様相を概観してみたが、そこには共通する点と相違する点が認められる。

まず、共通点のみてみよう。その一つは、ほぼすべての木製品が掘立柱抜取穴から出土したことである。すなわち、東西楼から出土した木製品は楼閣増築時(I-2期)にともなう資料ではなく、楼閣の廃絶・解体時(I-4期)にともなう遺物ということになる。もう一つは、意図的な切断痕をもつ資料が含まれていることである。切断痕をもつ木製品は、西楼では杭と用途不明の棒製品(図107-136・143~145・177・178・180)、東楼ではミニチュア建築部材(図108-11~14)に認められる。すべての出土資料に切断痕が認められるわけではなく、むしろ切断痕をもつ木製品は少数ではあるが、こうした資料が含まれていることに注意しておきたい。

一方、相違点として注目すべきは、東西楼で出土木製品の種類に偏りが認められ、組成が異なることである。すなわち、東楼ではミニチュア建築部材が15点出土しており<sup>2)</sup>、西楼では齋申A2が52点まとまって出土しているのである。

## C 第一次大極殿院東西楼の柱穴から出土した木製品の性格

従来、平城宮で掘立柱穴から出土した遺物は、それが掘方出土の場合には祭祀遺物として、また抜取穴からの場合には廃棄遺物として理解されることが多かった。たしかに、欠損した瓦や土器が無作為に抜取穴へ投げ込まれている状況は廃棄行為と理解するのが自然でもある。

しかしながら、最初からすべてを廃棄行為として理解してしまうのではなく、上述した状況を踏まえううえで、様相を区分しながら出土木製品の背景について検討する必要がある。

**廃棄行為** 掘立柱穴は礎石の柱穴よりも深く、また抜取穴は埋め戻すため、掘立柱の抜取穴に不要となった廃材を捨てることは理に合った行為といえる。つまり、木製品を含め遺物の大半が抜取穴から出土している事実は<sup>3)</sup>、廃棄行為を示唆するものと理解してよいだろう。平城宮では木製品の出土こそ多くはないものの、掘立柱の抜取穴を廃棄土坑として利用して土器や瓦を捨て込む事例は多い。もちろん、内裏北方官衙地区の土坑SK820(『平城報告Ⅶ』)や東方官衙地区の土坑SK19189<sup>4)</sup>のように専用の廃棄土坑も存在する。

また、廃棄行為を傍証する資料として、切断痕をもつ木製品に注目したい。この痕跡は鉄製

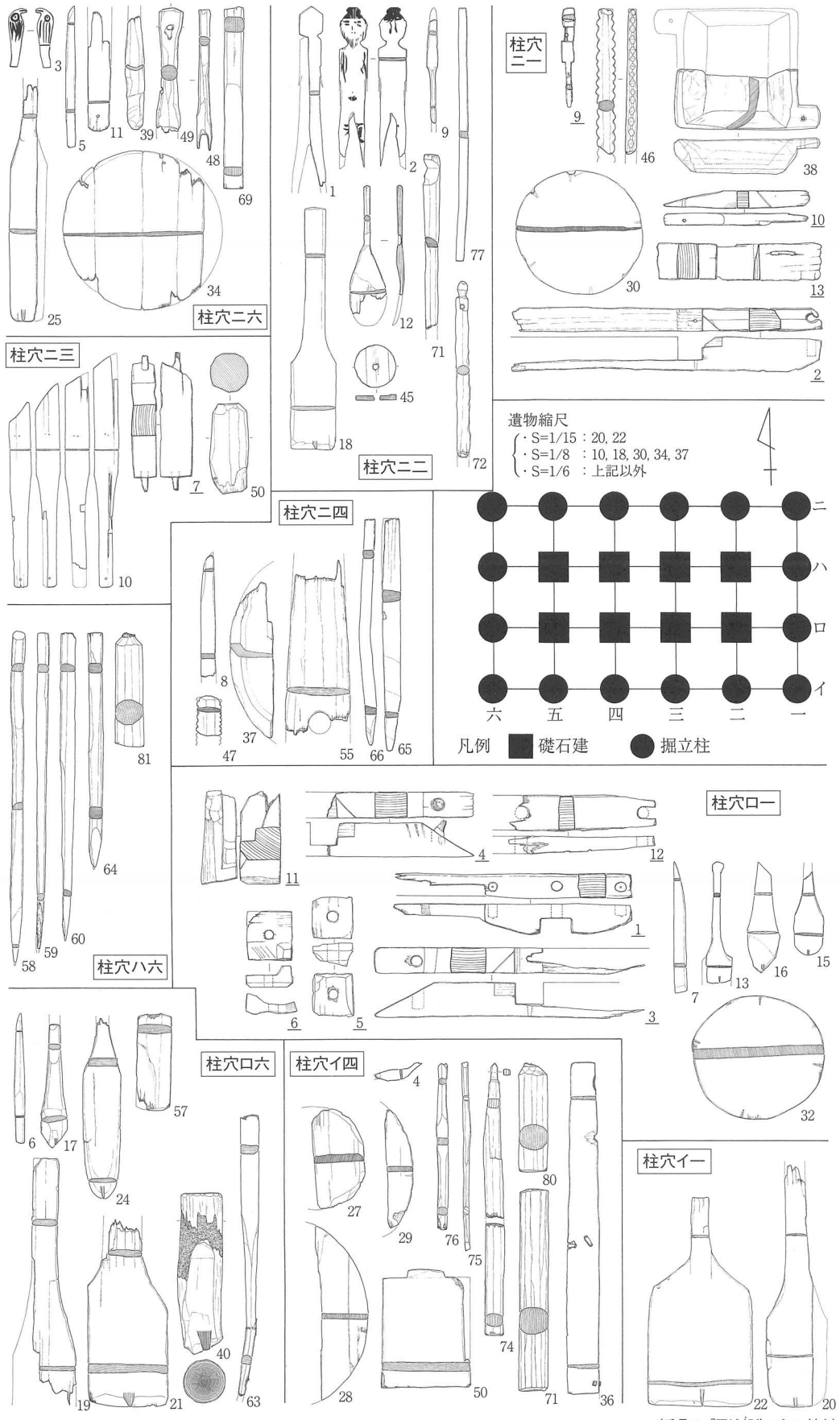


図 108 東楼 SB7802 から出土した主要な木製品

(番号は『平城報告Ⅺ』に対応)

工具で一方向から切断したものである。こうした切断痕は、製品として完成したのちに意図的に加えられたものである。西楼出土の杭をみると、杭の中ほどで切断している様子がよくわかる(図版132)。また、切断痕は東楼から出土したミニチュア建築部材にも認められる(図108-11~14)。これらのミニチュア建築部材には小木釘痕が確認できるので、一度は組み上げられていたものと理解できる。

このように、かつて使用していた製品にその後意図的に加えられた切断痕は、廃棄物に特有の痕跡として理解できる。つまり、不要になった木製品を意図的に壊して廃棄する<sup>5)</sup>、あるいは杭のように切断して小さくすることで抜取穴に廃棄できるようにしたと推定できよう。

掘立柱の抜取穴から出土した状況と切断痕をもつ資料があるという事実とを考慮するならば、そこには東西楼の廃絶に際して不要になった木製品を廃棄した側面を見出すことができる。したがって、杭やミニチュア建築部材を含め、不明木製品や木端など大多数の木製品もこうした廃棄行為を示すものと理解できよう。

**祭祀行為** 齋串A2がまとまって西楼から出土したことは、もっとも特徴的な現象の一つである。第一次大極殿院東西楼では祭祀具の出土が非常に少ないなかで、唯一例外的にこの齋串A2のみが多量に出土しているのである。具体的には、西楼では刀子形2点(図107-125・126)と刀形1点(図107-127)が形代としての可能性があるのみで、一方の東楼で認められる祭祀具は人形・鳥形・刀形といった形代が9点だけとなる(図108-1~9)。

この齋串A2については、次山淳がすでに検討を加えている。次山は齋串A2と柱穴との密接な関係を指摘しており、また一遺構において複数枚の使用を想定している<sup>6)</sup>。次山の研究は東院庭園地区の事例を中心としているので、新たに判明した西楼の齋串も加えて再検討したい。

#### 齋串A2の 出土例

齋串A2は平城宮・京からは3地区8遺構からの出土が確認されている程度で(表20)、きわめて数が少ない型式の齋串といえる。加えて、齋串A2は建物跡にともなう傾向が認められる。類例が少ないので断言は難しいが、柱・礎石の抜取穴や地覆石の抜取溝など建物の廃絶・解体時の遺構から出土する事例が多い。ただし、建物の造営に関連する遺構から出土した事例もないわけではない。西楼の柱掘方から出土した3例である<sup>7)</sup>。いずれにせよ、齋串A2は柱穴と密接な関係が認められ、類例の多寡から判断すれば、廃絶・解体との関連性のほうが強い。

さらに、この齋串A2は1棟の建物から複数個体が出土する傾向にある。代表的な事例を挙げると、西楼SB18500では52点、東院庭園地区の中央建物SB8490では9点(『平城報告Ⅳ』)、同地区の建物SB1770からは10点(前掲書)が出土している。また、平城京左京二条二坊六坪の建物SB6545からは50点以上出土しているようである(『奈良国立文化財研究所年報1971』)。このように、いずれも単一型式の齋串が複数あるいは多量に出土していることから、齋串A2は1棟の建物跡において同種多量の出土傾向が強いといえる。

次に問題となるのが出土背景である。つまり、齋串A2を用いる祭祀行為の性格である。祭祀具が多量に出土しただけでは、ただちに祭祀行為を想起することは危険である。他所で使用した祭祀具をまとめて廃棄した可能性も想定されうるからである。平城京二条二坊の濠状遺構SD5100やSD5300などから出土した数十点の祭祀具(『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』)が、そうした可能性がある事例であろう。

ただし、西楼の場合には、もう一つ考慮すべき様相が認められる。それは、柱抜取穴イ六と



表 20 平城宮・京から出土した齋串 A2 一覧

遺 跡 名	遺 構 名		時 期	点数	参考文献
第一次大極殿院地区	西楼 SB18500	掘立柱抜取穴／掘方	8世紀中葉	52点	本 書
	茶褐色木屑層	整地層	8世紀前葉	2点	
東院庭園地区	中央建物 SB8490	礎石抜取穴	8世紀後葉	9点	『平城報告Ⅳ』
	東西棟建物 SB17582	掘立柱穴	8世紀前葉	4点	
	東西棟建物 SB17700	掘立柱穴／地覆石抜取溝／礎石抜取穴／布掘地業	8世紀中葉	10点	
左京二条二坊六坪	建物 SB6545	掘立柱穴	8 世 紀	多数	『年報 1971』
	東西溝 SD5100	溝	8世紀中葉	1点	『平城左京 二条二坊』
	東西溝 SD5300	溝	8世紀中葉	1点	

ローを除く、すべての柱穴から齋串 A2 が出土している状況である。このことは、単純に齋串 A2 をまとめて抜取穴に廃棄したとする想定を否定し、むしろその最終的な廃棄にもある程度の意図を読み取れることを可能とさせる。積極的に評価するならば、西楼の廃絶・解体時に齋串 A2 を柱穴に埋める祭祀行為とでもいえよう。もちろん、抜取穴へ埋める前に別の祭祀を執りおこなった可能性は否定できず、その実態の解明も困難である。

このように西楼から出土した齋串 A2 について祭祀的な側面を認めうるならば、柱抜取穴出土の齋串 A2 は、建物の廃絶・解体時の祭祀を示唆する遺物として評価することが可能となろう。

#### D 齋串 A2 を用いる建物廃絶にともなう祭祀の位置づけ

西楼廃絶時には齋串 A2 を多量に使用する祭祀がおこなわれ、実態は不明であるものの、最終的には各柱の抜取穴に齋串 A2 を埋める祭祀行為を推定できた。しかしながら、こうした建物廃絶にともなう祭祀は一般的ではない。第一次大極殿院の東楼ではこうした祭祀が認められないだけでなく、平城宮・京に視野を広げてもなお、同様の祭祀行為は東院地区や平城京二条二坊六坪などの数例でしか確認できないのである。

また、齋串は主として井戸や溝などから出土する事例が多いことも考慮すると、以下の3点から西楼の廃絶にかかわる祭祀は特異な事例と理解できる。すなわち、齋串のなかで齋串 A2 が少数派である点、祭祀のなかで建物廃絶にともなう祭祀が数少ない点、建物とのかかわりのなかで齋串が用いられている事例が稀である点である。

とはいうものの、平城宮内および宮に近い京域においてこの種の祭祀が執りおこなわれている点は評価する必要がある。こうした齋串 A2 を用いた建物廃絶にともなう祭祀行為は、律令祭祀のなかできちんと位置づけがなされており、派生的に執りおこなわれた祭祀ではないといえよう。確認事例は少ないが、奈良時代の中核である都城でおこなわれていた祭祀なのである。

#### E おわりに

第一次大極殿院東西楼から出土した木製品の様相をみていくなかで、そこには廃棄行為と祭祀行為の両者が認められることを明らかにした。とりわけ、西楼から出土した52点の齋串 A2 が建物廃絶・解体時の祭祀にともなうものであることを再確認した。その祭祀行為の実態を詳らかににはできなかったが、同種多量の齋串を使用した祭祀であり、その最終段階にはすべての柱穴へ齋串 A2 を埋める行為を推定した。

井戸などではその廃絶時（埋井）に祭祀が執りおこわれることは従来から指摘されているが<sup>9)</sup>、建物の廃絶時にともなう祭祀行為の存在はこれまで必ずしも明確にはされてこなかった。建物の建築時には地鎮祭祀が執りおこわれることが明らかになっていることは対照的である。建物廃絶・解体にともなう祭祀の実態は不明な部分が多く、また類例も乏しい。

建物にかかわる祭祀行為は、律令祭祀として中国との関係のなかで検討を深めるとともに、日本国内における通史的な検討も求められよう。直接的な関係の有無は別として、縄文時代から古墳時代において、竪穴住居等の廃絶後に石器の埋納や火の使用（鎮火祭祀）といった祭祀行為が確認されている事例があることは興味深い。

古代の律令祭祀では、井戸祭祀や河川祭祀などさまざまな形態の祭祀が知られている。本稿では、こうした律令祭祀の一形態として、斎申A2を用いた建物廃絶時の祭祀を位置づけることができた。ただし、このような祭祀が東楼では確認できない点や、平城宮跡においても数少ない祭祀形態である点など不明な点も多い。また、木製品だけではなく、出土遺物総体から祭祀や廃棄といった行為を把握することも肝要である。いずれも今後の課題である。

- 
- 1) 黒崎 直1977「斎申考」（『古代研究』第10号（財）元興寺仏教民俗資料研究所考古学研究室）。
- 2) 西楼からもミニチュア建築部材の可能性をもつ木製品が1点出土している。柱穴ニーからの出土（図107-167）で、肘木の形態に似る。ただし、相欠き仕口や斗を受ける丸太柄穴などは認められない。ミニチュア肘木とするならば、意図的に切断されたか未製品と考えなければならぬ。
- 3) 木製品の場合には、埋没環境が遺存に大きく影響する。
- 4) 今井晃樹ほか2009「東方官衙地区の調査—第429・440次」（『奈良文化財研究所紀要2009』奈良文化財研究所）。
- 5) 破壊行為が廃棄行為と常に直結するわけではなく、祭祀的な性格を帯びる場合もある。例えば、弥生時代や古墳時代の事例では、墳丘墓や古墳における青銅鏡の破碎行為や土器破碎供献儀礼などは破壊行為であるとともに、祭祀行為としての側面を確かにもつ。また、器物を副葬するという行為は、究極的にはそれ自身が廃棄行為であるものの、そこには強い祭祀的な性格をもつといえる。
- 6) 次山 淳2007「柱穴と斎申」（『考古学論究—小笠原好彦先生退任記念論集—』）。
- 7) 東院地区の東西棟建物SB17700の布掘地業から1点出土している事例がある。しかしながら、下層遺構が存在する可能性も指摘されて  
おり（次山2007）、地業からの出土とは断定できないようである。また、第一次大極殿院西辺の茶褐色木屑層からも斎申A2が2点出土している。
- 8) 注1) および北田裕行2000「古代都城における井戸祭祀」（『考古学研究』第47巻第1号考古学研究会）。
- 9) 注8) 北田論文および鐘方正樹2003『井戸の考古学』同成社。
- 10) 佐野 隆2008「縄文時代の住居廃絶に関わる呪術・祭祀行為」（『考古学ジャーナル』No.578（株）ニューサイエンス社）、西原雄大2003「滋賀県の焼失住居と弥生・古墳時代住居における鎮火祭祀について」（『考古学ジャーナル』No.509（株）ニューサイエンス社）、近藤 広2008「弥生時代における柱穴埋納遺物について」（『王権と武器と信仰』同成社）など。
- 11) 兵庫県砂入遺跡（藤田淳編1997『砂入遺跡』兵庫県教育委員会）・同県袴狭遺跡（鈴木敬二2000『袴狭遺跡』兵庫県教育委員会）・長野県屋代遺跡群（澤 昌英・寺内貴美子1998『更埴条里遺跡・屋代遺跡群』（財）長野県埋蔵文化財センター）などで、溝や土坑などから斎申A2が出土している。全国的に出土事例を集成したうえで、地域的な展開過程を検討する作業が必要であろう。それを踏まえて、律令祭祀の展開と変容を具体的に明らかにしていくことができると考える。

## 4 軒瓦からみた第一次大極殿院地区の変遷

### A 第一次大極殿院における軒瓦の状況

表21に、第一次大極殿院地区のⅠ・Ⅱ期における軒瓦の出土比率を地区別に整理し、『平城報告Ⅲ』で提示された平城宮・京出土軒瓦の編年（以後、瓦編年と省略）にしたがい、第一次大極殿院地区の時期区分との対応を示した。このうち、表21に記されている「第Ⅰ期南門地区」、「東楼地区」、「東面築地回廊Ⅰ～Ⅲ区」、「第Ⅱ期南面築地回廊地区」、「殿舎地区」は、『平城報告Ⅲ』での地区区分とその範囲をそのまま用いている。そして表21の右側の北区、西区、南区は、本報告の対象となる調査区を以下のように区分したものである。

北 区（Ⅱ期殿舎、西面築地回廊北半周辺）：第217次・295次・305次調査区

西 区（西面築地回廊南半周辺）：第28次・92次・177次・192次・315次・316次調査区

南 区（西楼、Ⅰ期南門、南面築地回廊周辺）：第296次・337次・360次・389次調査区

表21の記載にしたがって、時期ごとの軒瓦の状況を概観し、第一次大極殿院地区での瓦の使用状況を検討する。

**I-1期** 第一次大極殿院の創建期に相当する。この時期に各地区で出土率が高いのは6284C-6664Cのセットである。このセットは主に東面築地回廊地区や西区において出土比率が高いことから、第一次大極殿院築地回廊所用のセットとみなすことができる。6284A・B、6664Bも一定量の出土が確認できるが、これらの軒瓦は6284C-6664Cを補足するものとして用いられていた可能性が高い。

回廊所用瓦

そこで問題になるのが正殿SB7200の所用瓦である。第一次大極殿正殿SB7200が位置する殿舎地区および北地区は建物の変遷が著しく、それにとまって大きな変化を受けているため、軒瓦そのものの出土量が少ない。そのような中で主要なセットを見出すのは困難であるが、その第一候補は6284C-6664Cのセットであろう。

第一次大極殿所用瓦

正殿SB7200は藤原宮大極殿を移建したとみられる<sup>1)</sup>。ただし、藤原宮式軒瓦がそのままSB7200に用いられた可能性は、出土量がきわめて少ないので著しく低い。さらに、天平12年(740)の恭仁京への遷都に際して、正殿SB7200は恭仁宮大極殿として移築され、それにとまって平城宮式軒瓦も恭仁京にもたらされている。恭仁宮大極殿所用瓦の主体をなすのは、新たに製作された6320A-6691Aのセットであり、平城宮式軒瓦はごくわずかにすぎないが、その中では6284C-6664Cのセットが比較的<sup>2)</sup>多い。

以上から、正殿SB7200の主要な所用瓦は6284C-6664Cであり、これに次いで出土量が多い6284A・B-6664Bが補足的に用いられた可能性が指摘できよう。

なお、第一次大極殿院南門SB7801においては6284C・E-6664Cの出土比率が高いので、これらのセットが用いられていたと判断できる。

南門所用瓦

**I-2期** 南面築地回廊に東西楼が増設される時期である。東楼地区や南区の軒瓦の出土比率をみると、南面築地回廊所用と考えられる6284A・B・C-6664B・Cのほか6304C-6664Kのセットが多くみられる。したがって、東楼所用瓦として6304C-6664Kを比定できるのであろう。

東楼所用瓦

表 21 第一次大極殿院における地区別・型式別の軒瓦出土比率

大極殿院の時期	型式	瓦編年	第I期南門地区	東楼地区	東面築地回廊I区	東面築地回廊II区	東面築地回廊III区	第II期南面築地回廊	殿舎地区	北区	南区	西区		
軒 瓦	6282A	I-1	11.1									0.7		
	6284A	I	5.9	11.0	4.1	2.3	4.9		2.5	6.5	22.0	23.9		
	6284B	I		1.9	2.1				1.7			2.8		
	6284C	I-1	25.9	24.7	13.0	28.6	8.4		7.7		18.0	18.3		
	6284E	I-1	44.6		0.3	1.3	4.8	4.5			8.0	0.7		
	6304C	I-2		18.2							14.0	2.1		
	6304L	I-2		4.5							6.0	0.7		
	6313A	II-1		1.3	4.0		9.3	7.4				0.7		
	6313B	II-1			0.7		1.8				2.0			
	6313C	II-1		9.3	25.4		3.9	7.4				2.8		
	6308A	II-2						2.1		1.2		0.7		
	6308B	II-2						8.5		0.6		0.7		
	6225A	II-2 { I-4	3.7			13.1							2.8	
	6225C					3.1					1.9		2.8	
	6225L					1.0						2.0		
	6282B								4.8	6.7	27.8	13.3		4.9
	6282D								3.9	2.2	1.5			1.4
	6282E								2.4		0.8	0.6		
	6282G								1.6	4.5		1.9		
	6282I						1.2							
	6130B	IV-1								37.0				
	6133A	IV-1					17.2		4.9	2.9	5.8	4.0	9.9	
	6133B	IV-1					6.8		4.9	1.4	1.3	2.0	0.7	
	6133C	IV-1					6.8		4.9	8.8	5.2		0.7	
6134A	IV-1								20.1	2.6		2.1		
6133D	IV-2								2.9	0.6				
6133M	IV-2					3.4								
軒 平 瓦	6664B	I-1	2.0	7.5	0.6	5.6	6.9		4.7		26.7	1.2		
	6664C	I-1	61.9	28.1	31.3	2.8	10.4			20.6	33.3	53.5		
	6664H	I-1		3.7			1.1		2.0					
	6668A	I-1	24.5									7.4		
	6664I	I-2			0.3		1.1		2.6	0.4		0.8		
	6664K	I-2	4.0	24.4	1.9				6.0		2.9			
	6664D	II-1			1.9		4.6			0.4				
	6664F	II-1			2.6	2.8	2.3		2.0			1.2		
	6685A	II-1			3.7	3.7		4.7		0.9		6.3		
	6685B	II-1			22.6	5.6		16.3			1.0	2.7		
	6685D	II-1			0.4	1.8						1.2		
	6663A	II-2		4.3	2.0		13.8	14.9		1.7	2.9	0.8		
	6663B	II-2		2.1	3.5		6.9	2.5		0.9				
	6663C			6.5	4.5		1.2	12.4				1.2		
	6691A	II-2 { I-4						14.6	12.9	1.3	1.3		1.6	
	6721A					6.4	1.7			1.3			0.4	
6721C					12.6	14.5							2.3	
6721E									4.4	21.1				
6721G								4.8			0.4		1.2	
6721H							13.1	1.3		2.9	0.4			
6663F	IV-1			0.5			1.2							
6718A	IV-1								49.4		0.4			
6732A	IV-1					2.8	7.8	22.7	5.1		1.6			
6732C	IV-1					27.3	2.1	5.4	5.1		3.1			

大極殿院の時期											
I-1		6284E-6664C	6284C-6664C	6284C-6664C	6284C-6664B	6284C-6664C		6284C-6664B	6284A-6664C	6284A・C-6664B・C	6284A・C-6664C
			6304C-6664K							6304C-6664K	
I-2				6313C-6685B							
									6313A・C-6685B	6308B-6663A	
II					6133A-6732C			6134A-6732A	6130B-6718A		6133A-6732C

ただし、この6304C-6664Kの年代と東西楼の成立年代は、従来の軒瓦の年代観にしたがえば、若干の齟齬がある。この点については、後で検討を加える。

**I-3・4期** 恭仁京への遷都にともなう第一次大極殿院の解体や、平城京遷都以降の改築の時期にあたる。第一次大極殿院において顕著な建物は建造されておらず、軒瓦もとくに使用されることはなかったようである。

築地回廊解体後に建てられる掘立柱塀SA3777およびSA13404に関しては、当該期の瓦の出土が顕著でないことや、掘立柱塀の柱抜取穴から瓦がほとんど出土しないことから、基本的に瓦を用いていなかったと判断できる。

**II期** 第一次大極殿院地区が最も大きく改変され、称徳天皇の御在所となる「西宮」に比定される施設群が整備される時期である。この時期に出土比率が高いのが、6133A～C・6134A-6732A・Cのセットである。このうち6732A・Cはいわゆる東大寺式軒瓦である。このほか、北区で非常に目立つのが6130B-6718Aのセットである。

この時期の殿舎地区には27棟の掘立柱建物が整然と配置されているが、これらの建物と瓦の関係についてはまだ検討すべき課題も多い。この問題は後に一節を設け、改めて議論することにした。

## B 東西楼所用瓦の問題

第一次大極殿院の軒瓦のあり方を検討するうえで大きな論点となるのが、東西楼所用瓦に関する諸問題である。

すでに述べたように、東楼所用軒瓦は6304C-6664Kのセットである。ただし、西楼地区の発掘調査では、型式が判明した軒瓦の出土点数が軒丸瓦28点、軒平瓦62点であり、東楼と比べて少ないうえに顕著な軒瓦のセットは見出せない。

この6304C-6664Kは瓦編年で、霊亀元年(715)から養老5年頃(721)の時期に相当する第I-2期に属すると位置づけられている。一方、東西楼の成立は出土した紀年木簡と遺構の前後関係をもとに、神亀末年から天平3年頃(728~731頃)と判断される。つまり、東西楼所用瓦とされる6304C-6664Kの年代と東西楼の成立年代には若干の懸隔がある。

### i 瓦の年代論

『平城報告Ⅻ』の編年をもとに、6304C-6664Kが瓦編年の第I-2期(715~721)に相当することを、過去に示されてきた類似型式との関係から再度確認しておく。

**6304C** 6304Cは第一次大極殿院所用の6284型式に後続するものとされている。6304型式自身はA～Oに細分できるが、6304Cと同じ第I-2期に属するものとして、6304Dと6304Eがある。

このうち6304Dは、大安寺創建期の補足瓦であり、6664Aとセットとなる。大安寺については『続日本紀』の霊亀2年(716)辛卯(16日)条に「始めて元興寺(大安寺の誤り)を左京六条四坊に徒し建つ」とあることから、この頃に造営がおこなわれたと判断できる。

6304Eは、平城薬師寺の創建期における補足瓦であり、6664Oとセットをなす。薬師寺は『薬師寺縁起』に養老2年(718)に「伽藍を平城京に移す」とあり、東僧房の北方での発掘調査でみつかった、薬師寺造営当初に設けられたとみられる井戸から、霊亀2年(716)の紀年木

簡（『薬師寺発掘調査報告』木簡1）が出土していることから、この頃から造営が開始されたと考えられる。

このように、6304Cと類似する型式の年代が霊亀2年から養老2年（716～718）であり、6304Cもそれらの時期を大きく前後することはないと考えられる。

**6664K** 6664型式は、『平城報告Ⅲ』において詳細な分析がおこなわれている。それによれば、中心飾りの花頭形、唐草文第3単位の構成、外区区画といった文様構成の諸要素から、B・C、A・H・J・K・L、G・I・O・N、D・Fの4種類に細分される。こうした文様に加え、段額の幅などの顎部の形態も合わせて、B・C→H・K・L→A・J・M→G・I・O・N→D・Fの順に変化したものとされている。

これらの年代観について、『平城報告Ⅲ』では、最も古いグループのCが第一次大極殿院所用瓦であることから和銅年間に、最も新しいグループのFが第二期内裏所用瓦であることに加え、内裏北外郭の土坑SK2102から天平元年（729）の紀年木簡（『平城宮木簡二』20A0）と共伴して出土したことから、神亀元年（724）から天平元年（729）に位置づけることができるとされている。その中間のグループについては、すでに述べたように、Aが大安寺、Oが薬師寺の創建期の補足瓦であることから、霊亀2年（716）から養老2年（718）に位置づけることができるとしている。Kについても、これに近い年代観を与えることができるだろう。

以上から6304Cと6664Kの年代はいずれも霊亀2年（716）から養老2年（718）までの頃と考えられ、出土状況からだけではなく、年代的にも両者がセット関係にあるものと判断される。

## ii 6304C-6664Kの年代観

瓦の「年代」とは瓦が製作された年代を指す。6304C-6664Kの年代は瓦編年の第I-2期、すなわち霊亀元年から養老5年（715～721）頃と位置づけられる。ただし、その年代はその瓦の製作・供給および使用時期の上限でしかない。

表22は6304C-6664Kの、平城宮内での出土地点を示したものである。これをみると、第一次大極殿院を中心に分布することがわかるが、内裏北方や東院地区、東方官衙でも多く出土している。いずれも神亀元年（724）頃に造営・整備が本格化するとみられる地区である。そして、これらの地区で

表22 平城宮内における6304C-6664Kの分布

6304C		6664K	
第一次大極殿院		第一次大極殿院	
南門・東楼	19	南門・東楼	22
西楼	6	西楼	3
内庭部	1		
東面回廊	32	東面回廊	25
東南隅	7	東南隅	13
南面回廊	1	南面回廊	1
西南隅	1		
西面回廊	2	西面回廊	2
小計	69	小計	66
中央区朝堂院	18	中央区朝堂院	6
推定大膳職	6	推定大膳職～内裏北方	33
内裏	1	内裏	1
内裏北方	38	第二次大極殿院	2
東区朝堂院南門	2	東区朝堂院	
兵部省	3	南面回廊	1
推定宮内省	4	造酒司付近	2
磚積官衙	1	推定宮内省	9
東方官衙	2	磚積官衙	15
東院北方	3	東方官衙	12
小子部門	5	東院	10
玉手門	1	小子部門	23
馬寮	1	宮外郭	4
平城宮北面	1		
合計	155	合計	184

共伴する  
木簡

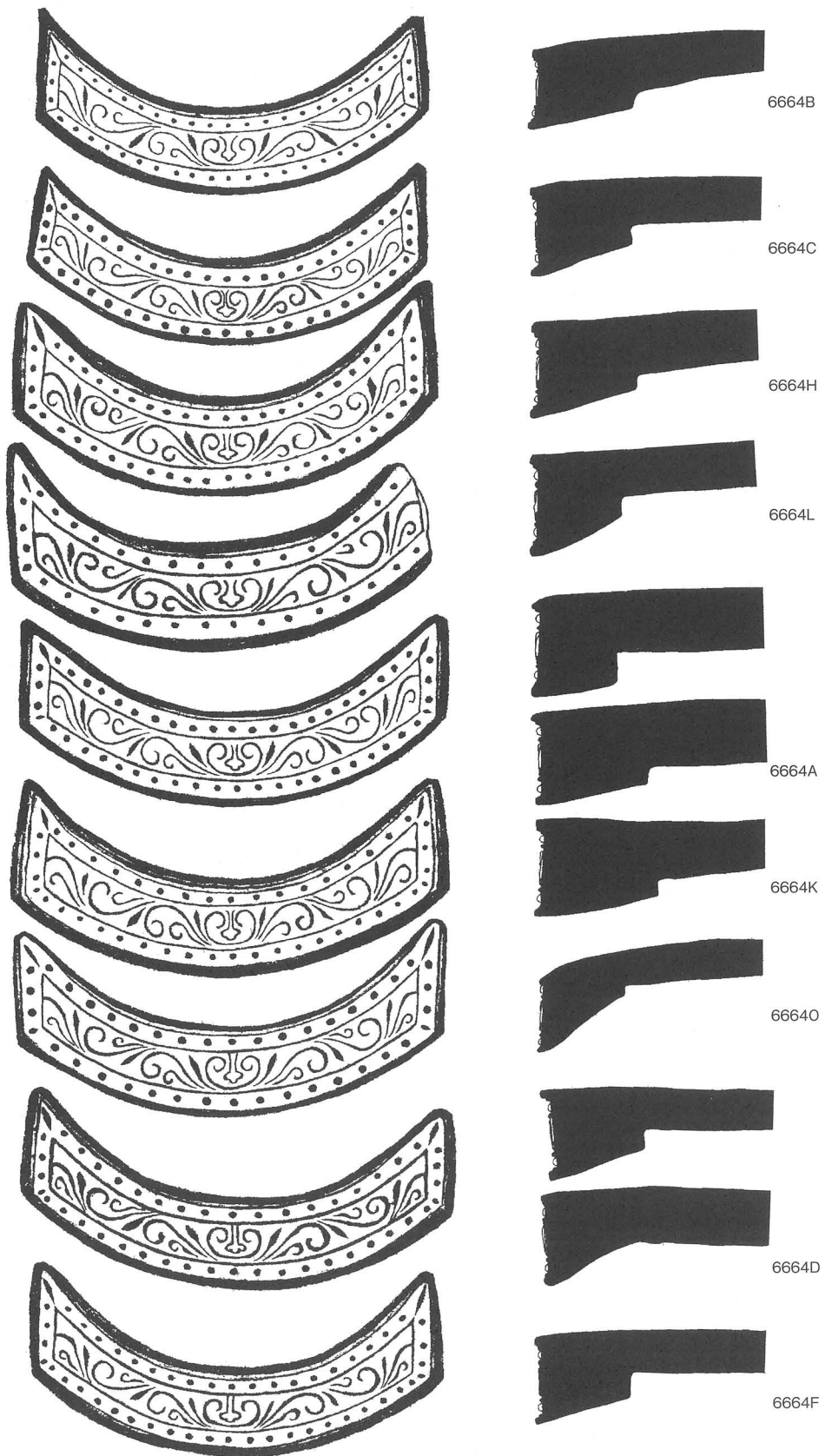


図 109 6664 型式の変遷 (1 : 5)

は、6304C-6664Kは瓦編年第Ⅱ-1期(721~729)に属する6311A・B-6664D・Fなどと相伴することが多い。このことから、6304C-6664Kが製作・供給された期間は比較的長いと推定でき、一部は天平初年(729)頃まで下るのではなかろうか。

製作・供給  
期間が長い

そう考えた場合、東西楼の造営年代が神亀末年から天平3年(728~731)頃であるにもかかわらず、その所用瓦として6304C-6664Kが用いられていたことについて、従来のように年代の齟齬を考慮する必要性は生じなくなる。要するに、6304C-6664Kの製作・供給期間が長期におよんでおり、その結果として東西楼や内裏、東院地区にも用いられたと考えることができる。

## C 「西宮」の屋根景観の実態

Ⅱ期の第一次大極殿院地区は、称徳天皇の御在所となる「西宮」に比定される。

『平城報告Ⅺ』ではこれら27棟と復原される掘立柱建物群の屋根について、総瓦葺であると想定しているが、それに対して小澤毅により疑義が示されている<sup>3)</sup>。小澤は、第一に軒瓦の存在だけで総瓦葺と判断することはできず、むしろ丸瓦・平瓦の数量的把握が不可欠であると指摘する。第二に、総瓦葺であれば柱に著しい荷重がかかるため、掘立柱はある程度沈下するはずだが、そういった沈下痕跡が認められないことから、総瓦葺とは判断できないとする。以上から、格式の高い檜皮葺建物の棟部分、すなわち葺棟の部分にだけ瓦を使用したと判断した。

檜皮葺葺棟

小澤の説には肯定すべき点が多いが、実際に瓦の出土状況をより詳細に検討してみると、必ずしも合致しない事例も存在する。そこで、以下では比較的状况が明らかとなっているいくつかの建物をとりあげて個別の検討を加えてみよう。

**SB17870** 正殿SB7150の西側に位置する掘立柱建物である。ここからは他の建物とは異なり、解体時の柱抜取穴から多量の瓦が出土した。興味深いことに、出土した軒瓦の型式には非常に偏りがある。軒丸瓦は6130Bが57点出土しており、この建物SB17870が検出された第295次調査における軒丸瓦の総出土点数142点の4割に達している。同様に、軒平瓦も6718Aが117点出土しており、軒平瓦の総出土点数191点の6割に達している。したがって、SB17870に6130B-6718Aが用いられていた可能性はきわめて高い。

6130B-6718Aの年代については、6130Bは瓦編年の第Ⅱ-2期(天平初頭頃~天平17年(729~745))に、6718Aは大きくは第Ⅳ期に属するとされている。瓦編年の第Ⅳ期の年代は天平宝字元年から宝亀元年(757~770)とされており、そうとすれば6130Bと6718Aの年代差は大きい。しかし6130Bは、このSB17870から大量に出土する以前には、平城宮全体では8点しか出土しておらず、検討する手がかりが少ない瓦であった。『平城報告ⅩⅢ』では、6130Bの類似型式である6130Aが恭仁宮から出土したことを根拠として第Ⅱ-2期に位置づけているが、両者は直径が大きく異なり、形式的な連続性を考えにくい。

この6130Bは内裏北外郭のSK2101から天平勝宝2年(751)の紀年木簡と相伴して出土している。ただし、この土坑は廃棄土坑とみられ、天平勝宝2年(751)が掘削時期の上限であることしかわからないが、瓦編年の第Ⅱ-2期よりも降った段階に、6130Bが存在していることは注目に値しよう。この6130Bの焼成具合や胎土が6718Aのそれと非常に類似していることも無視できない。こうしたことから、6130Bは第Ⅱ-2期ではなく、6718AとともにⅡ期殿舎所用の組合せとみて第Ⅳ-1期に属する可能性が高いと考えておきたい。

6130Bは  
第Ⅳ-1期



丸瓦



平瓦

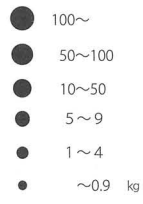
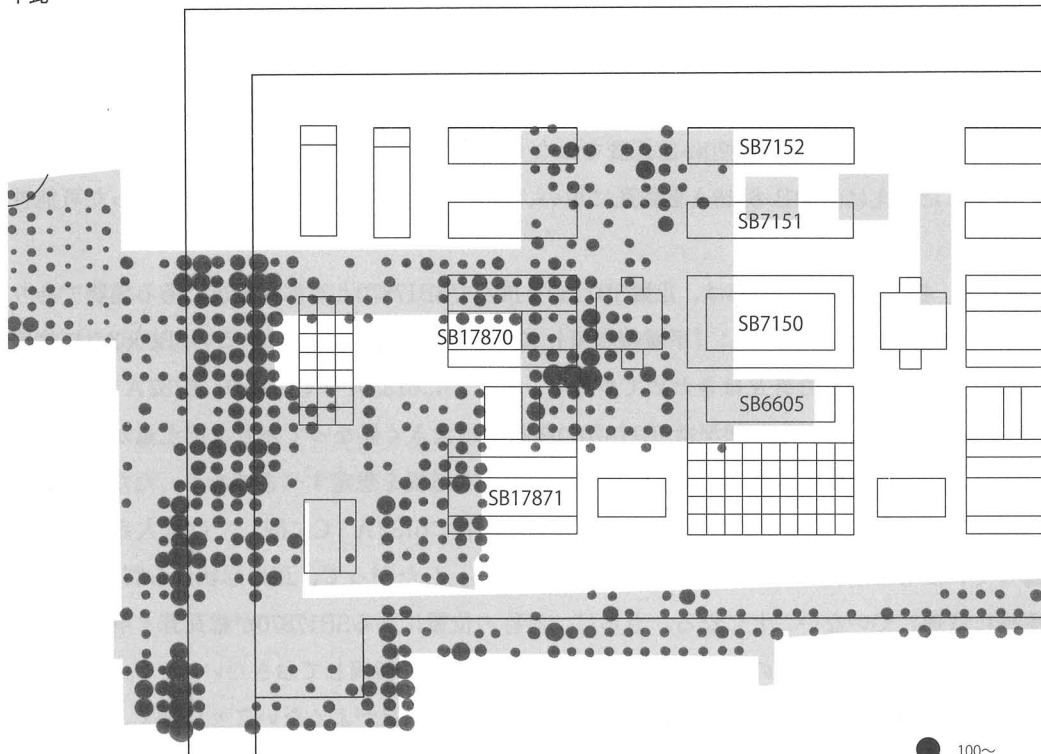


図 110 II期殿舎地区西半における丸瓦・平瓦の出土量

丸瓦・平瓦  
の出土量

次に、SB17870の柱抜取穴とその周辺から出土した丸瓦と平瓦の出土量に注目したい(図110)。本報告で対象としているSB17870を含む殿舎地区西半全体(西面築地回廊を除く、以下同様)においては、丸瓦が $423.62\text{kg}$ ( $13\text{kg}/100\text{m}^2$ )、平瓦が $826.06\text{kg}$ ( $26\text{kg}/100\text{m}^2$ )出土している。一方、SB17870周辺に限定すると、丸瓦が $289.5\text{kg}$ ( $90\text{kg}/100\text{m}^2$ )、平瓦が $535.04\text{kg}$ ( $167\text{kg}/100\text{m}^2$ )出土しており、 $100\text{m}^2$ あたりの重量で比較すると、SB17870周辺では殿舎地区西半全体に対し、実に6倍から7倍の比率で丸・平瓦が出土していることになる。さらに、SB17870の柱抜取穴出土瓦に限定すると、丸瓦が $241.00\text{kg}$ 、平瓦が $456.98\text{kg}$ 出土しており、殿舎地区西半全体の2分の1を超える瓦が、この柱抜取穴から集中して出土したことがわかる。

このように、SB17870の柱抜取穴からは、6130B-6718Aや丸・平瓦等がかなり集中して出土しており、特異な様相を示す。これは、Ⅱ期建物解体時に、SB17870の柱抜取穴に瓦が廃棄された結果と考えられよう。これらの瓦が本来、どの建物に使用されていたかを知るすべはないが、もっとも可能性が高いのは、SB17870自体である。一つの解釈として、これらの瓦の多くがSB17870に使用されたものであり、SB17870が、6130B-6718Aを軒先に用いた総瓦葺の建物であった可能性が想定できる。

## 総瓦葺説

このSB17870は、規模も大きく、Ⅱ期の主要な建物の一つである。しかし、Ⅱ期の他の主要建物と比べると、柱穴の大きさ・深さ等はそれほど異なった状況ではなく、小澤が指摘しており、著しい荷重により柱が沈下した痕跡もなく、入念な根固めを施したり礎板を用いるなど、柱の沈下に備えた様子も認められない。また、出土している6130B-6718Aは比較的小型の軒瓦であり、葺棟に適したものと見える。したがって、もう一つの解釈として、これらの瓦は、SB17870を含む周辺のⅡ期建物群に使用されていたものが、SB17870の柱抜取穴に集中的に廃棄されたものであり、SB17870は総瓦葺ではなく、他のⅡ期建物群と同様に瓦を多く使用しない屋根、たとえば6130B-6718Aを葺瓦に用い、棟にのみ瓦を葺く等、の建物であった可能性もあろう。

## 葺棟説

**SB6663** 掘立柱建物SB6663は、正殿SB7150を挟んでSB17870と対称の位置にある建物であり、遺構の詳細についてはすでに『平城報告Ⅺ』において報告されている。このSB6663の柱抜取穴や周辺から出土した軒瓦はきわめて少なく、わずかに6133A~Cが3点、6732A・Cが16点出土しただけである。この状況はSB17870の様相とは大きく異なっており、出土量から判断する限り、たとえば葺棟以外に、瓦を使用しないような屋根を想定すべきである。ただし、この6133-6732のセットは通常の軒瓦の大きさであり、特に6732A・Cに関しては東大寺の軒瓦を飾っていたものと何ら遜色のない大ぶりの瓦である。したがって、瓦の形状から判断すると、葺棟には適していないことになる。さらに、対称の位置にあるSB17870が総瓦葺と解釈することもできることから、このSB6663も総瓦葺である可能性を指摘しておきたい。

**その他の建物** 残り25棟の建物に関しては、全体の残存状況がよくないことに加え、まとまった量の瓦が出土していないことから、建物周辺から出土した瓦から直接、屋根の復原にまで踏み込んだ議論をすることは難しい。正殿であるSB7150に関しても、瓦に関する情報量が少なく、屋根の状況については不明といわざるを得ない。

ただし、全体として瓦の出土量が少ないことから、瓦の使用量そのものが少なかったと考えざるを得ない。したがって、少なくともこれら建物群を総瓦葺の屋根に復原することは困難で

あり、たとえば葺棟以外に、瓦を使用しないような屋根であったと想定しておく。

## D その他の瓦

最後に、軒瓦以外の瓦についても若干の検討を加えておく。

丸・平瓦や隅木蓋瓦を除く道具瓦は、第一次大極殿院所用と考えられるものがほとんどであり、Ⅱ・Ⅲ期に新たに製作・供給されたと考えられるものはきわめて少ない。これは、本来の使用量が少なかったか、Ⅰ期の第一次大極殿院所用瓦をⅡ・Ⅲ期に再利用した可能性を考えておきたい。

**丸瓦** 報告した丸瓦は、全体の出土量からすればごく一部である。しかし、第一次大極殿院出土の丸瓦はきわめて斉一性が高いため、これによって概ね全体像を示すことはできたと考える。すなわち、粘土板を杵状の模骨に巻き付けて成形し、肩部に粘土を付加することによって玉縁部を作る。そして乾燥後に2つに分割するが、工具で完全に半裁せずに一部破面を残すことが多い。そして凸面に横方向のナデ調整を加えるが、一部に縦方向のナデ調整を加えるものがある。報告文中の丸瓦1～8(図版94・95)がそれに相当するが、同様の特徴をもつ瓦が出土丸瓦の大半を占めていることから、これらが第一次大極殿院創建期の丸瓦と想定される。

なお、丸瓦9・10(図版96)のように玉縁部が先端に向かってすぼまり、平面形が台形をなすものは、奈良時代後半のものである可能性があり、Ⅱ期の西宮所用瓦であったとみられる。また、凸面に横方向のハケメ調整を施す丸瓦13～16(図版97)は藤原宮で用いられていたものであろう。

創建期の  
丸瓦  
奈良時代後  
半の丸瓦

**平瓦** 平瓦に関しては全形を復原できたものを中心に報告したが、これも丸瓦同様、きわめて斉一性の高いものである。特に、平瓦1・2(図版99)のような截頭円錐形(台形)の桶を用いた粘土板桶巻き作りのものが大半を占める。また、平瓦3・4(図版100)は円筒形(長方形)の桶を用いているが、それ以外は平瓦1・2と比べて技法的な差異がほとんどない。したがって、これらの特徴をもつ瓦は第一次大極殿院創建期の平瓦と考えられる。

このほか、恭仁宮で用いられた平瓦である平瓦4や、一枚作りの平瓦8(図版102)などがあるが、この種の平瓦は全体として少数である。特に、一枚作りの平瓦はⅡ期所用のものと想定されるが、軒瓦の出土量と比較しても、その数はきわめて少ない。

一枚作り

また、特殊な平瓦として大型で厚手の平瓦が相当数出土している(平瓦5～7)。その一部には、平瓦7(図版102)のように両面に縄叩きの痕跡があり、兵部省などからの出土品に類例がある(『平城報告Ⅻ』)。しかし、これらの平瓦に組み合わせるような丸瓦や、軒丸瓦・軒平瓦は確認されていない。なお、平瓦6(図版101)には、凸面の側縁寄りの付近のみに、側面に平行して色調の異なる部分があり、風蝕痕とみられることから、肌熨斗として使用された可能性が指摘されている(『平城宮第一次大極殿の復原に関する研究Ⅳ 瓦・屋根』)。この種の平瓦の用途を考える手がかりとなろう。

大型で厚手

**鬼瓦** 前述したように、第一次大極殿院地区からは平城宮式鬼瓦Ⅰ式Aだけが出土している。これは平城宮における最古型式であるため、これらの鬼瓦はいずれも第一次大極殿院の創建期、すなわちⅠ-1期に用いられたと考えられる。本報告では6点を報告している(図版104)が、現状で第一次大極殿院地区全体から15点出土している。これらは回廊の四隅や南門SB7801、

後殿SB8120、あるいは東西楼にも使用されていた可能性があろう。ただし、正殿SB7200については、大棟に鬼瓦ではなく、金属製の鴟尾が用いられた可能性が指摘されている（『平城報告 XI』）。

**隅木蓋瓦** これまで第一次大極殿院地区では東西楼周辺に限って出土している。東楼出土のものには背稜がないのに対し、西楼出土のものには背稜がつくなど、使用される場所が限定されているにもかかわらず型式差がみられ、形状や製作技法にもいくつかのヴァリエーションがみとめられる。

なお、薬師寺からはA1型式が出土しているが、文様・技法ともに第一次大極殿院のものと同様・技法とも類似しているため、両者はほぼ同じ年代に属するものと判断できる。ただし、薬師寺出土品に関しては、どの建物に使用されていたか明らかではない。

**面戸瓦** 面戸瓦（図版106）は、一部に鱈面戸かと思われる破片もあるが（面戸瓦5）、ほぼすべてが鱈面戸である。また、鱈面戸も被せ面戸のⅠ類と逆台形のⅡ類が存在している。Ⅰ類・Ⅱ類ともに技法的にはほとんど差異がないため、基本的には同時期のものとみなして差し支えなく、いずれも第一次大極殿院創建期のものと考えられる。ただし、Ⅰ類とⅡ類では高さが大きく異なるため、両者が同じ建物に用いられていたとは考えにくい。

**熨斗瓦** 切熨斗瓦（図版107）は、おそらくは平瓦1～4を焼成前に加工することによって成形していたと考えられる。幅が10cm程度のものもあれば、18cm程度の幅広のものもあるが、15cm程度のものが一般的である。また既述のように、成形技法の違いからⅠ類とⅡ類に区分され、概ねⅠ類が主体をなす。ただし、用いている平瓦にさほど型式差が認められないため、基本的にはⅠ類・Ⅱ類ともに同時期のもので、第一次大極殿院創建期に用いられたものと考えられる。

---

1) 小澤 毅2003「平城宮中央区大極殿地域の建築平面」（『日本古代宮都構造の研究』青木書店）。

2) 京都府教育委員会1984『恭仁宮跡発掘調査報告 瓦編』。

3) 前掲注1。

## 5 土 器

### A 「茶褐色木屑層・炭層」出土の土器群

佐紀池南辺では、第一次大極殿院西辺整地土（I-2期）の直下に上位から「炭層」、「茶褐色木屑層」という土層が堆積している。第177次調査では、炭層から養老6年（722）、茶褐色木屑層から和銅4年（711）～養老5年（721）の紀年銘木簡が出土しており、2つの土層間に大きな時間的隔たりはない。したがって、これらとともに出土した土器には、木簡に記された年紀からおおよそ養老年間（717～722）の年代が与えられよう。

ところで『昭和62年度概報』では、土器群について「養老6年を下限とする第1次整地土最下層の暗茶褐粘質土、木屑・炭層から、平城宮土器Ⅱの多種多様な土器がまとまって出土した。」と記しており、以来この土器群は平城宮土器Ⅱの基準資料と目されている。なお、『平城報告Ⅷ』に掲載の編年表（P.375）における「溝状土坑SD12965」は今回報告の「茶褐色木屑層・炭層」と同一で、『平城報告Ⅵ』で「整地土（木屑炭層）」と訂正を受けている（P.122）。したがって、本書で記載した東西溝SD12965は、『平城報告Ⅷ』における「溝状土坑SD12965」とは同一の遺構・土層ではない。

茶褐色木屑層と炭層とで土師器・須恵器の構成比をとると、前者では土師器が35個体（44.3%）に対し須恵器44個体（55.7%）、同様に後者では57個体（64.8%）・31個体（35.2%）となり、茶褐色木屑層で須恵器の比率が高い。ただし、茶褐色木屑層出土の土師器は須恵器に比して細片化しており、このため土師器の個体数を茶褐色木屑層で小さく見積もった可能性がある。ともあれ、ここで土師器の構成を層別にみると、茶褐色木屑層と炭層とで供膳具と煮炊具、貯蔵具との比はほとんど同じであるが、杯Cや皿類は茶褐色木屑層で欠落する。また須恵器は、茶褐色木屑層では供膳具が72.7%を占めるのに対し、炭層では61.3%とやや低く、代わりに甕など貯蔵具の割合が高い（38.7%）。

土 師 器 ・  
須 恵 器 の  
構 成 比

このように、茶褐色木屑層と炭層では土師器と須恵器の比率が異なっており、また須恵器の器種構成にも若干の違いがある。茶褐色木屑層・茶褐色粘質土と炭層との間には、層相の違いから考えても、堆積の間隙があった可能性がある。この場合、それぞれの土層から出土した土器群が、廃棄のタイミングを異にしていることが一応推定できよう。しかしながら、茶褐色木屑層と炭層との間で土器片の接合関係（須恵器杯B蓋など）、同一個体の共有関係（土師器壺A）が認められるという事実は、2つの土層間である程度資料の混淆があったことを示している。茶褐色木屑層および炭層出土の土器を記載するにあたり、両者の区別を避けたのは、木簡の年紀からは両層の堆積間隙がかなり短いと一応推測できることと、両層間でこうした接合関係を認めたからであるが、ここでは両者の細分可能性を探ることにしたい。以下、土師器食器類を中心に、茶褐色木屑層および炭層の土器を概観してみよう。

土師器杯Aは、茶褐色木屑層・茶褐色粘質土で11個体を数える。暗文構成が明らかな10個体のうち、深いタイプ（器高4.3～4.6cm）には2段斜放射暗文を（3個体）、浅いタイプ（器高3.4～4.1cm）には1段斜放射暗文+連弧暗文+螺旋暗文を施している（6個体）。1段斜放射暗文+螺

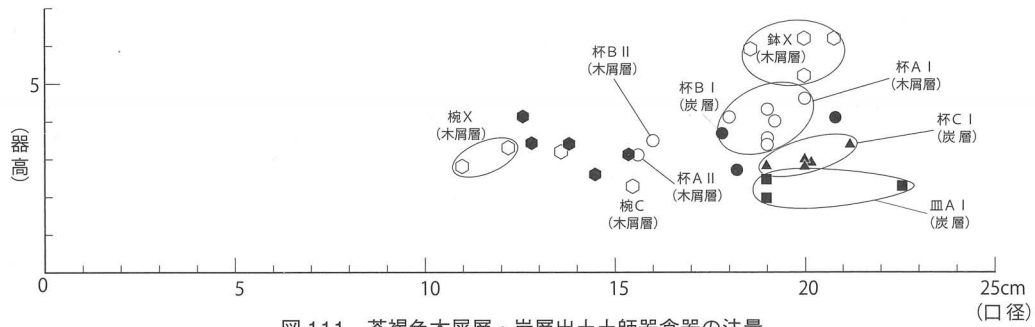
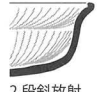
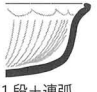


図 111 茶褐色木屑層・炭層出土土師器食器の度量

表 23 土師器杯 A の調整手法と暗文構成

						
炭層	a			2	2	
	b	4	1	1	6	
茶褐色木屑層	a				0	
	b	3	6	1	10	
合計	3	10	2	3	18	

旋暗文は1個体を数える。b手法が大多数を占めている。2段斜放射暗文には左上がりの例が1個体ある。これに対し、炭層では杯Aが9個体出土している。調整手法が不明の1個体を除けば、1段斜放射暗文+連弧暗文が4個体、1段斜放射暗文のみが1個体で、これらはb手法が主体だが、いずれも口縁部付近の破片である。一方、これらとは別に無暗文の杯A I が3個体ある。このうち2個体はa手法で、暗文を施した杯Aの小片がb手法優勢であるのとは大きくことなる。ただし、無暗文の杯Aは口縁部の外傾度が高く、この点で新相を帯びる。

土師器食器の暗文構成

茶褐色木屑層および炭層の杯Aは、1段斜放射暗文+連弧暗文が多い点で共通する。ただし、2段斜放射暗文を施した杯Aは茶褐色木屑層にしかなく、反対に1段斜放射暗文のみ、あるいは無暗文(a手法)の杯Aは炭層にしかない。この事実が、暗文の消長にかかわる層的事実として認定できるかは、個体数の少なから相当慎重にならざるをえないが、これまでに土師器杯Aにおける暗文の消長をめぐり、2段斜放射暗文(平城宮土器I)→1段斜放射暗文+連弧暗文(平城宮土器II)という暗文消長の段階を経て、最後には無暗文化にいたる(平城宮土器III新段階)という変遷案がすでに示されている(『平城報告Ⅷ』)。また、SD485出土土器(平城宮土器II)の報告においても、2段斜放射暗文の杯A・Bを古相、1段斜放射暗文+連弧暗文の杯を新相とし、SD485出土の土師器食器における後者の一般化を認める見解がある(『平城報告Ⅵ』)。茶褐色木屑層に2段斜放射暗文の杯Aが含まれることは、少なくともこうした見解と矛盾するものではなく、炭層出土の土師器に比し、やや古い個体を含む可能性を否定できない。

杯Bは茶褐色木屑層・炭層で各1点を数える。いずれも口径16~17cm前後で、内面には1段斜放射暗文+連弧暗文+螺旋暗文を施している。個体数は少ないものの、暗文のパターンは土師器杯Aと同様の傾向とみることができよう。

杯C I (口径19.0~21.0cm)は6個体を数えるが、すべて炭層の出土である。内面の暗文はすべてが1段斜放射暗文+螺旋暗文である。1段斜放射暗文は口縁部の中位以下にとどまる例が

4個体を数え、本来連弧暗文を（または2段目の斜放射暗文を）施すべき口縁部上半を無暗文のまま残す。炭層出土の杯C Iで連弧暗文を施す例は皆無であり、この点では大多数が1段斜放射暗文+螺旋暗文という構成を示す平城京二条二坊・濠状土坑SD5100で出土した土師器杯C Iにむしろ近い。これとは逆に、SD4750（平城宮土器Ⅱ）では1段斜放射暗文+連弧暗文を施した杯Cが一定量認められ、好対照をなしている。

盤Aは茶褐色木屑層と炭層とで各1個体が出土している。木屑層出土の個体は内面の口縁部上半で器表面の剥落が著しいが、もとは間隔の広い2段斜放射暗文を施していたものとみられる。また、炭層出土の盤Aは口縁部に2段斜放射暗文を、内底部には螺旋暗文を施している。

以上をまとめると、土師器杯A・Bにおける暗文構成は、茶褐色木屑層・炭層ともに1段斜放射暗文+連弧暗文が優勢であり、この点でいずれも平城宮土器Ⅱに属すると判断されるが、茶褐色木屑層には2段斜放射暗文を施した杯Aがあり、これは炭層出土の杯類よりもやや古相といえるかもしれない。これに対し、炭層出土の杯Aには1段斜放射暗文のみ、もしくは無暗文の個体があり、これらを新相とみることもできよう。炭層の杯C Iは個体数が少ないが、連弧暗文の施文帯を無地に残した1段斜放射暗文のみからなる。つまり、茶褐色木屑層と炭層とでは、個体数が少ないものの土師器食器の暗文構成が若干異なっていた可能性があり、炭層のほうがやや新相を帯びる点に注意される。したがって、こと土師器食器に関していうならば、茶褐色木屑層と炭層の土器とは、同じく平城宮土器Ⅱに属しているものの、両者間には廃棄時機の違いがあり、炭層のほうがわずかに新しい可能性がある。

最後に、希少な器種である鉢Eおよび鉢Xについて触れておこう。鉢Eと鉢Xとは器形および大きさが類似し、また胎土にも砂粒が含まれるなど共通点が多い。おそらく機能上は同一のうつわであったとみられるが、鉢Eは炭層から1個体が、鉢Xは茶褐色木屑層から4個体が出土している。以下、その類例について述べておこう。

土師器  
鉢E・鉢X

鉢Eは半球形の底部にヘラケズリを施し、口縁部直下のみヨコナデで仕上げる器形である。これまでには平城京二条二坊の濠状土坑SD5100で14個体の出土がある（『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』）が、平城宮では土坑SK219の出土例（『平城報告Ⅱ』）を数えるくらいである。また、鉢Xと呼ぶ土師器は鉢Eと類同の器形で底部を不調整にとどめるもので、胎土は砂粒を含むなど概して粗く、口径は18~20cm台と鉢Eに近い。この器形は希少なせいか、その呼称はこれまでまちまちであった。例えば、SD485ではこの種の鉢を「鉢C」または「椀A」と呼び分けており（『平城報告Ⅵ』）、平城宮内裏北方官衙地区の土坑SK820では「鉢B」または「椀A」（『平城報告Ⅶ』）、SK219では「椀C」とする。SD5100ではこの種の鉢が38個体出土しており、「鉢X」と呼んでいる。本書における土師器鉢Xの呼称も、この記載に倣うものである。SD5100出土の鉢Xには、灯明器としての使用痕跡が残っている。茶褐色木屑層出土の一例が内面に煤を付着させているのは、やはり灯明器としての使用を思わせるものといえよう。

なお、茶褐色木屑層・炭層からは出土していないが、鉢Eや鉢Xに類する器形に「鉢B」がある。鉢Bは口縁端部を内側に折り返し小さく肥厚させるタイプで、その器形や大きさ、煤を付着させる個体の存在など、本書でいう鉢Xとの共通点が多い。つまり、既刊の報告でいう「鉢B」・「鉢E」や本書での「鉢X」は、機能上・形態上の同一種を器表面の調整手法や口縁部形態などの小異によって細分したもので、その用途のひとつが灯明器であったことは間違いない。

## B II期建物柱抜取穴の土器群

### i 『平城報告XI』 所載土器群との比較

殿舎地区のII期掘立柱建物SB17870・SB17874およびSB18140では、その柱抜取穴から土師器を主体とする土器群が出土している。これらは『平城報告XI』で記載したII期建物柱抜取穴出土の土器群と本来同一の土器群と考えられるので、既報告のそれらをいま一度整理し、II期建物の廃絶にかかわる土器群の全体像を明らかにする必要がある。

SB7150は、9間×5間の東西棟建物で、西宮と目されるII期建物群の正殿（西宮寝殿）である。その東脇殿はSB6663、西脇殿はSB17870（本書）で、両者は中軸線を介して対称の位置を占める。SB6666はSB6663の北側にある東西棟、SB7151・SB7152はSB7150の北側で南北に並ぶ東西棟である。また、正殿SB7150の前面には東西棟SB6611・SB6610が建ち、その東側にはSB6655・SB6660が、西側にはSB17871・SB18140（いずれも本書）が並ぶ。

『平城報告XI』では、正殿SB7150の柱抜取穴から出土した土器群を平城宮土器Vとし、同じII期建物SB6663・SB6666・SB7151・SB7152の柱抜取穴から出土した土器群を同VII（古段階）に対比している。つまり、II期建物群の解体には時間差があり、正殿が早く、東脇殿ほか周囲の建物群が遅いとみただけである。今回報告するSB17870・SB17874およびSB18140の土器群が、上の遺構変遷のなかでいかなる位置を占めるかが問題となる。そこで、まずSB7150およびSB6663等の土器群を簡単にまとめ、次いでSB17870・SB17874・SB18140など本書にて報告

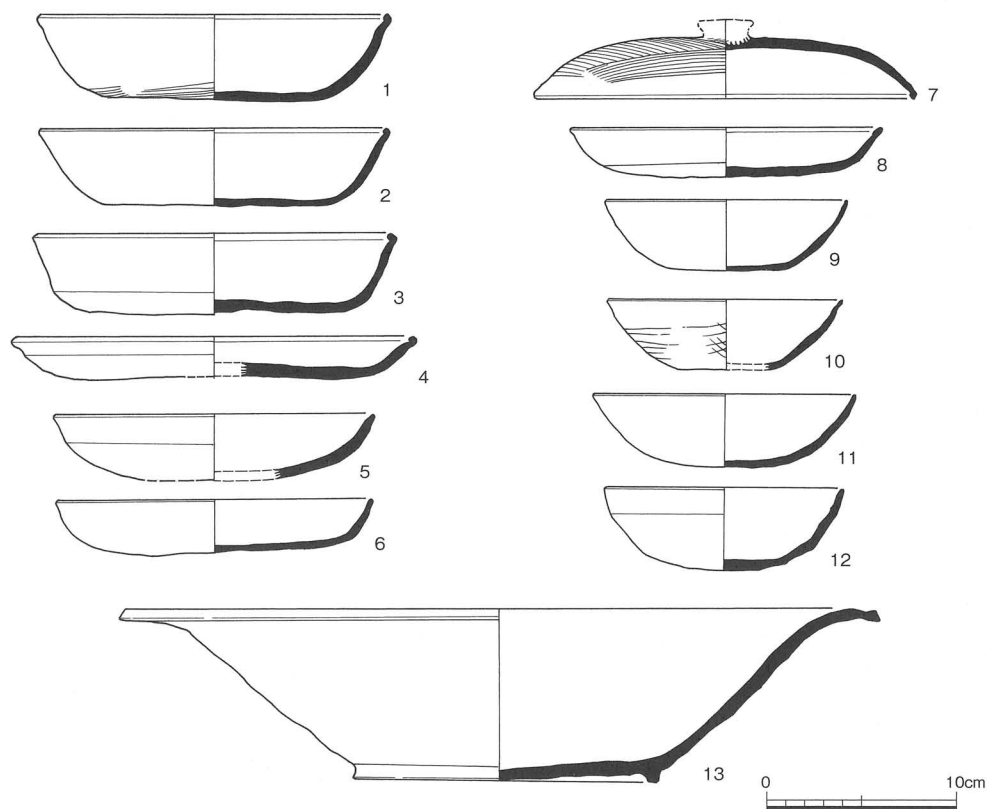


図 112 SB7150 柱抜取穴出土の土師器



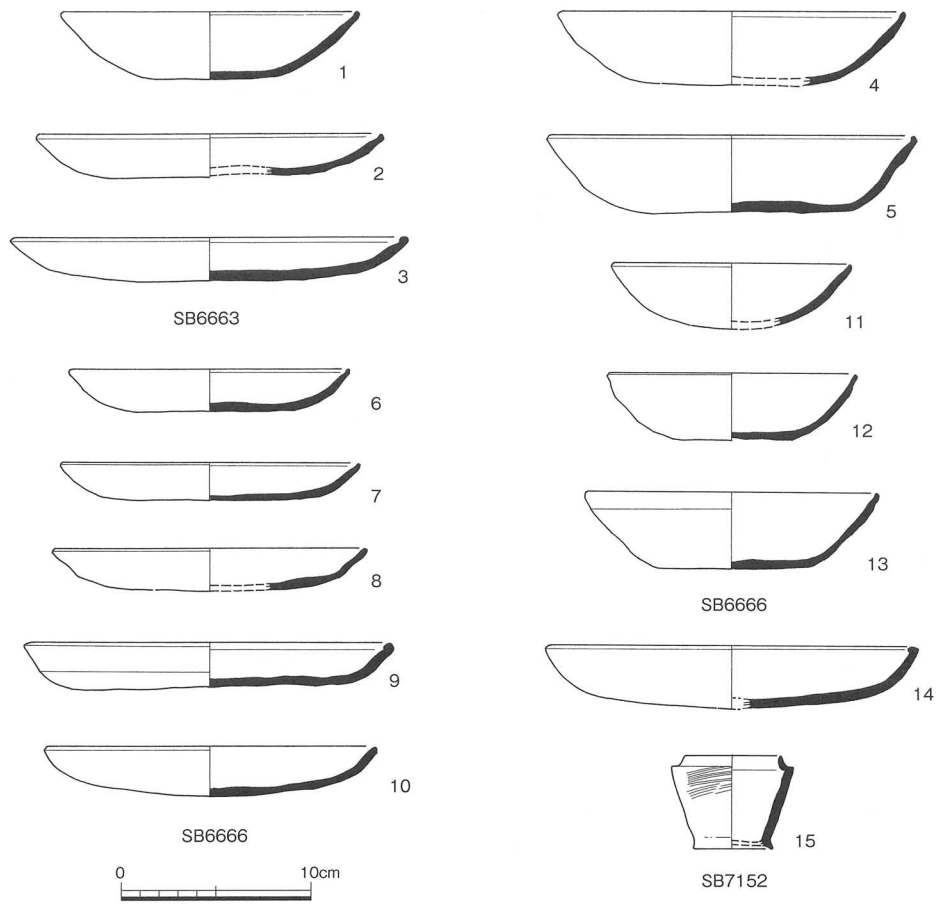


図 113 SB6663 および SB6666・SB7152 柱抜取穴出土の土師器

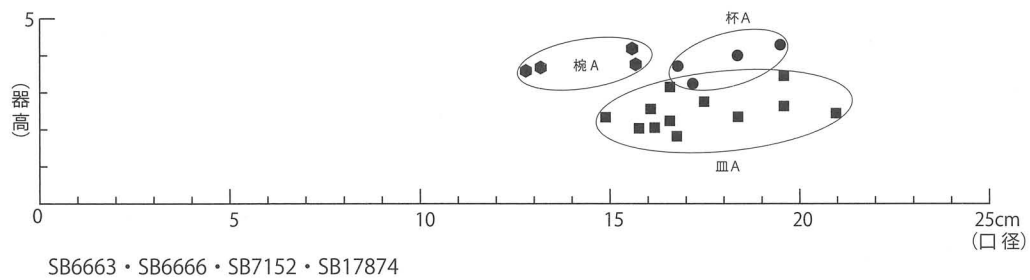
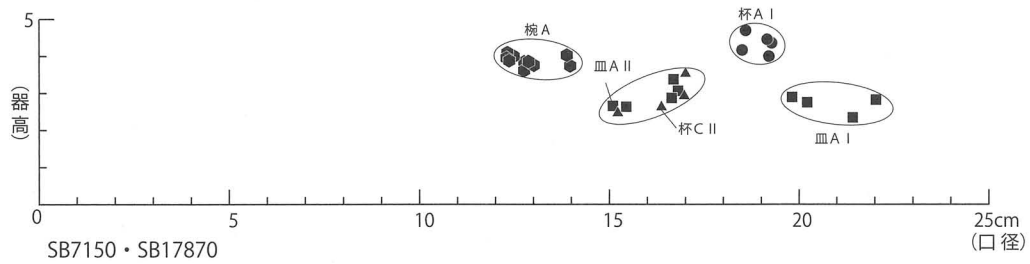


図 114 II期建物柱抜取穴出土の土師器食器法量分布

する土器群との比較を試みたい。

**SB7150柱抜取穴出土の土器** この建物の土器群は、FF40・FG40・FH40地区の柱抜取穴に廃

SB7150  
の土器群

棄されたもので、FG40地区から出土した個体が多い。主体を占めるのは土師器の食器で、杯A・杯Bとその蓋、杯C・椀A・椀Cからなる。杯A IにはI群とII群とがあり、I群の杯A Iは口径約19cm、器高約4.5cm。個体数が少ないものの（5個体）、調整手法は例外なく $b_0$ 手法である。これに対し、II群の杯A Iは口径約18.5cmとわずかに小さく、調整手法は $c_0$ 手法または $c_2$ 手法である。皿A IはI群( $b_0$ 手法)に限られる。皿A II(口径15.0~16.5cm、器高2.5~3.0cm)はII群( $c_0$ 手法)のみだが、これと等法量の杯C IIはI群( $b_0$ 手法)である。椀A IではI群・II群の双方があり、判明する範囲では $c_0$ ・ $c_3$ 手法がある。ただし、 $c_3$ 手法のヘラミガキは間隔が6~8mmと広い。

以上をまとめると、SB7150柱抜取穴出土の土師器食器は次のとおりとなる。杯A Iの一部・皿A Iおよび杯C IIはI群土器で、 $b_0$ 手法によるのに対し、これ以外の杯Aと皿A IIとはII群土器で、全面ヘラケズリの $c$ 手法を通則とする。椀A Iには両群あり、全体をみると $c_0$ 手法が $c_3$ 手法にまさり、ヘラミガキは粗く不徹底である。

SB6663  
等の土器群

**SB6663・6666・7152柱抜取穴出土の土器** 『平城報告XI』では平城宮土器Ⅶ古段階として一括された土器群である。それぞれの建物で土器が出土する柱穴は限られており、SB6663ではおもにAG31地区の柱穴東北隅の小穴から、SB6666ではAL31地区の柱痕跡から、SB7152ではGN40地区の柱抜取穴から出土したことが多い。ただし、SB6663の小穴は抜取穴でなく、柱掘方を壊すピットであるから、この点で建物の解体時期を示すかは問題が残る。土師器食器は杯Aが3個体、杯Bとその蓋が各6個体、皿Aが8個体、椀Aが4個体、高杯が2個体である。これらは赤褐色のII群土器が大多数を占め、淡褐色のI群土器はきわめて少ない。杯Aおよび椀Aは $c_0$ 手法で整形している。ヘラケズリはほぼ全面におよび、口縁端部直下のヨコナデを削り残す $e-c$ 手法の例は皆無である。

以上から、土器群はSB7150が古く、SB6663等が新しい。よってII期建物の解体は少なくとも2度にわたることが知られる。この解釈は、『平城報告XI』のそれとまったく同じであるが、SB6663の土器群が建物の解体時期を示すかはわからない。そこで次は、本書で報告したII期建物群出土の土器群が、上掲の土器群のいずれに近いかを考えよう。

SB17870  
の土器

**SB17870柱抜取穴出土の土器** この建物の土器群は複数の柱抜取穴から出土したもので、柱抜取穴には多くの瓦片・炭を混じていた。土器は土師器を主体とし、IG49・IL52地区の柱抜取穴から出土したことが多い。土器様相は、結論からいえば正殿SB7150のそれに一致する。土師器食器は皿A I・杯C IIがI群土器に属し、 $a_0$ または $b_0$ 手法によるのに対し、杯A Iおよび皿A IIはII群土器で $c_0$ ・ $c_2$ 手法である。杯C II(I群)と皿A II(II群)とは等法量の関係にある。椀A IはII群が多く、 $c_0$ 手法が優勢だが、一部にヘラミガキをもつ $c_3$ 手法の例がある。ただし、そのヘラミガキは間隔が広く不徹底である。以上の特徴は、上にみたSB7150の土師器食器と共通する。したがって、SB17870の土器群とSB7150のそれらとは、廃棄のタイミングを同じくすると考えるのが妥当であろう。

SB17874  
の土器

**SB17874柱抜取穴出土の土器** この建物の土器群はIJ64地区の柱抜取穴に限って出土したもので、この点でSB6666等での出土状況に一致する。土師器の杯A IIが1個体、皿A IIが4個体からなる。個体数は少ないがすべてII群土器で、 $c_0$ 手法による。II群土器の優勢と $c_0$ 手法の多用、外傾度の増加はSB6663等の土器群に通じる傾向で、少なくともSB7150・SB17870とは内容が

異なる。

**SB18140柱抜取穴出土の土器** この建物の土器群はHS55地区の柱抜取穴のみから出土したもので、土師器杯A 1個体、皿A 3個体である。1箇所の柱抜取穴に限り出土したこと、土師器杯A・皿Aのいずれもがc手法によることは、SB17874の柱抜取穴における土器の様相と類似する。また、杯A・皿Aは口縁部の外傾度が高く、平城宮土器Ⅶに属するといえる。

SB18140  
の土器

ここまできをまとめると、Ⅱ期建物柱抜取穴出土の土器群はSB7150・SB17870（平城宮土器Ⅴ）→SB6666・SB7151・SB7152・SB17874・SB18140（平城宮土器Ⅶ）と並ぶ。

Ⅱ期建物の正殿SB7150の土器は『平城報告Ⅻ』で平城宮土器Ⅴとしたもので、今回の報告で西脇殿SB17870の土器群がこれに加わったことになる。土師器食器（杯A・碗A）にみるヘラミガキの簡素化傾向は平城宮土器Ⅴのなかでの新相と考えるが、一方でⅠ群土器（杯AⅠ・皿AⅠ・杯CⅡ）が一定量を占めている。

SB7150とSB17870との間における土器様相の類似は、おそらく土器廃棄の同時性を示すであろう。つまり、Ⅱ期建物群のうち正殿と西脇殿との解体は同時とみられ、時機を同じくして柱抜取穴に土器が廃棄されたことになろう。したがって、これら2棟の建物の柱抜取穴から出土した土器は、いわば同一の土器群とみてよい。

これに対し、同じⅡ期建物でもSB6666・SB7151・SB7152（『平城報告Ⅻ』）、SB17874・SB18140では、4～5個体とごく少数の土師器食器（杯および皿）が、特定の柱抜取穴のみから出土するケースが多い。これらの土師器はⅡ群土器の優勢とc<sub>0</sub>手法の多用、外傾度の増加などから平城宮土器Ⅶに位置づけられよう。

東脇殿SB6663の土器（大多数がAG31地区の小穴から出土）は、確かにSB6666等の土器群（平城宮土器Ⅶ）と同じ様相を呈するが、これは柱抜取穴からの出土ではなく、この建物の解体時期を示すとは限らない。よって、この建物がSB7150・SB17870と同時に解体された可能性は否定できない。むしろ、正殿SB7150および東脇殿SB6663・西脇殿SB17870の3棟は、解体の時機を同じくすると考えるのが自然かもしれない。

なお、Ⅱ期建物群のうちSB6666・SB7152およびSB17874・SB18140の土器（平城宮土器Ⅶ）には、完形またはそれに近い土師器食器数個体が、特定の柱抜取穴から出土するという共通性がある。土器が出土する柱の配置には規則性を認めたいものの、このような出土状況はやや特異である。つまり建物1棟につき、1箇所の柱抜取穴が何らかの理由で選定され、そこに土師器食器を埋めたことが考えられる。これに対し、SB7150およびSB17870（平城宮土器Ⅴ）では、複数基の柱抜取穴から土師器食器・煮炊具などが出土したものであり、SB6666などの土器とは出土状況が大きく異なっている。こちらは柱抜取穴への廃棄行為と解釈できそうである。

## ii 平城宮土器Ⅴの土器群

上の検討からSB7150・SB17870の土器群を同じ様相とみなす場合、それは平城宮土器編年のなかでいかなる位置を占めるのであろうか。SB7150の土器群は平城宮土器Ⅴとして既報告だが、ここでSK2113（平城宮土器Ⅴ）の土師器食器（『平城報告Ⅶ』）と比較してみよう。

**SK2113の土器群** SK2113は内裏北外郭の東半で検出した東西3×南北2mの土坑で、計427個体の土器が出土している。木簡など土坑埋没の上限を定めるような遺物を欠くが、土器群は

SK2113  
の土器群

その様相から平城宮土器Vの標準資料とされる。

土師器は315個体(73.8%)と全体の約4分の3を占め、これ以外の112個体(26.2%)が須恵器である。土師器食器の器種構成・個体数をみると、杯A(31個体)、杯B(7個体)、同蓋(2個体)、皿A(125個体)、椀A(87個体)、椀C(13個体)などとなる。このうち、個体数の多い皿Aは大形品(A I; 30個体)と小形品(A II; 95個体)に分かれ、後者は本書でいう杯C(I群土器)を多く含む。また、椀Aは大多数がA II(83個体)に属し、これ以外(4個体)がA Iである。以下、SB7150等の土器と比較可能な土師器食器について、SK2113出土資料を概観したい。

杯AにはI群・II群土器の双方がある。I群の杯Aは口径17.8~19.7cm、器高3.8~4.8cmで、調整手法は $b_0$ 手法の例が $a_0$ 手法の例より多い。II群は口径18.5~19.2cm、器高3.7~4.9cmで、 $c$ 手法が目立つ。皿A II(杯C II)は個体数が多く95個体を数える。皿A IIはII群、杯C IIはI群土器である。椀Aは個体数が87個体と多い。口径11.2~14.4cm(13.11±0.60cm)、器高3.7~4.7cm(4.15±0.26cm)で、 $c_3$ 手法が圧倒的に多く、これに $e_3$ 手法(I群か)の例が加わる。椀Aは全体に半球形の器形で、多くはヘラミガキが比較的稠密である。

## II期建物の土器群

**SB7150・SB17870の土器群** 土師器食器にはI群・II群土器の双方がある。I群の杯A Iは口径19.2cm、器高4.3cmで、調整手法は $b_0$ 手法である。II群は口径18.5~19.2cm、器高3.9~4.6cmで、 $c_0$ ・ $c_2$ 手法がある。同様に、皿A IはI群で口径19.8~22.0cm、器高2.3~2.8cmで、調整手法は $b_0$ 手法が $a_0$ 手法を凌駕するのに対し、皿A IIはII群が主体となり、口径15.1~16.8cm、器高2.6~3.0cmで、調整手法は $c_0$ 手法のみとなる。また、杯C IIはすべてI群土器で、口径15.2~17.0cm、器高2.5~3.5cmである。皿A IIとは等法量だが、調整手法は $b_0$ 手法が $a_0$ 手法をしのぐ。一方、土師器椀Aは口径12.4~14.0cm(12.91±0.59cm)、器高3.6~4.0cm(3.80±0.12cm)であり、SK2113に比し小口径で、器高も小さい。ヘラミガキは施さないもの( $c_0$ 手法)が多く、粗いもの( $c_3$ 手法)がこれに次ぐ。個体数が少ない点に問題が残るが、 $c_0$ 手法が $c_3$ 手法をしのぐのはほぼ確実である。これは、 $c_3$ 手法の椀Aが多いSK2113とはやや異なる様相といえる。

SK2113とは、土師器食器の器種構成は同じである。また、I群土器で $b_0$ 手法が $a_0$ 手法より多く、II群土器で $c$ 手法が主体となるのも同様といえる。ただし、椀Aでは法量のわずかな縮小、ヘラミガキの消失傾向( $c_0$ 手法の増加)からみて、SB7150・SB17870が新相を帯びるようである。器表面の保存状態がわるいとはいえ、SB7150およびSB17870出土土師器のほうが、ヘラミガキの密度が明らかに低い。

柱抜取穴からの出土であるため個体数が少なく、器種構成もヴァリエティにやや欠けるが、SB7150・SB17870の土器は平城宮土器Vのなかでも新しい要素を一部に含んでいるといえよう。また、II期建物群の一部が平城宮の廃絶にともない解体されたことを考えるならば、SB7150・SB17870の土器はまさにこの時期に残された可能性があるだろう。

1) こうした出土状況は、建物解体時に何らかの祭祀をおこなったことを想起させるが、出土

状況の精確な記録を欠くため、この方面での検討は難しい。